

課題別指針 (金融)

平成21年12月

独立行政法人 国際協力機構
公共政策部

はじめに

この金融課題別指針は、金融に関する主な概況や援助動向、アプローチや手法を整理したうえで、JICA 事業による協力の方向性や留意点を示すために JICA が作成したものです。これにより、JICA 関係者間で金融に関する基本的な情報・知識の共有を図るとともに、JICA 事業計画の企画・立案および案件の審査や実施の際の参考としています。

また、この課題別指針を、JICA ナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々にもこれら JICA の金融に関する基本的な考え方を知っていただきたいと考えています。

金融分野については、JICA にとって比較的新しい分野であること、また 2008 年 10 月に国際協力銀行円借款部門と統合して新 JICA が発足したことにより、JICA を取り巻く環境が大きく変化すること、実体経済や国民の生活に大きな影響をおよぼす重要なセクターであること、といった特徴が挙げられます。

こうした状況の下、この金融課題別指針では「開発課題としての金融」に着目しており、「ツールとしての金融」については本指針の対象としておりません。

平成 21 年 12 月

目 次

はじめに

目次

体系図について.....	I
概 観（要約）.....	III
第1章 金融課題の概況.....	1
1 - 1 金融課題の定義.....	1
1 - 2 金融課題の現状.....	3
1 - 3 国際的援助動向.....	5
1 - 4 我が国の援助動向.....	8
第2章 金融課題に対するアプローチ.....	10
2 - 1 金融課題の目的.....	10
2 - 2 金融課題に対する効果的アプローチ.....	15
開発戦略目標Ⅰ「金融システムの整備・安定化・効率化」.....	18
開発戦略目標Ⅱ「適切なマクロ金融政策の実施」.....	25
第3章 JICA の協力の方向性.....	27
3 - 1 JICA が重点とすべき取り組みと留意点.....	27
3 - 2 今後の検討課題.....	32
付録1 JICA の主な協力事例.....	35
(1) JICA の協力事例リスト（プロジェクト・研修・個別専門家・有償資金協力）..	35
(2) 協力事例の具体例.....	45
付録2 主要国際機関等の金融に関する取り組み.....	49
(1) 主要国際機関等の状況.....	49
(2) 国際開発金融機関のローン・TA の地域別・セクター別シェア状況等.....	61
付録3 基本チェック項目.....	68
引用・参考文献・WEB サイト.....	69
用語・略語解説.....	72

体系図について

本課題別指針では、下記のような開発課題体系図を作成した。

開発課題体系図の例（情報通信技術の例）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
1. IT政策策定能力の向上	1-1 電気通信政策の確立	競争原理の投入	◎ 外資導入政策の策定支援
① IT国家戦略の策定	① サービス加入者数 ② 電気通信産業の規模	① 新規参入事業者数 ② 電気通信産業規模	△ 民間投資の促進政策支援 × 参入規制の緩和支援
主な指標	③ 自由化の進展度	③ 通信サービス価格	○ 競争市場の形成支援

* ①～③は主要な指標

* 「プロジェクト活動の例」の◎、△等のマークはJICAの取り組み状況を表すもの。

◎（多く取り組んでいる）、○（いくつかの協力事例はある）、△（プロジェクト活動の一部として実施している例がある）、×（ほとんど取り組みがない）

上図の「開発戦略目標」「中間目標」「中間目標のサブ目標」は、各開発課題を分類したものである。

開発課題体系図は、課題の全体像を示すために、開発戦略目標及び中間目標をまとめたものと、各戦略目標別にプロジェクト活動の例まで盛り込んだものを本文中の該当個所に入れている。また、開発戦略目標からプロジェクト活動の例まで、全てを網羅した全体図を次頁に掲載している。

なお、開発課題体系図と国別事業実施計画との関係については、国や分野によってケースバイケースで対応せざるを得ないと思われるが、体系図で示している「開発課題」は国別事業実施計画・開発課題マトリクスの「援助の重点分野」にあたり、また、体系図の「開発戦略目標」「中間目標」「中間目標のサブ目標」は国別事業実施計画の開発課題マトリクスの「問題解決のための方針・方向性（開発課題）」に対応するものと考えられる（どのレベルの目標がマトリクスの「開発課題」にあたるかは、国や分野により異なる）。

開発課題体系図と国別事業実施計画・開発課題マトリクスの対応

<開発課題体系図>

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
--------	------	-----------	------------

体系図の「開発課題」

援助の重点分野の現状と問題点	問題の原因と背景	問題解決のための方針・方向性（開発課題）	JICAの協力目的（具体的な達成目標あるいは指標）	JICAの協力プログラム名
----------------	----------	----------------------	---------------------------	---------------

<国別事業実施計画・課題マトリクス>

金融開発課題体系図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例		
I. 金融システムの整備・安定化・効率化	I-1 総合的な金融制度デザイン	金融制度のフレームワーク策定・改革	△ 金融自由化・市場開放管理に関する支援 △ 為替管理・資本移動規制に関する支援 △ 国家債務管理に関する支援		
	I-2 金融機関の整備・安定・強化	A: 萌芽的な金融体制整備	基礎的金融サービスへのアクセス改善	(× マイクロ・ファイナンス体制の構築)	
			財政と金融の分化	(○ 財政部分からの政策金融機関の独立)	
			国営銀行整備・国営銀行の民営化	(× 国営商業銀行の設立・改革・民営化)	
		B 骨格的な金融仲介機関の体制整備	(i) 金融機関規制・制度の整備 (ブルーデンシヤル政策の強化)	ガバナンス、競争制限規制 (参入規制・金利規制等) バランスシート規制 (自己資本比率規制・大口融資規制等) 金融機関の情報開示 (ディスクロージャー) 金融検査・モニタリング 不正資金洗浄行為 (マネーロンダリング) 対応整備	(△ 金融機関の情報の開示制度策定支援) △ 金融機関監査に関する人材育成 ○ マネーロンダリング防止に関する支援
			(ii) 決済システムの整備	銀行間決済ネットワークの整備	○ 資金決済システム整備に関する支援
			(iii) 信用秩序・金融システムの安定性補完	セーフティネット整備 (預金保険制度等)	○ 預金保険制度の導入・強化支援
			(iv) 金融部門再構築	金融機関リストラクチャリング支援	(× 金融機関の再建プラン策定支援)
		C: 政策金融機関の整備	特定のセクター振興を目的とする各種公的金融機関の設置 (開発金融機関、貿易金融機関、中小企業金融機関、農村・農業金融機関、公的マイクロ・ファイナンス機関、住宅金融機関、その他社会経済政策金融機関、等)	○ 開発金融機関に関する支援 ○ 貿易金融制度整備に関する支援 ○ 中小企業金融機関に関する支援 ○ 住宅金融機関に関する支援 (○ マイクロ・ファイナンス機関の経営改善)	
		D: 金融仲介機関の組織的能力強化	金融機関のコーポレート・ガバナンス 全社的経営管理 (ALM 等) 与信先企業・プロジェクトのリスク審査・信用分析 顧客取引・外為等個別オペレーション能力の強化 資産自己査定	○ 金融機関職員の審査・信用分析能力/金融機関経営管理能力 (ALM 等) の強化支援	
		【その他の金融機関】 (証券会社・生損保・リース・年金基金・ベンチャーキャピタル等)	業態別規制・制度整備能力の向上	(× 生損保の財務規制政策立案支援)	
	業務能力の向上		(× 証券業資格制度構築支援)		
	I-3 金融市場の育成	短期金融市場 (コール・手形市場等のインターバンク市場、債券現先等のオープン市場) の整備	短期金融市場 (コール・手形市場等のインターバンク市場、債券現先等のオープン市場) の整備	(× マネーマーケット市場設計支援)	
			株式・債券市場の整備	○ 資本市場政策策定・制度整備支援 ○ 監視・監督体制整備支援 ○ 取引所、派生商品市場の創造支援	
			クレジット市場 (貸出債権取引市場、証券化市場等) の整備	(× シンジケートローン市場育成支援)	
		外国為替市場の整備	(× 外為市場監督者育成支援)		
		商品 (コモディティ) 市場の整備	(× 商品先物市場構築支援)		
		デリバティブ市場の整備	(× デリバティブ市場構築支援)		
	各種ファンドへの適切な対応	(× ファンド監視制度構築支援)			
	I-4 金融関連インフラ諸側面の整備	金融市場・金融機関に直接・間接に関わる法制度整備 (銀行法、中央銀行法、証券取引法、商法、企業法、税法、破産関連法制等)	金融市場・金融機関に直接・間接に関わる法制度整備 (銀行法、中央銀行法、証券取引法、商法、企業法、税法、破産関連法制等)	△ 関連法整備・執行に関する支援	
企業会計制度・監査制度 (含む金融機関監査・政府等公的会計・援助会計) の整備			○ 企業会計制度の整備に関する支援		
金融関連情報機能の整備 (金融統計・金融情報システム・格付等信用情報等)			○ 金融統計整備に関する支援		
金融市場の健全な発展促進のための監督・規則整備			(× 公的年金運営管理規制支援)		
II. 政策の実施	II-1 中央銀行における金融政策能力向上	適切な金融政策の立案・運営を支えるキャパシティ・ディベロップメント	○ 金融経済情勢や金融市場・制度などについての調査・分析に関する支援 ○ 金融経済の動向や構造変化の的確な把握に向けての統計整備支援		

プロジェクト活動の例:

- ◎ JICA の経済政策・金融協力事業で比較的事業実績の多い活動
- JICA の経済政策・金融協力事業で事業実績のある活動
- △ JICA の経済政策・金融協力事業でプロジェクトの1要素として入っていることもある活動
- × JICA の経済政策・金融協力事業で実績がほとんどない活動
- (× JICA 実績の有無とは別に、想定される活動の一例)

具体的なプロジェクト活動例については、付録1「JICA の主な協力事例」を参照。

概 観 (要約)

第1章 金融課題の概況

1 - 1 金融課題の定義

(1) 金融の定義・範囲

「金融」とは、お金が余っている主体（資金余剰主体）からお金が足りない主体（資金不足主体）へ資金を融通することである。資金循環の仕組みが十分に整備されていない開発途上国では、金融システムの未整備が経済発展そのものを阻害する可能性があるため、経済発展における金融分野の役割を考え、その上で金融分野が抱える問題を検討していく必要がある。

(2) 金融の全体像

金融分野は非常に広範である。開発途上国のマクロ経済政策は、グローバルな金融市場動向、輸出入状況などに大きく影響を受けながら、財政政策と金融政策とが密接に関連し合いつつ、産業政策や社会開発政策などのミクロ政策と共に、あらゆる産業、企業、個人の経済活動及び生活に影響を与えている。企業活動や市民生活といった経済社会活動の実体面（実物セクター）には、経済開発、社会開発、農村開発、人間開発等、それぞれの観点からの開発課題がある。金融分野は、直接的には金融政策、金融業界、金融市場等を対象にするが、実物セクターと金融セクターとは表裏一体の関係にあり、金融分野の課題は実物セクターの各課題に影響を及ぼす関係にある。

1 - 2 金融課題の現状

(1) グローバリゼーションと金融

経済のグローバリゼーションは、開放された市場を通じて開発途上国の経済を国際経済に直結させることとなり、制度、人材、技術力等の条件面で不利な立場にある開発途上国にとっては様々なリスクが増大している。そうしたリスクを軽減し、市場を効率的・安定的に機能させるためには、その前提条件として各種市場インフラを整備する必要があり、特に金融分野についてはこうした傾向が顕著であるといえる。開発課題としての「金融」を考える場合においても、グローバリゼーションと金融との関係を考慮することは必須のファクターになっている。

(2) 経済発展と金融

開発途上国に限らず、経済活動には資金が必要であり、同時に、資金がスムーズに移動できる仕組みの存在が、経済活動を活性化させるための必須条件となる。産業等の実体経済の分野（実物セクター）と金融の領域（金融セクター）との関係は、コインの裏表のような関係にあり、ある国及び地域の経済発展の度合いと金融機能の深化とは、極めて密接な相関関係にある。

(3) 国際協力における重要性

経済の発展度合いが低いほど、金融システムの整備・強化策は遅れがちになっている。これには幾つかの要因が考えられるが、いずれにしても、一国の経済発展と金融機能の発展とが相互に密接な関係にあることからすれば、経済成長の促進が求められる開発途上国において、金融分野の発展を支援することは国際協力の重要な対象課題となる。

1 - 3 国際的援助動向

(1) 現在の国際的な援助潮流

金融分野における現在の国際的な援助潮流は、次の3点に整理できる。

- ① 経済成長による貧困削減の重視
- ② 「政策支援型協力」の流れ
- ③ 援助協調（調和化）の流れ

(2) 世界銀行にみる金融分野への関わりの推移と国際通貨基金の関与

世界銀行が主に中長期資金需要を担当する一方、国際通貨基金（IMF）は、国際間決済を支援する役割から、短期の流動性資金供与が中心である。アジア経済危機の後、IMF は世界銀行と協力し、1999 年から両機関で各国の金融セクターの状況を把握するために、Financial Sector Assessment Program (FSAP) を開始し、現在に至っている。FSAP において、調査対象国の金融セクターにおける改善すべき点も指摘されており、当該国の金融セクターの状況把握には極めて有益な情報である。

(3) 世界銀行を除く主な国際開発金融機関の金融分野への関与状況

国際開発金融機関は開発途上国へのファイナンス供与を主たる業務としているが、それと同時に、ファイナンスに関連する技術協力（Technical Assistance : TA）も一般的に行っている。アジア開発銀行、欧州復興開発銀行等について見ると、一般的に国際金融機関は金融分野の開発に対して一定のコミットメント（支援）を継続していると言える。

1 - 4 我が国の援助動向

(1) 我が国の金融分野支援の概要

我が国で、金融分野の国際的な技術支援を行っている公的機関として、JICA 以外にも、日本政策金融公庫、東京証券取引所、財務省、日本政策投資銀行、国際金融情報センター、金融庁、日本銀行等が挙げられる。但し、国際支援コミュニティとの関係で見ると、これら公的な技術協力が、国際的なドナー関係者の間で十分な認識を持たれているとは言い難い状況にある。

(2) JICA の金融分野への取り組み

当初、JICA の金融分野における取り組みは、日本の金融制度、政策の概要等を紹介するために、経済関連の省庁及び政府系機関の協力を得ながら、開発途上国の行政官等を日本に招いて研修を実施したり、短期専門家を現地に派遣してセミナーを開催する等、いわゆる「情報提供型」の協力が中心であった。しかし、その後、旧共産圏諸国の市場経済体制

移行と 1990 年代後半のアジア金融通貨危機を経て、JICA としても金融分野におけるプロジェクトの発掘形成から実施、評価に至るまでのプロセスにおける課題対応能力の強化が求められるようになり、2004 年に課題部体制を発足させるのを契機に、金融分野の開発課題を一元的に担当する部署として、経済開発部内に「経済政策・金融チーム」（2008 年 4 月より公共政策部財政・金融課）を設置した。

第 2 章 金融課題に対するアプローチ

2 - 1 金融課題の目的

(1) 金融の機能・効果

金融の基本的機能は、「資金決済機能」、「金融仲介機能」および「信用創造機能」である。このうち、特に金融仲介の際には、資金の融通に伴って様々なリスクが発生することになるが、金融仲介機能にはこれらリスクを適切に評価・分析・管理する効果が見込まれる。

(2) 金融の意義・目的

金融システムが機能することによって、投資規模の拡大が見込まれること、さらには、投資利益率が引き上げられることに鑑みれば、結果として、金融分野の深化は経済成長を高める効果を持つという考えが成り立つことになる。すなわち、開発途上国開発における金融の意義・目的は「当該国の経済成長・産業発展を促すこと」にほかならない。

(3) 金融の発展イメージ

インフラ施設建設資金などの開発資金の原資、及び一般の経済活動に関する金融システムについて、いずれの場合も開発途上国の金融分野の発展を、経済の発展段階に応じて幾つかに整理することが可能である。

(4) 「間接金融」と「直接金融」

一般的に間接金融は、その代表的存在が銀行であることから、「銀行型金融システム」と称されることが多く、一方、直接金融は、金融市場を通じた取引が行われることから、「市場型金融システム」とも呼ばれる。この二つの類型は、いずれも、リスク評価等の基本的な金融仲介機能を果たすという点で共通しているが、一方で、プロジェクト評価のベースとなる「情報生産の仕方（借り手の信用状態等に関する情報を調査・分析するプロセス）」という部分では大きく異なっている。

(5) 開発途上国金融システムの発展パターン例

金融システムの発展パターンを示す代表的な事例として、①1960-70 年代にかけて形成された韓国の金融システム（グローバリゼーション以前に政府主導で急激な工業化に成功した事例）、そして、②1980 年代後半から 1990 年代にかけて形成された ASEAN 諸国の金融システム（グローバリゼーションの流れの中で外資主導による産業構造の高度化に成功した事例）、があり、両者を比較対照することが可能である。

2-2 金融課題に対する効果的アプローチ

金融課題の開発戦略目標及び中間目標はそれぞれ以下のように設定した。

【開発戦略目標Ⅰ「金融システムの整備・安定化・効率化」】

- 中間目標Ⅰ-1 総合的な金融制度デザイン
- 中間目標Ⅰ-2 金融機関の整備・安定・強化
- 中間目標Ⅰ-3 金融市場の育成
- 中間目標Ⅰ-4 金融関連インフラ諸側面の整備

【開発戦略目標Ⅱ「適切なマクロ金融政策の実施」】

- 中間目標Ⅱ-1 中央銀行における金融政策能力向上

なお、開発戦略目標及び中間目標の解説については本文を参照のこと。また、金融分野における JICA のこれまでの協力実績は付録 1 のリストに整理している。

第3章 JICA の協力の方向性

3-1 JICA が重点とすべき取り組みと留意点

(1) JICA が重点とすべき取り組み

JICA が重点とすべき取り組みを整理するにあたっては、[1] 開発途上国の経済発展段階に応じた金融分野の優先課題の変遷と、[2] 協力の裨益者区分を横軸・縦軸とするマトリックスを想定し、その上に、[3] 開発戦略中間目標を重ね合わせることによって、経済発展段階（最貧国、低開発国、中進国）の区分に応じた重点分野をイメージすることができる。

(2) 協力に際しての留意点

金融分野における協力を実施していく上で、特に留意すべき点として、以下の五点が挙げられる。

- ① 「銀行型金融システム」から「市場型金融システム」への転換
- ② 金融のグローバル化への対応
- ③ 金融分野の状況把握
- ④ 金融課題の広がり
- ⑤ 我が国の経験・実績と国際連携

3-2 今後の検討課題

JICA が、今後、金融分野の技術協力を展開していく上で、検討すべき課題として、以下の六点が挙げられる。

(1) 金融分野における支援実績の基礎情報データベースの構築

JICA が当該分野での取り組みを強化していく上で、旧 JBIC が実施してきた円借款業務に付随する技術協力も含めた既存の事業実績を体系的に整理し、そこから得られる情報や教訓の活用を図ることが必要である。そうした観点から、JICA 内では、課題支援ユニットがナレッジサイト上でこうした情報や資料の収集・整理を行っており、これらを通じて、在外事務所においても、当該分野における支援のあり方や案件形成について、多くの示唆が得られるものと思われる。

(2) 国内協力リソースとの関係強化

金融分野は極めて多岐にわたり、課題毎にそれぞれ別の専門性が必要となる。さらに、それぞれ高度な専門性が要求されることから、協力リソースを確保するのは容易でない。JICA が我が国の技術支援の中核的な実施機関であることに鑑みると、我が国全体の金融分野での開発途上国支援に関する連携体制の強化に向けて、より積極的な貢献をすべき立場にあると考えられる。

(3) 国際機関や他のドナー諸国との連携強化

金融分野における国際協力では、世界銀行、IMF 等の存在感が圧倒的に大きい状況下にある。今後、JICA が当該分野における取り組みを進めていく上で、国際機関や他のドナー諸国との連携強化を重要な課題として認識しておく必要がある。

(4) 業界団体や自主規制機関との連携

近年、各国の金融監督当局は業界団体や自主規制機関の機能を重視しており、実際に自主規制機関はグローバル・スタンダードを導入すべく国際的な協調を進めている。こうした動きに連動し、業界団体や自主規制機関との国際的な協調・協力は検討に値するものと思われる。

(5) 資金協力とのコラボレーション

今後は技術協力と資金協力の統合を視野に入れて、こうした連携の可能性を具体的に検討すべきであり、その際には、世界銀行や IMF 等の機関が融資と TA をどのような体制・スキームで実施しているかを詳細に検証することも一案である。

(6) マイクロ・ファイナンスとの関わり

マイクロ・ファイナンス (MF : Micro Finance) についてはこれまで「貧困緩和施策」の観点から多くの議論がなされてきたが、近年の MF を取り巻く環境の変化に伴い、次第に「金融開発課題」の視点からの議論が求められている。

第1章 金融課題の概況

1-1 金融課題の定義

(1) 金融¹の定義・範囲

ここであらためて、金融用語辞典で「金融」という言葉の意味を引いてみると、広義には「資金の流れ」であると同時に、狭義では「資金の貸借」と記されている。即ち「金融」とは、お金が余っている主体（資金余剰主体）からお金が足りない主体（資金不足主体）へ資金を融通すること²である。

これを開発途上国の開発課題として見る場合、「金融」は、如何に資金を調達し、且つ、限られた資金の有効活用という観点で、調達された資金を如何に配分していくか、という問題になる。つまり、資金循環の仕組みが十分に整備されていない開発途上国では、金融システムの未整備が経済発展そのものを阻害する可能性があるため、経済発展における金融分野の役割を考え、その上で金融分野が抱える問題を検討していく必要がある。

なお、開発のための資金の流れとしては、国民の税金を原資として、政府が家計や企業に対して道路建設や治安維持といったサービスを提供する部分、即ち「財政」に属するものが存在する。實際上、「財政」と「金融」は互いに密接な関係にあるが、開発課題としては「財政」と「金融」は区別して取り扱うものとする。（「財政」の課題別指針は、別途策定予定。）

(2) 金融の全体像

金融分野は、実は非常に広範である。内容面でみると、金利の水準や貨幣の流通量のコントロールを典型とする狭義の金融政策や為替通貨政策・資本移動規制政策、政府と中央銀行との役割分担や金融機関体制を中心とする金融制度設計、株式債券市場等の市場育成策などの一国の金融システムの骨格を成すマクロ金融政策から、金融機関や各市場の運営・管理にかかる諸制度の整備や金融機関の審査能力等の組織能力強化の問題、あるいは、金融取引等に関連する法制度や会計制度・監査制度、金融に関連する情報や統計の整備に係る側面など幅広い。

一国のマクロ経済政策は、財政政策と金融政策に大別でき、両者は相互に密接な関係にある。例えば、国債の発行規模は国の財政規模を左右すると共に、国内の資金需給バランス、即ち、金融事情にも大きな影響を与える。仮に国債が大量に発行されると、国全体の資金需要が逼迫し、金利が上昇し易い。国家の債務管理問題は財政政策の重要事項である

1 当該指針においては、「①金融制度」「②金融システム」「③金融分野」という3つの語彙を、それぞれ以下のような意味に捉えて使用している。

- ① 金融制度 : 金融活動を規定する関連法制度の枠組み。即ち、金融のソフトインフラ部分。
- ② 金融システム : ソフトインフラとしての金融制度に加え、それによって活動するプレーヤーや制度の枠組みに沿って運営されるネットワーク（例えば証券市場、決済システム等）等のハードインフラ部分も包含する、金融機能の総体。
- ③ 金融分野 : 金融を他の開発セクターから独立させて特定する場合の名称。

2 ここで言う「資金の融通」は、主に同時点・異主体間での資金のやり取りを示すと同時に、お金が余っている時点（資金余剰時点）からお金が足りない時点（資金不足時点）への資金融通（異時点・同主体間での資金のやり取り）も含まれる。

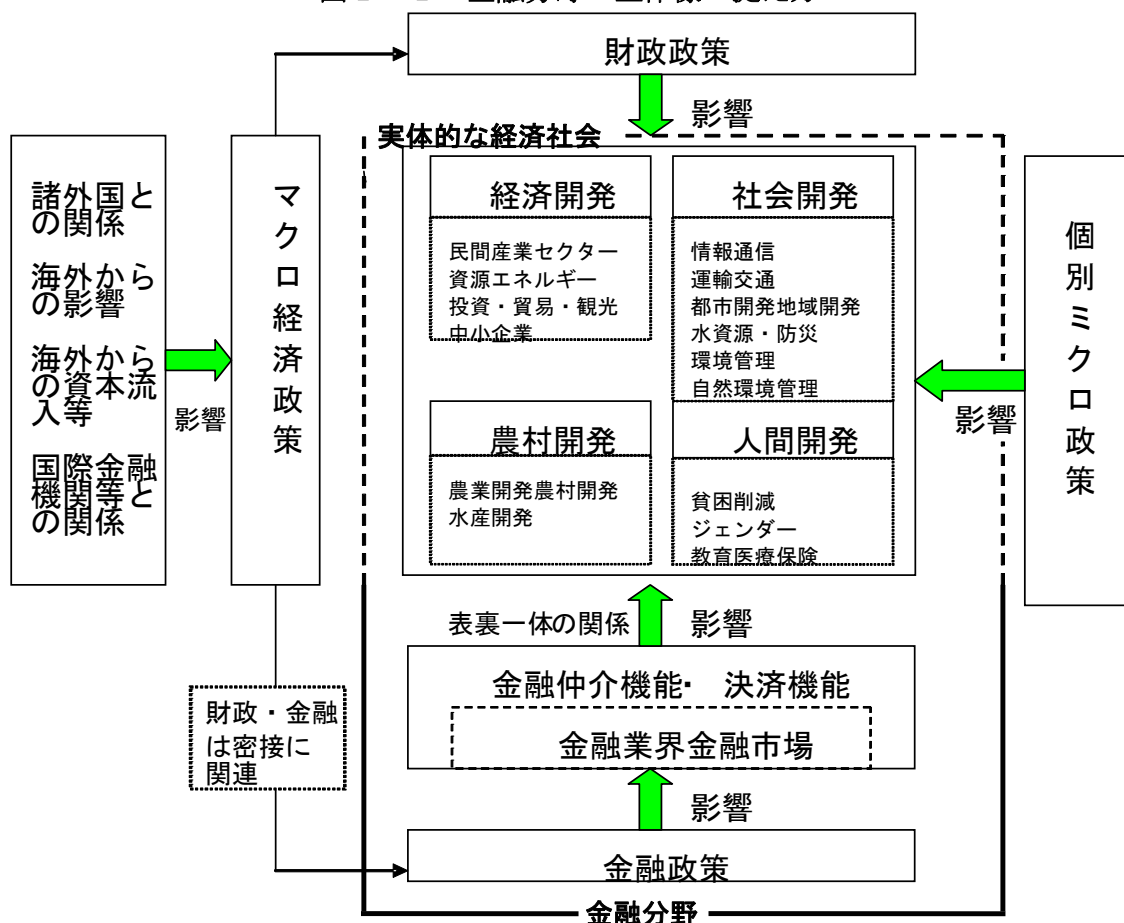
と同時に、金融的な政策課題を持つことになる。また開発途上国の場合には一般的に、国内に資本が乏しく、海外からの資本に依存する度合いが大きい為に、海外からの ODA などの資本の流入は国内の財政事情を左右するとともに、資本移動規制策や為替管理のような資本流出入に直接影響を及ぼす事項は、金融分野としても無視できない問題である。したがって、海外の金融動向による影響や金融市場の外資への開放度なども念頭におく必要がある他、世界銀行に代表される国際開発金融機関や IMF、さらには欧米ドナー諸国の影響力も視野に入れておく必要がある。

金融分野の制度設計や金融サービスの供給サイドを担っている主体でみると、財務省などの中央政府省庁、中央銀行、公的金融機関、民間金融機関、証券会社、ノンバンク、NPO（マイクロ・ファイナンス等）、証券取引所、監査法人、格付機関等など、非常に幅広い。一方、金融分野は金融サービスの需要者サイド（利用主体）、具体的には、企業、個人、政府等の経済主体が関与する。これらの金融サービスの需要者サイドは、経済の実体面を担うアクター（実物セクター）と言えるが、金融市場の資金の流れ（金融セクター）は、実体面の事象と表裏一体の関係にある。経済社会の実体面を対象とした各種の開発課題の検討にも、常に、金融分野の開発課題が背後で関係している。

以上をまとめたのが図 1-1 である。開発途上国のマクロ経済政策は、諸外国との社会経済的な関係に大きく影響を受けながら、財政政策と金融政策が密接に関連し合いつつ、産業政策や社会開発政策などのマイクロ政策と共に、あらゆる産業や企業、個人の経済活動や生活に影響を与えていく。企業活動や市民生活といった経済社会活動の実体面（実物セクター）には、経済開発、社会開発、農村開発、人間開発などそれぞれの観点からの開発課題がある。金融分野は、後述の開発課題体系図に示すように、直接的には金融政策や金融業界、金融市場などを対象にするが、実物セクターと金融セクターは表裏一体の関係にあるので、金融分野の課題は実物セクターの各課題に影響を及ぼす関係にある。³

3 逆に言えば、実物セクターの各課題が金融の課題に対して大きく影響を及ぼすことも考えられるため、金融セクターの開発課題を検討する際には、関連する他分野（特に財政政策、産業・企業政策、社会開発政策等）の状況把握が不可欠であり、対象途上国における各セクターそれぞれの状況や変化に合わせた柔軟な対応が必要となる。

図1-1 金融分野の全体像の捉え方



出所：JICA・日本経済研究所『金融分野に対する基本的考え方策定のための調査報告書』2006年2月を基に作成。

1-2 金融課題の現状

(1) グローバリゼーションと金融

経済のグローバル化は、いまだかつて無い発展の機会を開発途上国に提供しているが、その一方で、開放された市場を通じて開発途上国の経済を国際経済に直結させることとなったため、制度や人材、技術力等の条件面で劣後している開発途上国にとっては様々なリスクが増大している。

そうしたリスクを軽減し、市場を効率的・安定的に機能させるためには、その前提条件として金融市場インフラを整備する必要がある。特に金融分野についてはこうした傾向が顕著であるといえる。例えば、1997～1998年にアジアを襲った経済危機は、グローバル化の下では金融分野における適切な制度整備を進めることが、開発途上国経済発展にとって不可欠であることを認識させる契機となった。開発課題としての「金融」を考える場合においても、グローバル化と金融の関係を考慮することは必須のファクターになっている。

Box1-1 —コラム— 【アジア経済危機】

アジア経済危機とは、1997年7月にタイを中心として始まったアジア各国の急激な通貨下落（減価）現象に端を発した経済危機のことであり、この現象は東アジア、東南アジアの各国経済に多大なる悪影響を及ぼした。（この他一般的に、「アジア通貨危機」という言葉も使われているが、これは狭義に通貨下落現象のみをさす場合と、これによって起こった金融危機を含む経済危機全体を指す場合があり、後者は「アジア経済危機」と同義ということになる。）

1995年以降アメリカで「強いドル政策」が採用され、ドルが高めに推移するようになった。これに連動してアジア各国の通貨が上昇し輸出が伸び悩み、資本を投じていた投資家は経済成長の持続性に疑問を抱くようになった。そのような状況において、ヘッジファンドはアジア各国の通貨が過大評価されていると考えた。その結果、タイの通貨バーツは数度にわたって通貨投機の標的となった。タイ政府はバーツ防衛に努めたが結果として抗し切れず、1997年7月には、それまで採用してきた実質的な米ドルリンク制を放棄して変動相場制へ移行、ついにバーツを切り下げた。その衝撃は瞬く間に周辺諸国へ波及し、東南アジアや東アジアの多くの通貨価値が大幅に下落した。また、それまでに海外から流入していた投資資金（特に民間短期資本）が急激に国外へ流出したため、本国通貨ベースでの対外債務の急増と企業債務の増加を招いた結果、銀行資産内容の悪化（不良債権の増加）による信用収縮と金融不安も起こり、経済活動は負の連鎖に陥った。各国経済は深刻な停滞とファンダメンタルズの悪化に直面し、特にタイ、インドネシア、韓国の3カ国はIMFの支援を求めることとなった。（アジア諸国の金融発展パターンと経済危機の関係については、第2章の記述を参照。）

（2）経済発展と金融

1980年代から経済のグローバリゼーションが進行する以前からも、経済発展における金融分野の役割は十分に認識されていたと言える。開発途上国に限らず、経済活動には資金が必要であり、同時に資金がスムーズに移動できる仕組みの存在が経済活動を活性化させるための必須条件となる。金融インフラ整備が進めば、金融機関への預金などの形で経済や産業の発展の為に活用できる資金を動員することが出来るし、あるいは証券市場等を通じて資本として運用することも可能となる。このように、産業等の実体経済の分野（実物セクター）と金融の領域（金融セクター）との関係は、コインの裏表のような関係にあり、ある国および地域の経済発展の度合いと金融機能の深化は、極めて密接な相関関係にあるとみられている。

なお経済発展と金融深化の関係は古くから論じられてきた問題であるが、経済発展に対する金融の役割の「大きさ」については最近まで諸説分かれていた。しかしながら、近年の機能的視点や比較制度分析などの理論的進展と世界銀行のエコノミストや学界研究者を中心とする一連の実証研究等を通じて、金融が経済発展に大きな役割を果たすとする解釈が支配的になっている。

（3）国際協力における重要性

以上、開発途上国の経済発展における金融分野の重要性を述べたが、経済の発展度合

いが低いほど金融システムの整備・強化策は遅れがちになっている。これには幾つかの要因が考えられる。

第1に、金融は、実際に融通できる資金・資本が相応の規模で存在することで初めて機能させることが可能となるが、経済発展のステージが低い国ほど、国内に活用できる資本が乏しく、資金の仲介・融通がそもそも成り立たない。

第2に、金融は、様々な法制度や規制、各種のシステムといった複合的なビジネス基盤・政策を必要とする分野であり、高い専門性が要求される。

第3に、開発途上国では、総じて人材などのリソースが限られている為に、まずは輸出振興等の実物セクターの政策に注力せざるを得ず、結果として、複雑で且つ専門性も必要とされる金融分野への施策が遅れがちになり易い。

したがって、一国の経済発展と金融機能の発展が相互に密接な関係にあることからすれば、経済成長の促進が求められる開発途上国において、金融分野の発展を支援することは国際協力の重要な対象課題となる。

1 - 3 国際的援助動向

(1) 現在の国際的な援助潮流

金融分野における現在の国際的な援助潮流は、次の3点に整理できる。(金融分野に限ったものではないが、金融分野も該当する。)

1) 経済成長による貧困削減の重視

世銀、UNDPでも最近謳われているように、経済成長による貧困削減が注目されている。2015年に向けたミレニアム開発目標(MDGs)達成が国際社会の大きな目標になっており、金融分野においても貧困削減を念頭においたアプローチが目立っている。

具体的には、多くの国際機関やドナー諸国で、貧困削減に直接的に結び付くマイクロ・ファイナンス関連の技術協力を手掛けたり、開発途上国側で金融セクター改革をより包括的な貧困削減プランの中に位置付けて進める動きがみられる。

2) 「政策支援型協力」の流れ

近年の開発途上国支援では、ハードインフラ案件など特定の「プロジェクト」への支援の他、政策や制度などの策定・実施を支援する「政策支援型協力」の重要性が一般的に増大している。

金融分野でも、開発途上国における政策の実施や制度改革などを実現させるために、国際機関やドナー諸国が資金を供与することが広くみられるようになった。世界銀行が1980年代に始めた構造調整融資や1990年代末より始めた金融セクター改革を含む開発途上国が作る貧困削減戦略(Poverty Reduction Strategic Paper: PRSP⁴)を支援する借款制度(Poverty Reduction Support Credit: PRSC)には金融セクター改革が1コンポーネントとして含まれて

4 貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)は、参加型プロセスを通じて途上国自身が作成する、貧困削減を具体的に実現させるための包括的・長期的な戦略・政策。策定に際し、世界銀行・IMFなどが協力している。

いることが多く、日本を含め他のドナー諸国もこれに協調している⁵。

3) 援助協調（調和化）の流れ

DAC 諸国や国際開発金融機関等、国際援助関係者の間では、近年、開発途上国への援助の協調・調和化を強化しようという大きな流れがある。2005年3月に行われたパリ援助効果向上ハイレベルフォーラムで採択された「パリ宣言」においては、2010年までに全調査の40%を複数国・機関の相乗りにすることが目標の一つに掲げられた。2008年9月にアクラで行なわれた、第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（アクラ HLF）では、パリ宣言に基づくこれまでの取組を中間評価し、2010年までの行動計画（AAA：Accra Agenda for Action）を成果文書として採択した。また、開発途上国と国際機関・ドナー諸国とがパートナーシップを組み、密接に連携を取り合うケースも出てきている。例えば、ベトナムは援助協調が最も上手くいっているケースの一つといわれているが、同国と関連支援機関で構成する Consultative Group (CG) Meeting が定着し、金融セクターを含む各分野別の改革の進捗が相互に確認されている。

なお、金融分野の国際的援助動向をみる上で参考となる国際機関およびドナー諸国の援助実施機関の状況の幾つかを、付録2（1）に示している。

（2）世界銀行にみる金融分野への関わりの推移と IMF の関与

金融分野における国際的援助動向をみる上で、世界銀行は最も影響力を有している機関であり、その当該分野への関わりの推移をみることは大変参考になる。

世界銀行が金融分野への関心を持ち始めたのは、世界銀行が開発途上国の仲介金融機関への融資（ツー・ステップ・ローン(two step loan)：資金は仲介金融機関を通じて最終ユーザーに融資される）を通してであると言われている。その後、明確に関心が強まる上で、大きな3つの契機を経ている。第一は、1980年代後半に、当時のアジア NIES などの新興国（エマージングマーケット）に投資資金などが流入し、マクロ経済への影響が注目されたこと、第二に1990年代初頭以降に、旧共産圏諸国の市場経済化移行の支援の必要性が生じたこと、そして第三に、1997年～1998年に発生したアジア経済危機への緊急対応の必要性が生じたことである。

世界銀行が主に中長期資金需要を担当するのに対し、IMF は国際間決済を支援する役割から短期の流動性資金支援が中心であった（Box1-2「コラム【世界銀行と IMF の役割分担】」参照）。アジア経済危機の際には、危機に瀕したアジア各国への処方箋が IMF を中心に検討された。その後 IMF は世界銀行と協力し、1999年から両機関で各国の金融セクターの状況を把握するために Financial Sector Assessment Program (FSAP) を開始し、現在に至っている。FSAP の分析結果は主に、1) 世界銀行の開発事業、2) IMF の金融セクター監視活動、3) 両機関の金融セクターに対する技術支援のための基礎情報、として活用されている。FSAP においては、調査対象国の金融セクターにおける改善すべき点も指摘されており、当該国の金融セクターの状況を把握する上で極めて有益な情報である。（FSAP を含む世界銀行と

5 日本の資金協力の主な事例は付録1に記載。なお、今後の資金協力のあり方については別途検討を要する。

IMFの金融分野における支援活動については、付録2（1）を参照。）

Box1-2 コラムー【世界銀行とIMFの役割分担】

世界銀行とIMFの業務は相互に補完性があるが、本来的な役割は異なっている。

世界銀行は開発途上国を世界経済に融合させ、長期的な経済成長を促進して開発途上国の貧困を削減するという目的を掲げた貸付機関（国際開発金融機関）である。したがって世界銀行は、開発途上国と経済移行国を対象に、開発プロジェクトの実行資金を融資することに重点を置いていたが、近年、経済政策の一般的な改善を目的とする貸付も行うようになった。

一方、IMFは国際収支の均衡と世界通貨の安定を確保する目的で、国際収支の悪化に苦しむ加盟国に対して短期の低利融資を行う機関である。したがってIMFは、先進国、開発途上国を問わずいずれの加盟国にもそのサービスと資金を提供することが可能であるが、加盟国の為替安定や国際収支不均衡是正等の政策面の問題に限定して対応している。なおIMFでは、貧困削減成長ファシリティ等を通じて開発途上国向けに中長期の融資を実行している。以上のように、世界銀行とIMFはお互いの本来的な業務領域をお互いに重複しつつあるといえる。

こうした状況の下、世界銀行・IMFが設置した第三者委員会は2007年2月に提言をまとめ、低所得国に対する双方の役割を明確化することや人事交流強化の必要性を指摘した。これを受け、世界銀行とIMFはIMF世銀合同運営行動計画を立ち上げた。

（3）世界銀行を除く主な国際開発金融機関の金融分野への関与状況

国際開発金融機関は、開発途上国へのファイナンス供与を主たる業務としているが、一般的には、それと同時にファイナンスに関連する技術協力（Technical Assistance：TA）も実施している。

国際開発金融機関の中で、TAのセクター別ウェイト情報が確認できたアジア開銀（ADB）および欧州復興開発銀行（EBRD）について見ると、金融セクターに対するTAの比率は、それぞれADBで1%～10%（1997年～2007年。1998年のみ20%）、EBRDで43%～61%（Finance,business 1998年～2001年）であった。なおEBRDでは、IMF、世界銀行、アジア開発銀行などの他の機関とは異なり、具体的な投融資プロジェクトの実施に直結する技術支援を重視している⁶。

なお、参考情報として、国際開発金融機関のファイナンス供与にかかるセクター別ウェイトを見てみると、機関毎に水準の高低はあるものの、1997年～1998年のアジア金融通貨危機を経て金融セクターに対する供与が一気に水準が高まった後に、現在では再び危機以前の水準に戻り、平均すれば概ね1割弱程度のウェイトで推移している。しかし、最近のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機に伴い、今後増える可能性がある。（付録2（2）参照）

6 西村潔（2005）「中東欧・旧ソ連諸国の金融改革とEBRD」『開発金融所報第23号』国際協力銀行

1 - 4 我が国の援助動向

(1) 我が国の金融分野支援の概要

我が国で金融分野の国際的な技術支援を行っている公的機関は、主に下記の通りである。

国際協力機構（JICA）、東京証券取引所（TSE）、財務省（MOF）、日本政策金融公庫（JFC）
日本政策投資銀行（DBJ）、(財)国際金融情報センター（JCIF）、預金保険機構（DICJ）
金融庁（FSA）、日本銀行（BOJ）、信用保証協会（CGC）

これら機関による支援は、JICA スキームによる実績と重複する部分があると思われるが、各機関による主な支援分野を簡単に整理すると表 1-1 の通りである⁷。

表 1 - 1 日本の公的機関による主な支援分野

機関	主な支援概要
BOJ	中央銀行業務（中央銀行法、決済システム、発券業務、金融統計整備等）
FSA	証券行政・法務執行、保険監督行政、銀行監督
MOF	金融市場育成、マクロ経済統計整備支援、金融セクター改革
MOF/JCIF	金融政策、開発政策、対外債務管理
MOF/JCIF/DBJ	政策金融
MOF/DICJ	預金保険制度
JFC	貿易金融、農業金融、中小企業金融機関の能力向上
JFC/CGC	中小零細企業金融
DBJ	開発金融、企業審査
TSE	取引所・派生商品市場創設

また、現在、アジアでの債券市場を育成しようとする構想（ABMI）が進められつつあり、我が国からは財務省・日本銀行が中心になりその支援をしている。

ただし、国際支援コミュニティとの関係で見ると、実際に実施している我が国の公的な技術協力が、国際的なドナー関係者の間で十分な認識を持たれているとは言い難い状況にある。また技術協力の中身において、実務面を重視した人材育成・組織能力強化のウェイトが高く、政策支援型協力の実績に乏しいなどの課題を抱えている。

なお民間レベルでも、例えば業界団体などによる国際協力活動が行われている他、個別の金融機関でも開発途上国の金融機関との業務提携や協定を通じて技術移転が行われているものと推測されるが、全体的な実態を把握することは難しい。

(2) JICA の金融分野への取り組み

JICA における金融分野への技術協力は、当初は、日本の金融制度や政策の概要などを紹介する為に、経済関連の省庁や政府系機関の協力を得ながら、開発途上国の行政官などを日本に招いて研修、あるいは、短期専門家を現地に派遣してセミナーを実施するなど、い

⁷ JICA の協力実績における国内協力リソースは、国内公的機関になっているケースが多い。なお、公的機関以外で JICA の協力実績における国内協力リソースとなっているのは、大学教授等のアカデミック部門の人材や民間のシンクタンクである。

わゆる「情報提供型」の協力が中心であった。被援助国の制度や政策、組織などの改革に直接的に資する協力は、先方政府の責務に属するものとして、当初は、正面からは取り組んでいなかった。

しかし1990年代に入ると、2つの出来事、即ち、1990年代初頭からの旧共産圏諸国の市場経済化移行と1990年代後半のアジア金融通貨危機がJICAの金融分野への関わりを深める大きな契機となった。前者については、西側諸国が移行国支援を本格化させる中、日本においても、1992年6月30日に閣議決定された政府開発援助大綱(旧ODA大綱)の中で、「市場メカニズムの下で民間の創意、活力が十分に発揮できるような経済構造への調整及び累積債務問題の解決に向けた適切な支援」が重点事項に掲げられ、JICAもベトナムに対する「市場経済化支援開発政策調査」(通称“石川プロジェクト”)をきっかけとして、市場経済化支援は援助重点課題の一つになった。

更に、1997～1998年に発生したアジア金融通貨危機によって、それまで高成長を成し遂げてきたアジア諸国で急激な通貨下落とその後の経済停滞が続いたことは、国際機関やドナーの目を、成長を支える制度や組織、特に、金融制度の脆弱性の克服の重要性に向けさせる契機となった。こうした国際的な潮流に合わせるように、我が国も危機発生後に緊急措置的な支援を実施する他、中長期的な経済成長の回復に資する構造改革支援を実施してきている。JICAも、市場経済化支援に加えて、金融に関する戦略立案のための調査研究や各種のプロジェクトなどを実施するようになった。

こうした経緯を経ながら、JICAとしても金融分野における課題にどのように取り組んでいくかという援助方針やノウハウを蓄積すると共に、プロジェクトの発掘形成から実施、評価に至るまでのプロセスにおける課題対応能力の強化が求められるようになっていく。また、援助内容が多様化し、セクターの問題を包括的に捉えた上で適切に必要な協力を行うことが必要になってきた。これらを背景に、JICAでは2004年に課題部体制を発足させるのを契機に、金融分野の開発課題を一元的に担当する部署として、経済開発部内に「経済政策・金融チーム」(2008年4月より公共政策部財政・金融課)を設置した。⁸

8 なお当該分野におけるJICAの事業実績については、別途、第2章において中間目標毎に整理して紹介するとともに、巻末付録にリスト形式で掲載しているためここでは省略する。

第2章 金融課題に対するアプローチ

2-1 金融課題の目的

(1) 金融の機能・効果

金融の基本的機能は、「資金決済機能」、「金融仲介機能」および「信用創造機能」と言われている。

先ず「資金決済機能」は、例えば、銀行間のオンライン資金ネットワークのような効率的な決済手段を整備し、企業や個人の円滑な経済活動を促進するものである。効率的な資金決済機能の整備が乏しければ、経済活動の効率や安定性は著しく制約される。したがって、国として効率的で安定的な資金決済システムを整備することは極めて重要な課題である。

次に「金融仲介機能」は、資金を運用する手段（貯蓄運用手段）の提供を通じて、資金を必要とする分野に円滑に資金供給（仲介）することによって、新規に事業を興すなどの意義のある経済活動を促進するものである。

なお金融仲介の際には、資金の融通に伴って様々なリスク⁹が発生することになるが、金融仲介機能にはこれらリスクを適切に評価・分析・管理する、即ち広義の「リスク・マネジメント」に貢献するという効果が見込まれる。経済的なリスク或いは不確実性を軽減するという観点で、金融仲介機能の効果を見ると以下の3点に区分できる。

第1は、「分散投資によるリスク軽減効果」である。金融機関や金融市場を利用することによって、資金の提供者は分散投資を進め、資産運用を多様化することが可能となるため、結果的にリスクの軽減化を図ることができる。そしてリスクの軽減化は同時に、投資家（資金提供者）に対して、より大きな投資を可能たらしめる（つまり投資家が安心して多額の投資を行える）という副次的効果を持つという捉え方が出来る。

第2は、「流動性リスクの軽減効果」である。金融機関や金融市場は、短期で資金運用したい資金提供者と長期資金を確保したい資金需要者との間に立って、短期資金を長期資金に変換している。例えば、金融機関が多くの投資家の資金を一括して引き受ける場合、個々の投資家が流動性を確保しようとする場合に比べると、より効率的に流動性を確保できる効果がある。その結果、換金性は高いが利益率の低い投資を減らし、その分を利益率がより高い投資に回すことを可能とする副次的な効果も見込まれる。

第3は、プロジェクト評価を通じた「投資利益率の向上効果」である。金融機関や格付機関あるいは証券取引所などは、投資先の収益性とリスクに関する専門的な情報生産を行っている。このことは、投資家1人あたりの情報生産コストを低下させるだけでなく、投資決定に際して不良投資先を事前に除外すること（投資機会の選別）を可能とすることから、一定投資額に対する収益率を向上させる効果が見込まれる。

9 融資した資金が返済されなくなる「信用リスク」の他、「金利リスク」（調達する金利よりも貸出で得られる金利が下回り、損失を被るリスク）や、「流動性リスク」（調達した資金の返済タイミングの方が貸出金が返済されるタイミングよりも早く到来し、資金不足に陥るリスク）などがある。

最後に「信用創造機能」とは、預金が預金を作り出す仕組みのことである。銀行は預金を元に貸出をしているが、銀行に預けられた資金が一斉に引き出されることは通常ないため、支払いのために手元に準備しておくべき資金は、預金の全部ではなく、一部を用意すれば良いことになる。貸し出された資金は、投資や取引等の資金として使われることになるが、こうした資金は再びどこかの銀行に預金される。こうした過程を繰り返すと、銀行全体としては、理論上、最初の預金量の何倍もの預金を作り出すことが可能となり、このような仕組み・機能をいう¹⁰。

(2) 金融の意義・目的

ここで仮に、経済が成長するための基本的な条件を、①投資規模が拡大するか、②投資の収益率が引き上げられるか、のいずれかあるいはその両方が実現することと考える。その場合、金融が経済発展に貢献するか否かは、金融の機能・効果を検証すればよいことになる。

そこで、前項で挙げた金融仲介機能の3つの効果を振り返ってみると、金融システムが機能することによって、「分散投資によるリスク軽減」の副次的効果として投資規模の拡大が見込まれること、さらには「流動性リスクの軽減」の副次的効果として利益率の高い投資比率が高まる（投資利益率が引き上げられる）こと、および金融機能としてのプロジェクト評価を通じた「投資利益率の向上」が可能になることに鑑みれば、結果として金融分野の深化は経済成長を高める効果を持つという考えが成り立つことになる¹¹。

したがって、開発途上国開発における金融の意義・目的というものは、「当該国の経済成長・産業発展を促すこと」にほかならないのである。

(3) 金融の発展イメージ

開発途上国の金融分野の発展は、経済の発展段階¹²に応じて大凡の整理が可能である。

先ず、インフラ施設建設資金などの開発資金の原資で見ると、経済発展の初期段階（最貧国レベル）では、対外的な資金援助（多くは公的資金）を受けることによって、これを大型のインフラ・プロジェクトに投資するところから始まる。この場合、当初は、返済が

10 全銀協 Web Site, http://www.zenginkyo.or.jp/education/free_publication/pamph/details/pamph_03/1720.pdf

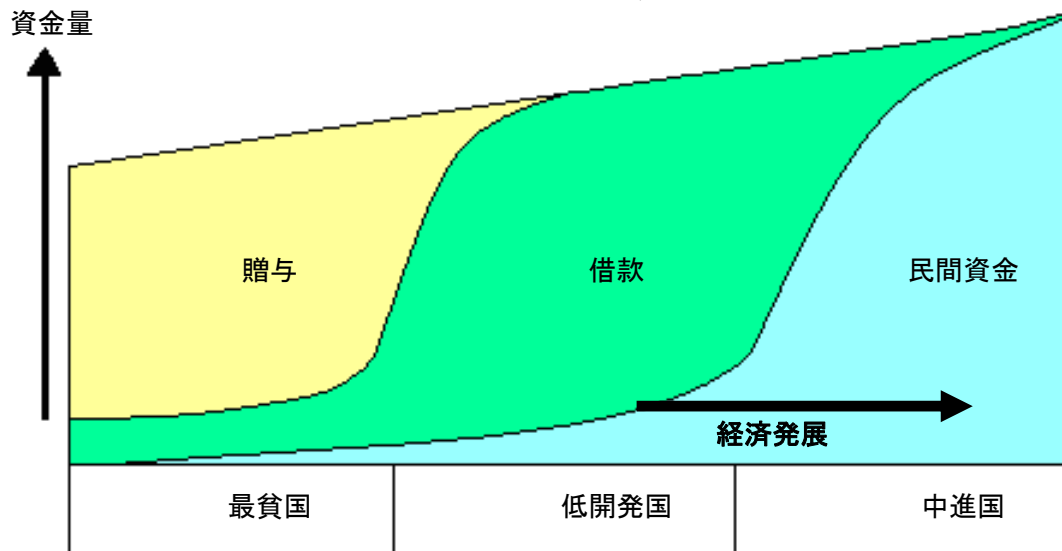
11 岡部・光安（2005）。なお金融分野がこのような機能を果たすのは、信用創造機能が働く金融システムが整備されていること、金融取引と金利が基本的に自由化されていること、及び、金融仲介機関がモラルハザードを引き起こさないように制度的環境が整えられていること、の3点が前提条件になる。こうした条件が満たされるならば、金融市場に集積された資金は、信用割当ではなく市場金利に基づいて配分され、且つ、金融機関でリスク管理や投資プロジェクト選択を厳格に実施するので、結局、生産性の高い投資主体ないし投資プロジェクトへの資金供給が促され、その結果、投資が効率化し、経済成長が促進されることになる。ただし、これらの効果により、サブプライムローン等を担保に証券化した債務担保証券などの金融商品に投資銀行やヘッジファンド等からレバレッジ（借入金比率）を高めた多くの投資資金が集まり、これが結果的に世界的な金融危機の原因の一つとなった一面もある。（Box3-1 コラム参照）

12 途上国の経済発展段階に応じた一般的な区分としては、OECD 開発援助委員会（DAC）で3年ごとに更新されているDACリストが参考になる。

http://www.oecd.org/document/45/0,2340,en_2649_34447_2093101_1_1_1_37413,00.html DAC は、一人当たり国民総所得（GNI）に基づき、低所得国（\$ 935 以下）、低中所得国（\$ 936-\$ 3,705）、高中所得国（\$ 3,706-\$ 11,455）、高所得国（\$ 11,456 以上）に分類している。但し、この区分はあくまでも経済発展段階を図る一つの目安であり、ここではDACの分類に見合せて、低所得国を「最貧国」、低中所得国を「低開発国」、高中所得国を「中進国」としている。

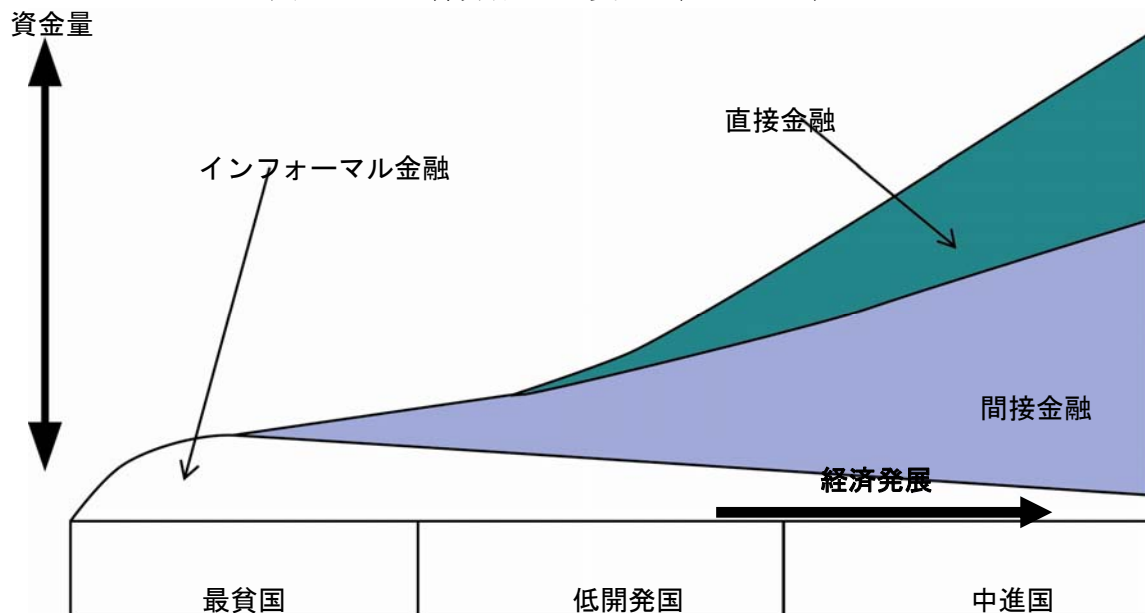
不要な贈与資金に頼る段階から出発し、その後、返済は要するものの金利や返済期間が相当に優遇されている（譲許性の高い）借款を取り入れる段階を経て、いずれは民間資金をインフラ整備の分野で活用できるステージ（中進国レベル）に移行すると考えられる。（図2-1参照）

図2-1 資金リソースの変化（イメージ）¹³



出所：JICA・日本経済研究所（2006）を基に作成

図2-2 仲介形態の変遷（イメージ）



出所：JICA・日本経済研究所（2006）を基に作成

¹³ 厳密には政府資金も含まれるはずであるが、ここでは簡略化のため省略する。

次に、市場の経済活動に関する金融システムに目を向けてみると（図 2-2 参照）、先ず経済の発展水準が低い段階では、正式な金融機関の活動範囲が限定的であるために、資金の融通を地域の有力者や親戚縁者、高利貸し等のインフォーマルレンダーに依存する「インフォーマル金融¹⁴」が大きな割合で機能している。その後、経済発展が進むにつれて各経済単位が必要とする資金量の拡大に伴い、商業銀行を中心とした金融制度が整備されていくに従って、インフォーマル金融は徐々にその存在感を薄めることとなる。そしてさらには、民間商業銀行を中心とした「間接金融」に加えて、株式・債券を通じた「直接金融」も発展していく。

（４）「間接金融」と「直接金融」

「間接金融」とは即ち、銀行等の金融仲介機関が独自に法人・個人等から預金という形で資金を調達し、その資金をもって貸出金という形で借り手に資金の供給を行うシステムである。他方、「直接金融」とは、投資を必要とする企業等が発行する株式や債券等を、投資家等の資金の出し手（貸し手）が直接購入する形で資金が提供される仕組みである。

一般的に、間接金融を担う代表的存在が銀行であることから、「銀行型金融システム」と称されることも多い。そして直接金融については、証券取引所等の金融市場を通じた取引が一般的に行われることから、「市場型金融システム」とも呼ばれる。

この二つの類型はいずれも、「リスク分散」「プロジェクト評価」「流動性リスク管理」といった基本的な金融仲介機能を果たすという点で共通しているが、一方で、プロジェクト評価のベースとなる「情報生産の仕方」という部分では大きく異なっている。つまり、直接金融と間接金融の大きな違いは、融資する際に誰が資金の提供先を選ぶのかであり、また、資金の提供先が破綻した場合、それによる損失を誰が負担するかにある。

先ず、銀行は、多くの預金者から資金をプールし、自ら投資先を選別して貸付を行う（資金を運用する）が、この場合、貸付先と銀行との関係は相対（あいたい）取引となる。貸付先に関する情報生産は銀行との密接な取引関係を基盤として行われ、生産された情報は銀行において内部化され、銀行における対顧客の守秘義務から、外部に公開されることはない。このことは、結果として銀行の貸付先に対するある種の支配力を与え、事実上の独占的資金供給者の地位を与えることになる。

一方、証券市場では、投資家が自ら投資先の情報を収集して、市場で直接的に投資先へ資金を提供する。つまり投資先と投資家は「多数対多数」の関係であり、原則的には互いに株主と企業以上の特殊な取引関係を持つことはない。取引内容は市場における契約によって明示的に開示され、取引状況の変化は市場価格と取引量変化として公開される。

こうして情報生産機能という観点で「銀行型金融システム」と「市場型金融システム」を比較してみると、経済発展の初期段階で開発途上国の金融システムが銀行型中心のシステムになりやすいのは、まさにこの情報生産機能の相違に起因していることが明らかとなる。すなわち、開発途上国においては一般的に経済活動にかかる法制度や会計制度が未整備で、

14 ここで言う「インフォーマル金融」とは、文字通りに「金融業を営むことについて、必ずしも法的な認可を受けていない金融部門」である。正規の貸金業認可を取得した金融機関が含まれるケースもあるため、「マイクロ・ファイナンス＝インフォーマル金融」という関係は成り立たない。

且つそれを実際に執行する法律や会計の専門家も不足していることが多く、企業の経営・所有構造・財務状況に関する情報開示が極めて少なく、また不正確であるため、銀行の情報生産機能が市場よりも相対的に効率的で安定性のある仕組みとなる。

一方、経済発展が進んで新規産業や新規事業が興るようになると、そこで利用される新しい産業技術や収益性に対する投資家側の評価が難しくなり、その結果、資金の提供者間で投資先に対する評価にバラつきが生じることになる。こうした状況では、投資家は銀行等の仲介者を介さずに、自分が選好する投資先に市場を通じて直接資金を提供するほうが投資に対するリターンが効率的になるため、市場型金融システムの方が効率的な資源配分となるのである¹⁵。

表2-1 市場型金融システムと銀行型金融システムとの比較（理論的整理）

		市場型金融システム	銀行型金融システム
資金提供者		競争的な投資家	資金調達者に独占力を有する主体
取引成立の誘因 (インセンティブ)		法的に保護・補完される、明示的な契約	安定的な取引関係の維持（暗黙の契約）
価格シグナルの機能	価格（資本コスト）の決定	企業による情報公開→市場での複眼的なチェック (投資案件のリスクが焦点) ↓ 価格が「シグナル」(資源配分の効率性を判断)として有効	関係者間での情報共有→相対の交渉 (借り手企業の長期的な返済能力が焦点) ↓ 価格が「シグナル」としては機能しない (※非効率的な資源配分につながる可能性)
	非効率的な資源配分に対する「自浄作用」	敵対的テイクオーバー等	なし (価格シグナルの不在により、不可能)
	バブルの種類	個々の企業レベルでのバブル (企業特殊な情報の公開が不十分な場合、個々の株価は市場全体の動向を大きく反映→過大評価の企業が存在)	産業横断的なバブル (例：80年代の日本)
金融資産の流動性		高い (価格がシグナルとして機能し、流通しやすい)	低い (個々の取引関係の特殊性ゆえ、外部者には貸出債権の回収が困難)
リスクへの対応	リスク分担機能	市場メカニズムを通じた、部門間のリスク分担 ※ただし、資産効果によって景気変動を増幅する可能性	異時点間で、個別企業レベルのリスクを平準化（救済） ※ただし、構造変化に伴う望ましいショックも吸収してしまう可能性
	システムの強度	金融システム自体の崩壊にはつながりにくい	金融システム自体が崩壊しかねない (例：銀行システムは「要求払いの負債（預金）＋非流動的な資産」という性格上、負のショックに対して脆弱)
比較優位のある資金調達企業	産業タイプ	知的資産集約型の産業	伝統的な、有形資産集約型の産業 (経営判断のコンセンサスが確立されているため、価格シグナル活用の必要性が低い)
	組織形態	高階層構造の大企業 (情報公開に必要な初期費用を負担できる。また、組織の内部管理の観点から、どのみち情報生産活動は必要であり、追加的な費用も節約的)	中小企業
相性が良いイノベーションのタイプ		断絶的なイノベーション (新技術を、多種多様な投資家が評価→企業の資金調達機会が豊富)	漸進的なイノベーション (銀行に比較優位がある、事後的な監視能力を活用できる)
政府の介入		困難	容易 (独占的な取引を維持するため、むしろ競争制限的な介入が好まれる)
制度的要因		高度に整備された法環境・情報インフラが不可欠	法環境・情報インフラが未整備の場合、「相対型」が唯一の選択肢
※ ベンチャーキャピタル：両金融システムの長所を活用 (資本家と起業家の関係は独占的だが、退出戦略（IPO）が用意されている)			

出所：池尾（2003）を基に作成

15 奥田・三重野・生島（2006）

(5) 開発途上国金融システムの発展パターン例

ここでは金融システムの発展パターンを示す代表的な事例として、①1960-70年代にかけて形成された韓国の金融システム（グローバリゼーション以前に政府主導で急激な工業化に成功した事例）、そして②1980年代後半から1990年代にかけて形成されたASEAN諸国の金融システム（グローバリゼーションの流れの中で外資主導による産業構造の高度化に成功した事例）の両者を比較してみる¹⁶。

最初に①については、当時の韓国において政府主導で進められていた重工業化政策を金融面から支えるために、政府開発銀行等の専門金融機関を積極的に活用するなどの手段で、統制的な資金配分と人為的低金利政策が展開されていた。つまり政府は、金利規制や業務規制などの金融諸規制と制度金融を通じて、戦略産業（輸入代替工業部門）に対して政策的に投資資金を誘導していたのである。（なお国内資金の不足分は、政府保証による海外借入金で補填された。）こうした状況を「金融仲介機能」という側面で見ると、その時点での当該国金融分野が未熟であることによってその基本的機能（リスク分散、プロジェクト評価、流動性リスク管理）が十分に発揮されないという問題を、市場機能を超越した存在である政府の介入によって回避もしくは軽減していた、と捉えることができる。

一方、②のASEAN諸国の開発政策に目を転じてみると、実物セクターと金融セクターのそれぞれにおいて、明らかに①とは別の特徴を有している。先ず実物面では、外国資本・企業を積極的に誘致して輸出産業を育成し、これを経済発展の「エンジン」と位置づけたことである。そして金融面では、金利規制・業務規制・外為規制などの規制緩和、いわゆる金融自由化政策が採られたことである。また同時に、それまでの銀行中心の金融システムでは重視されてこなかった株式市場の育成も重要な政策課題とされ、経済成長に必要な資金は市場メカニズムを通じて調達・配分されることになった。つまりASEANのケースでは、地場企業の育成を支援するために政策的な資金誘導を行うのではなく、規制緩和によって資金が市場を通じて自由に移動できるようなシステムを目指したのであり、こうした状況を①と同様に金融の機能という側面から捉えると、未熟な国内金融市場に代わって、海外金融市場や外国金融機関（外資企業の母国、或いはその開発途上国での出先機関）が金融の基本的機能を発揮していたものと理解できる。その結果、実物面の成長セクターと国内金融分野が相互促進的に発展を遂げることはなく、ASEAN型特有の構造的な問題¹⁷を抱えることになった。1997年に発生したアジア経済危機は、このような金融構造が破綻した結果であるという捉え方もできる。

2 - 2 金融課題に対する効果的アプローチ

(1) 開発戦略目標の考え方

金融課題における開発課題体系図では、最も上位目標である開発戦略目標を、「金融システムの整備・安定化・効率化」および「適切なマクロ金融政策の実施」という2つに区分

16 奥田・三重野・生島（2006）

17 金融の基本的機能（リスク分散、プロジェクト評価、流動性リスク管理）について国内金融機関の能力がレベルアップされなかった他、企業の所有構造が一部株主により寡占的なままで金融市場における企業情報の開示が限定的であったこと、法律や会計制度の整備やその分野での人材育成が遅れたこと、そして金融機関と特定企業グループとの結託や政府・企業間の癒着などの解消されないこと等があげられる。

して設定した。

先ず「金融システムの整備・安定化・効率化¹⁸」は、基本的な金融システムの構築のみならず、金融システムに内在する脆弱性を解消することによって同システムの安定度を高めていき、更に、社会的システムとしての効率化を図っていくことである。

この「金融システムの整備・安定化・効率化」という開発戦略目標を実現することによって、金融が密接に関係している経済や産業の発展が一層下支えされることになる。なお最上位目標（開発戦略目標）の一つを「金融システムの整備・安定化・効率化」という包括的な設定にするのは、金融分野における各種の要素が多角的・複合的に関係し合い、且つ全ての要素がこの目標に繋がっているからであり、さらには「安定化」と「効率化」との関係も相互に密接に繋がっているからである。「金融システムの整備・安定化・効率化」は、開発途上国の同システムの発展段階に応じて、それぞれ必要とする内容やレベルを変えつつも、どの発展段階においても、整備・安定化・効率化のいずれもが求められている。

次に、「適切なマクロ金融政策の実施」を2番目の開発戦略目標に設定している。金融政策は、物価や通貨価値の安定のため、さらには景気対策として実施されるものである。すなわち、経済や産業の発展を実現するためには、金融システムがその機能（資金決済機能、金融仲介機能および信用創造機能）を通じて、投資規模を拡大し、投資効率を向上させるだけでなく、それと同時に金融政策が適切に実施されることも不可欠な要素と考えられる。なお、金融政策の適切な実施のためには、金融システムが効率的・安定的に機能していることが前提となるが、「金融システムの整備・安定化・効率化」と「適切なマクロ金融政策の実施」は、直接的には両者とも「経済的安定・発展」をさらなる上位目標として共有しているため、ここでは並列の関係として捉えている。

（2）中間目標の考え方

先ず1番目の開発戦略目標である「金融システムの整備・安定化・効率化」の中間目標の設定を考えてみる。前項で示したように、金融システムは各種の要素が複雑に絡み合いながら構築されているため、これらを整理して開発戦略目標の下に「中間目標」、そしてさらにその「サブ目標」を設定するに当たっては、様々な区分の仕方があり得る¹⁹。よってここでは様々な要素を総合的に勘案・整理し、4つの中間目標に区分している。各中間目標では区分の観点を、「開発途上国としての金融制度の大きなフレームワーク作り（中間目標I-1）」、「開発途上国で金融仲介の太宗を担う金融機関（中間目標I-2）」、「経済発展が進むにつれてその成長が期待される資本市場等の金融市場（中間目標I-3）」、そして「これらの金融システムの展開を支える基盤となる各種のインフラの諸側面（中間目標I

18 ここで言う「金融システム」とは、実際に金融の仲介機能を発揮する金融機関ならびに金融市場、およびこれらが円滑に機能するために定められたルールとしての法律・規則、行政制度、慣行、枠組み等の総称であり、金融システムは様々な要素が複雑に絡み合いながら構築されている。したがって「金融システム」は、これを主として制度面から捉える表現である「金融制度」ともほぼ同義であるとも考えられる。

19 例えば、政策当事者と政策の対象者（金融機関等）の区分、金融市場の種別（短期金融市場、長期金融市場、資本市場等）、金融仲介の種別（間接金融、直接金融）、金融機関の業態区分（預金金融機関、証券会社等）、金融取引への関与の仕方による区分（金融仲介者、資金運用者等）、さらには技術協力実施に当たってのアプローチの区分（政策立案能力強化、政策実施能力強化、等）などが考えられる。

ー4)」にそれぞれ置いている。そして、各中間目標の下にあるサブ目標は、それぞれ中間目標 I-1 から I-4 までの最も該当する観点から整理・体系化されている。

なおここで注意が必要なのは、各サブ目標の整理・体系化は、何を主たる観点とするかによって、他の中間目標の下に位置付けられることもあり得ることである。例えば、中央銀行を軸にして民間銀行間の決済を容易にするオンライン決済システムを整備する場合、金融機関の決済システムの整備という観点であれば中間目標 I-2 の下に位置付けられるが、特に、コンピューターシステムの整備に重点が置かれているような場合には、中間目標 I-4 の下という可能性もあり得よう。あるいは、預金受入金融機関の ALM（資産負債総合管理=Assets and Liabilities Management）自体は中間目標 I-2 の下であろうが、資金調達を目的として同金融機関が発行する譲渡性預金証書（CD）やコマーシャル・ペーパー（CP）²⁰、金融債等の仕組みを支援する場合には、中間目標 I-3 に属する性格を帯びよう。このように、各開発課題は、何に最も着眼するかに応じて属する中間目標区分も柔軟に考えられるべきであり、また、各開発課題が有している課題の性格・特質を複眼的に把握・整理しておくことが協力の検討上も有益であると考えられる。

次に2番目の開発戦略目標である「適切なマクロ金融政策の実施」を考えてみると、そもそも金融政策というのは、「当該国の中央銀行が市中に出回る資金量（通貨供給量）を調節することによって、物価の安定を図り、経済の動きを調整する政策のこと」である。一般的に、金融政策は各国中央銀行の専管事項²¹であるため、中間目標としては「中央銀行における金融政策能力向上」という極めてシンプルな目標設定となる。したがって、ここでは敢えてサブ目標の設定は行わないが、金融政策能力の向上を目的とする支援活動としては、例えば、適切な政策立案・運営を支えることを目的として、金融経済情勢や金融市場・制度などについての調査・分析の手法の技術移転、金融経済の動向や構造変化の的確な把握に向けて統計の整備等に関する支援といった活動が想定される。

なお日本の場合、決済システムの提供による金融市場の安全性・効率性の向上という部分でも中央銀行（日本銀行）が貢献しているが、「決済システムの整備」という開発目標は、開発戦略目標「金融システムの整備・安定化・効率化」における中間目標・サブ目標の整理の中で位置付ける。

（3）開発戦略目標および中間目標の解説

ここでは、金融課題の開発戦略目標および中間目標の解説を行う。なお、金融課題に関する JICA の協力事例（1995 年以降）の主なものについては、付録 1 に収録されているが、以下それぞれの「中間目標」の解説において主な事例を紹介する（〔括弧〕内の番号は付録 1（1）①および②の JICA プロジェクトリストの掲載番号）。

20 当初は金融機関には発行が認められていなかったのが、88 年 12 月に証券金融会社、90 年 1 月に証券会社、93 年 6 月からノンバンク、94 年 4 月からは保険会社の発行が解禁された。さらに、98 年 6 月の大蔵省（当時）の金融通達廃止により、銀行の CP 発行も解禁となった。

21 過去、如何なる国の歴史を見ても、中央銀行の金融政策には政府側からインフレ的な経済運営を求める圧力がかかりやすいことが示されており、このため金融政策運営を政府から独立した中央銀行という組織の中立的・専門的な判断に任せることが適当であるとの考えが、世界的な流れになっている。

開発戦略目標 I 「金融システムの整備・安定化・効率化」

中間目標 I - 1 総合的な金融制度デザイン

本目標は開発途上国の金融制度のマクロ的なデザインに関わるものである。金融分野が経済活動のインフラであるとの位置づけから考えれば、自由で活力ある金融市場と内外から信頼される金融システムの構築は、当該国経済の健全な発展にとって不可欠である。したがって金融制度・システムのデザインおよび改革は、一連の経済政策の中でも極めて重要な開発目標として位置付けられる。具体的には、金融政策および金融行政を担当する政府省内省庁体制・中央銀行の整備、金融システムのグランド・デザイン、金融市場の自由化・対外開放のコントロール、為替管理・資本移動規制などが中心である。なお中間目標 I - 1 の関係当事者は、一般的に政府部内の関連省庁と中央銀行が中心となる。

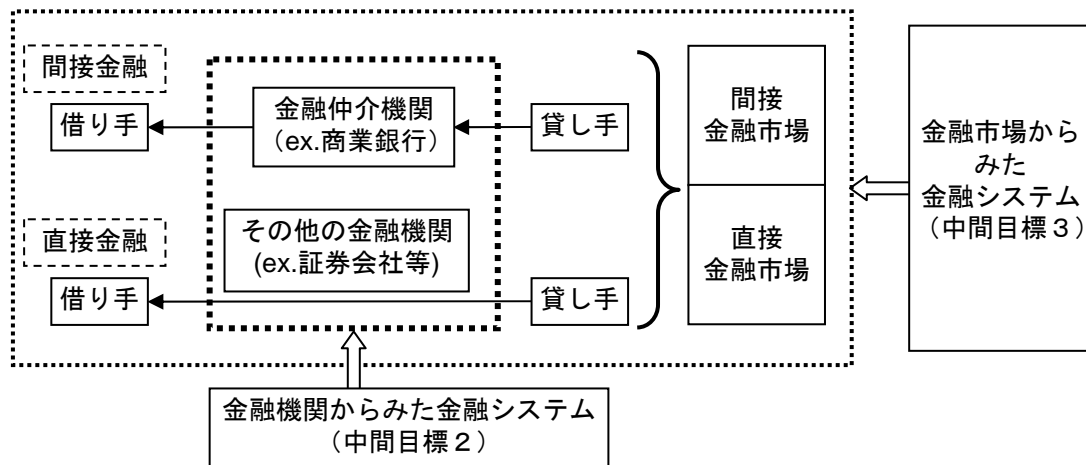
本中間目標 I - 1 に関するこれまでの JICA による主な技術協力支援事例は、いずれも、マクロ経済政策（財政政策、金融政策）、産業政策、農業政策等を含む「総合政策支援」の一部として実施されたものである。その代表例として挙げられるのが、市場経済移行国に対する総合政策支援として実施された「ベトナム市場経済化支援開発政策調査」（1995/8-2001/3）[No.1-4] である。ここで実施された具体的な協力内容としては、ベトナムにおける経済計画型モノバンクシステム（国家の指令を受けて中央銀行が商業金融機能をも担い、資金配分を行う）から市場経済に相応しい金融体制への転換過程（中央銀行から商業銀行機能を分離し国営商業銀行を設立、更に商業金融から政策金融機能を分離し政策金融機関を設立）において、社会経済発展 5 ヶ年計画における資金動員方策に関する助言、中央銀行による金利政策、銀行監督、健全な政策金融の確立、不良債権処理等、幅広い金融政策・制度の整備に関する政策的助言を行った。（詳細は付録 1（2）を参照。）

中間目標 I - 2 金融機関の整備・安定・強化

① 金融機関と金融市場の中間目標上の考え方

本中間目標 I - 2 は、金融システムの中核となる金融機関を幅広く捉え、その体制の整備・安定・強化を目指すものである。一方、次項の中間目標 I - 3 は、金融機関も一部関与はするものの、金融システムを金融市場という観点から捉えて、その整備・安定・強化を目指すものである。金融機関、金融市場と 2 つの中間目標は図 2-3 のように整理される（細実線は資金の流れ）。

図2-3 中間目標の関係



出所：JICA・日本経済研究所（2006）を基に作成

既述したように、金融機関は、「資金の最終的貸し手と最終的借り手との間に介在して金融仲介の役割を果たす間接金融における金融仲介機関（預金取扱機関たる商業銀行が典型）」と、「資金の最終的な貸し手と借り手が直接的に資金貸借を行う直接金融のアレンジのみを行う金融サービス機関（証券会社が典型）」とに大別される。これらの金融機関群の体制が整備され、その金融機関としての仲介機能や資金決済機能を発揮する能力が、安定・強化されることを目指すことが中間目標 I - 2 である。

これに対し中間目標 I - 3 は、これらの金融機関を含めて、資金供給者である投資家や、企業や政府などの資金の最終需要者など様々な金融主体から構成される金融市場の体制が整備・安定・強化されることを目指すものである。

② 中間目標 I - 2 の金融機関の区分

中間目標 I - 2 では、金融機関を上記のように、「金融仲介機関」と「その他金融機関」の二つのカテゴリーに区別して整理している。

先ず「金融仲介機関」について見ると、開発途上国では一般的に間接金融部門の役割が大きく、民間の商業銀行に代表される金融仲介機関を中心とした金融システムの整備・安定・強化が課題となる。また場合によっては、これを補う公的金融機関の役割が期待されることもある。さらには、個体としての金融機関のみならず、信用保証制度などの制度設計も金融仲介機関にかかる課題に含めるのが妥当であろう。

一方、「その他の金融機関」については、これは証券会社、生命保険会社・損害保険会社・リース会社・年金基金・各種のファンド（ベンチャーキャピタル、プライベート・エクイティ・ファンド等）等が含まれる。通常は、「金融仲介機関」の育成が開発途上国にとって喫緊の課題となり、その後、直接金融部門の発展に伴って「その他の金融機関」の勃興がみられるケースが多い。これらの金融機関は、業界の育成や経営の健全性監督に対して、どの程度まで政策当局が関与するかによって政策上の位置付けが変わってくる業態である。また、開発課題の捉え方如何では、中間目標 I - 3 の金融市場の整備・安定・強化の観点

から捉えるのが相応しいケースもあり得ると思われる。

なお、この「その他の金融機関」を対象にした JICA の技術協力支援プロジェクトの実績が少ないのは、この区分に属する証券会社等の市場プレーヤーは民間金融機関が中心であるため、ODA 事業としての直接的な対象にはなりにくいことが主な背景となっている。

ここで再度、「金融仲介機関」に目を移して当該中間目標を整理すると、サブ目標は大きく以下4つに区分される。

A：萌芽的な金融体制の整備・構築

これは国家としての萌芽的な金融機関体制の整備・構築に関わるものであり、最貧国や低開発国に端的にみられる領域である。具体的には、市場経済移行国がそれまで財政措置で賄っていたモノバンク制度を国営の商業銀行体制に移行させたり、国営銀行を民営化したりすること等に関する政策支援が該当する。日本の戦後の貯蓄増強運動のような国内貯蓄を高めようとする貯蓄動員体制の整備なども含まれよう。なお、貧困層向けや遠隔地域を中心に満足な金融サービス体制が無いような場合における「基礎的金融サービスへのアクセス改善（マイクロ・ファイナンスの制度造りなど）」は、途上国政府にとって実施する余裕の無いことが想定されるため、併せて検討することが必要である。

この分野でのこれまでの JICA の主な技術協力支援事例は次のとおり。

- ・ ベトナム : 「市場経済化支援開発政策調査」における市場経済化移行に伴う金融機関の体制整備・構築についての提言 [No.1-4]
- ・ モンゴル : 「市場経済化支援調査」における地方銀行サービスと貯蓄動員のあり方に関する提言 [No.9]
- ・ ミャンマー : 「経済構造調整政策支援調査」におけるマイクロ・ファイナンスの導入・制度整備による貧困層への金融サービス改善に関する提言、および未発達な商業銀行の能力強化に関する提言 [No.26]
- ・ モンゴル : 「モンゴル大蔵大臣アドバイザー（開発銀行）」における開発銀行設立に関する支援[個別専門家 No.30]

B：骨格的な金融仲介機関の体制整備

次は、主として民間商業銀行を中心とした一国の骨格的な金融機関体制の具体的な整備である。金融機関の機能は、既述のとおり、「金融仲介機能」、「資金決済機能」および「信用創造機能」に分けることができるが、これらの機能を安定的に発揮させる為には、金融機関の経営の健全性を確保することと、危機を予防するセーフティネット整備が必要である。これらをまとめれば、(i)プルーデシヤル政策²²の強化という観点からのガバナンスを

22 金融機関・金融市場全般の安全性と健全性を確保するために、金融当局（中央銀行、財務省、あるいは金融庁）が金融機関に対して行う監視・監督・規制が、いわゆるプルーデシヤル政策である。政策としては、法律、規則に基づくルールベースの政策からケースバイケースの裁量的なものまで多種多様である。銀行に対しては、その公共的性格を考慮して、通常①参入制限（例えば、当初の資本規模、株主及び経営陣の適格性等に関して認可基準を適用することにより参入制限を行う）、②活動制限（例えば、為替取引、支店設置等についての許認可）、③健全性に関する定期的検査、④銀行運営に関するガイドライン（自己資本比率、現金準備、流動性準備、外貨ポジション）、

含む金融機関規制・制度の整備、(ii)決済システムの整備、(iii)信用秩序・金融システムの安定性を補完する為のセーフティネット整備（預金保険制度の整備等）、の3つに整理できる。更には、(iv)金融機関が不良債権等で再建が必要になったときのリストラクチャリング支援がこれらに加わる。

この分野でのこれまでの JICA による技術協力支援事例は、アジア経済危機後に実施された以下の案件に見出すことが出来る。

- ・ インドネシアの「経済政策支援」における銀行セクター再構築に係る提言 [No.12]
- ・ ベトナムの「市場経済化支援開発政策調査」フェーズ3における不良債権処理等の金融健全化対策に係る提言 [No.4]
- ・ キルギスの「銀行決済システム改善開発計画調査」における銀行決済システム改善に係る提言[No.34]
- ・ モンゴル「銀行能力向上プロジェクト」（2007/9-2010/2）[No.11]は、モンゴル中央銀行（BOM）に対して、商業銀行が規律ある運営と経営をするための仕組みの確立のために、BOM のコーポレート・ガバナンス規則・ガイドライン策定および周知徹底、IT 検査マニュアルおよびガイドラインの策定および周知徹底、IT を利用した情報技術・経営管理情報システム（IT-MIS）の開発、テストおよび運用、BOM 商業銀行に対する検査・監督体制の確立に関して支援を実施している。

C：政策金融機関の整備

三番目のサブ目標は、開発金融、貿易金融、中小企業分野、農業分野、マイクロ・ファイナンス分野、住宅金融分野などにおける公的な金融機関や信用保証制度などの整備の領域である。これらの政策的な金融分野は、民間の金融機関の発展が不十分な場合には、それを補完する意味で経済発展の基盤作り、重点分野の成長支援措置として一定の役割を果たすことが期待される。また、開発途上国では、首都圏等の都市部以外の地方では金融サービスが行き渡っていないことが一般的であり、地方・地域での金融システムの整備に際しても念頭に置くべき分野である。なお、政府系金融機関の融資制度に関しては、その原資が財政資金となることも考えられるため、そうした場合には財政分野の開発課題との関係を考慮して捉える必要がある。

この分野でのこれまでの JICA 技術協力支援事例の主なものは、次のとおり。

- ・ 中国を対象とする公的金融の制度整備に係る提言：
住宅金融制度改革支援調査 [No.19]、中小企業金融制度調査 [No.20]、西部開発金融制度改革調査 [No.21]
- ・ アジア経済危機後のインドネシアの輸出金融専門機関（ECA）の業務実施体制整備支援 [No.13]
- ・ ベトナム開発銀行に対する「ベトナム開発銀行機能強化プロジェクト」[No.6]

④危険分散のための融資集中規制、グループ企業に対する融資制限、⑤非銀行業務兼業制限、等々に関する規制を課す必要が認められている。ブルーデンシヤル政策は、銀行に対するものだけではない。証券あるいは保険についても、自己資本規制、資産運用規制、等々の規制が、投資家保護の目的で採られている。しかしそれ以外の金融機関については、どのようなブルーデンシヤル規制を行うべきであるかについての政策は、国によってまちまちである。

D：金融仲介機関の組織的能力強化

四番目は、これらの民間金融機関や公的な金融機関を対象として、金融機関のガバナンス（経営統治のあり方）やリスク・マネジメントを中心とした金融機関の組織全体に亘る経営管理能力（ALM：Asset Liability Management）等、個別の企業・プロジェクトに係る審査・信用分析能力、顧客対応や外国為替業務などの個別銀行業務能力などの様々な分野において、知見のレベルアップを図り、組織的な能力としてこれを高め・定着させていく領域である。金融機関の体制作りは、組織的な骨格や制度を作ることに加え、組織と人材の経営管理能力、資金管理、信用分析能力、モラル、コンプライアンスなどの実務能力を組織的に持続可能な形で育成・強化して初めて機能する。したがって、当該領域における協力のあり方としては、キャパシティ・ディベロップメントの考え方に基づくアプローチが必要であり、本来対象とすべき組織や人材は民間・公的金融機関ということになる。しかしながら、公的な金融機関は別として、民間の金融機関を ODA 事業の直接的な対象にすることは出来ないため、金融行政担当官庁（或いは中央銀行）の能力強化を通じた間接的な支援を検討すべきであろう。

この分野での主な JICA の技術協力支援事例は、下記に示すとおりであり、いずれもカウンターパート機関の持続的なキャパシティ・ディベロップメントを図ろうとするものである。

- ・ マレーシアにおける開発金融機関の能力開発支援事例：
マレーシア開発・インフラ銀行を主なカウンターパートとする「インフラ金融融資能力向上プロジェクト」[No.27]、マレーシア政府系金融機関による「中小企業向けアドバイザー・サービス向上のためのアクションプラン策定支援」[No.28]
- ・ その他の能力開発支援事例：
タジキスタンのインターバンク・トレーニングセンターに対する「商業銀行オペレーション能力強化支援」[No.32]

中間目標 I - 3 金融市場の育成**① 中間目標 I - 3 の対象**

中間目標 I - 2 が個別の金融機関を対象とするのに対し、中間目標 I - 3 は、金融市場の整備・安定・強化を目指すもので、そのサブ目標の設定は市場の種類によって整理・区分される。金融市場は、そこに参加する不特定多数の「市場プレーヤー」と、市場のルールを設定し、その運営を監視する「政策・監督当局（例えば、株式市場育成政策を担当する省庁や証券取引所等）」から構成される。市場の整備・育成にかかる分野での JICA の取り組みは、前者の「市場プレーヤー」たる個別の民間金融機関を直接的な支援対象とすることが出来ないことから、基本的には後者の「政策・監督当局」への支援、すなわち資本市場監督当局の強化に焦点をあてた支援が基本となる。

主な JICA の技術協力支援事例は以下に示すものに限られている。

- ・ インドネシアの総合政策支援プロジェクトの一部として実施された「資本市場育成プロジェクト」（2006/11-2009/10）[No.18]
- ・ 中国の国別研修として実施された「証券監督者のための研修」「証券先物取引市場の監督管理研修」

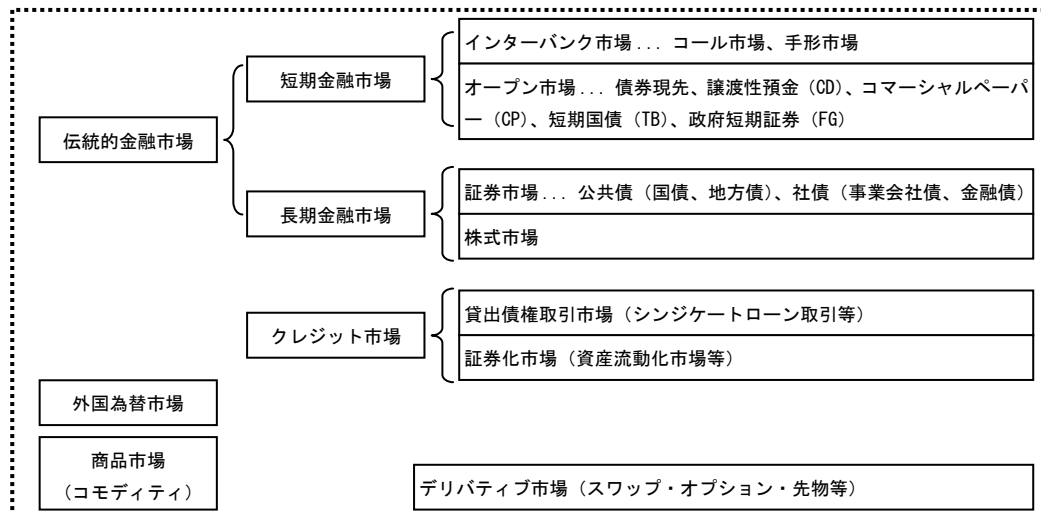
② 金融市場の区分

一般的に「金融市場²³」という言葉からは、株式や債券などの証券市場²⁴がイメージされ易いが、その他にも、マネーマーケット、インターバンク市場、オープンマーケット、クレジット市場、外国為替市場などの区分がある。マネーマーケットは通常、短期の金融取引市場を指すことが多く、銀行間で取引される市場を指す「インターバンク市場」と、市場参加者が銀行等の特定者に限られること無く幅広い主体が参加できる「オープン市場」から成っている。またクレジット市場とは、「信用リスク（資金の借り手の信用度が変化するリスク）」を内包する商品（クレジット商品²⁵）を取引する市場の総称である。そしてさらに、これらの金融商品のそれぞれには、スワップ・オプション・先物等のデリバティブ市場が派生している。なお、貴金属・穀物・エネルギー製品などの商品市場も金融市場と見なされる場合がある。

いずれにせよ「金融市場」といった場合には、不特定多数の参加者によって市場が構成されていることが特徴と言える。市場参加者には、資金の需要者側と供給者側、およびこれらの資金貸借をアレンジする仲介者がおり、その顔ぶれは市場によって様々である。主な市場参加者としては、民間商業銀行、証券会社、金融商品ブローカー、中央銀行、政府・自治体、事業会社、各種のファンド、個人、外国の経済主体など極めて多様に亘る。また、これらの直接的な市場プレーヤーの他に、市場取引の場を提供するとともにその運用管理にあたる主体（証券取引所や監視監督機関など）が不可欠であり、さらには、債券等の信用力情報を提供する格付機関等の間接的な市場関係者も必要となる。

なお日本の場合、主な金融市場は図 2-4 のように整理される。

図 2-4 日本の主な金融市場



出所：JICA・日本経済研究所（2006）

23 最も代表的な金融は、金融機関から企業や個人への融資（ローン）で、それぞれ短期・長期のローン（概ね1年以内か1年超かで区分）がある。これらのローンそのものは、いわゆる金融市場には含めないことが多い。
 24 証券市場の類義語として「資本市場」という言葉もあるが、こちらは長期的資金の需要者側から見た「資本調達のための場」というニュアンスが強い。
 25 クレジット商品には、伝統的な貸出債権や社債、CPのほか、様々な信用リスクを加工して証券の形で売買する「証券化商品」等がある。

③ 開発途上国における金融市場

開発途上国の場合、商業銀行に代表される間接金融が金融システムの骨格をなしているケースが多く、経済発展が進むにつれ、間接金融にやや遅れながらも直接金融も発展していくパターンが一般的である。従って、資本市場の整備・育成がより大きな開発課題となるのは、少なくとも低開発国以降の発展段階の国々であり、中進国レベルの国々が中心となる。但し、いずれは、各国とも、間接金融・直接金融の両輪体制に移行していくと考えられ、直接金融育成の視点は経済発展の早期の段階から持つておくことが望ましい。

また、インターバンク市場を中心とした短期金融市場やクレジット市場、更には証券市場を整備・発展させていくことは、各種市場における主要なプレーヤーである金融機関の体制を整備していくことにも繋がる。このように、中間目標 I - 3 の金融市場と中間目標 I - 2 の金融機関は、密接不可分の関係を持ちながら、スパイラル的に発展していく関係にある。

開発途上国では一般的に、設備投資資金や産業インフラ整備資金などの長期資金が圧倒的に不足しており、国内の資本蓄積が相応に進むまでは ODA 資金や公的金融機関による資金などに依存している。しかし、経済が発展するにつれ、長期性の資金も民間資金を中心としたものに移行していき、それに伴い、間接金融経由で動員される資金量が増大するだけでなく、資本市場等の金融市場経由で融通される資金規模も拡大していくことになると思われる。

この分野での主な JICA の技術協力支援事例は、下記に示すとおりである。

- ・ ベトナムにおける証券取引所の能力向上支援事例：
ホーチミン証券取引所に対する「証券取引所機能強化プロジェクト」[No.7]

中間目標 I - 4 金融関連インフラ諸側面の整備

中間目標 I の 4 番目は、直接的或いは間接的に中間目標 I - 1 ~ 3 を支えるインフラと目される諸側面の整備である。

具体的には、①金融取引や金融機関および金融市場に直接・間接に関係する各種の法制・規則の整備、②事業会社や金融機関および政府等の公的組織などの会計制度整備や、会計などを監査する会計士・監査法人に関する制度整備、③金融に関連する各種情報・統計の収集・蓄積・分析・流通などの体制整備や金融を支える人材育成・研究開発・コンピューターシステムなどにおける体制整備に関わる諸側面、などである。

本中間目標における JICA による技術協力支援事例の主なものは、次のとおり。(この他、商法、民法等経済関連法の整備については、市場経済移行国(ベトナム、カンボジア、ラオス)に対して、1996 年以降 JICA 専門家を派遣し支援した実績がある。)

- ・ モンゴルの財務省、公認会計士協会をカウンターパートする「会計・監査機能向上プロジェクト」[No.10]
- ・ 中国の商務部をカウンターパートとする「経済法・企業法整備プロジェクト」[No.22]
- ・ タイの商務省をカウンターパートとする「会計法執行支援」[No.29]

なおこれらの分野の協力は、我が国について言えば民間コンサルタントの支援経験が乏

しい分野であるものの、政府および大学などの専門家の協力が得られれば今後更なる展開が可能となるものと期待される。

開発戦略目標Ⅱ 「適切なマクロ金融政策の実施」

中間目標Ⅱ - 1 中央銀行における金融政策能力向上

既述のとおり、金融政策は基本的に各国中央銀行の専管事項であるため、中間目標は「中央銀行における金融政策能力向上」²⁶という目標設定に収束するものと考えられる。そしてサブ目標の設定としては、「適切なマクロ金融政策の立案・運営を支えるキャパシティ・ディベロップメント」としたうえで、金融政策能力の向上を目的とする具体的な支援活動領域としては、金融経済情勢や金融市場・制度などについての調査・分析に関する技術移転、或いは金融経済の動向や構造変化の的確な把握に向けての統計整備支援、等が想定される。

この分野でのこれまでの JICA 技術協力支援事例の主なものは、次のとおりである。

- ・ インドネシア経済政策支援の一連のプログラム（2002/2-2009/10）[No.12-18] に代表されるアジア経済危機後の経済政策支援の一部として、マクロ経済政策支援とともに金融セクター能力強化支援を行った。具体的には、金融通貨危機再発防止の観点から、インドネシア中央銀行をカウンターパートに、金融政策実施能力向上支援（対外債務管理、銀行監督等）を、開発調査、専門家派遣および本邦研修を組み合わせた技術支援を総合して実施した。
- ・ ケニア「財政・金融システム強化プロジェクト」（2005/4-2008/3）[No.35] は、同国政府が中央銀行および財務省等の金融当局関係者の人材育成を目的に設立した「ケニア金融学校」の研修機能強化を支援するものである。
- ・ ベトナム「金融政策アドバイザー（個別専門家）」（2006/12-2008/12）は、中央銀行であるベトナム国家銀行に対して、能力向上を図るべく、マクロ経済指標の分析・予測を活用した金融政策策定、外貨準備に係る管理運営、CP・手形市場を通じた金融市場操作に関して、コンサルテーションの実施、セミナー・ワークショップの開催、訓練研修、短期金融市場調査および改革案策定支援を実施した。
- ・ モンゴル「銀行能力向上プロジェクト」（2007/9-2010/2）[No.11]は、モンゴル中央銀行（BOM）に対して、商業銀行が規律ある運営と経営をするための仕組みの確立のために、BOM のコーポレート・ガバナンス規則・ガイドライン策定および周知徹底、IT 検査マニュアルおよびガイドラインの策定および周知徹底、IT を利用した情報技術・経営管理情報システム（IT-MIS）の開発、テストおよび運用、BOM 商業銀行に対する検査・監督体制の確立に関して支援を実施している。

26 金融政策そのものに対するアドバイスを行う形での支援は、一般的に IMF や世界銀行が得意としている。一方、技術協力実施機関としての JICA の立場からすれば、こうした協力は実施リソースの確保という点で実現性が低いため、政策能力向上に資するキャパシティ・ディベロップメントの視点での協力を重点をおいて行くべきである。

(4) JICA の取り組み実績

金融分野における JICA のこれまでの協力実績は、付録 1 (1) ①および②のリストに整理している。中間目標毎の JICA の協力プロジェクト代表例は、本章 2-2 (3) でそれぞれ例示したが、全般的な傾向は次のように要約される。

JICA の 1995 年以降の主な技術協力プロジェクト活動実績は 40 件あるが、一国の総合経済政策支援の中で一部門として金融分野を含めてきたケースが 18 件ある（そのうち開発調査 12 件）。中でも、1995 年から 5 年度間に亘って実施されたベトナムの市場経済化支援開発政策調査（通称「石川プロジェクト」…付録 1 (2) 参照）は、広範な有識者を動員し、その成果がベトナム政府の政策に大きな影響を与えたものであり、我が国初の総合的政策支援として位置付けられている。他方、金融分野そのものを中心的な課題として採り上げたものは 19 件（うち開発調査 5 件）であり、その他の 3 件は金融分野に限定されない経済法整備支援である。

協力実績を地域的な分布で見ると、アジア経済危機への対処案件や社会主義国の市場経済化支援などが多かったことなどから、東南アジア、東アジアが大多数を占めている。金融課題の技術協力プロジェクトの実績数は、他の課題に比べて限定的ではあるが、ベトナムやインドネシアのように、一旦プロジェクトが開始されるとその後継続的に協力案件が形成され、また分野的にも幅を広げていくケースもみられる。

他方、本邦研修事業については、開発調査や技術協力プロジェクトに比べて実績件数は多くなっており、分野的にも金融を含む経済政策の領域から、公的債務管理や保険・証券の監督者向け研修、金融機関職員向けのプロジェクトファイナンス技法、会計・監査制度等、非常に幅広い領域に亘って行われている。また地域的にも、アジアからの研修参加が中心ではあるものの、集団研修として全世界を対象に実施しているものも含まれる。

なお、個別派遣専門家の実績について、全般的にみると財務省等の財政・金融関係省庁、中央銀行、公的金融機関などが主な派遣先となっている。（即ち、中間目標との関係では、目標 I-1、目標 I-2 および II-1 に関連するものが多い。）

第3章 JICAの協力の方向性

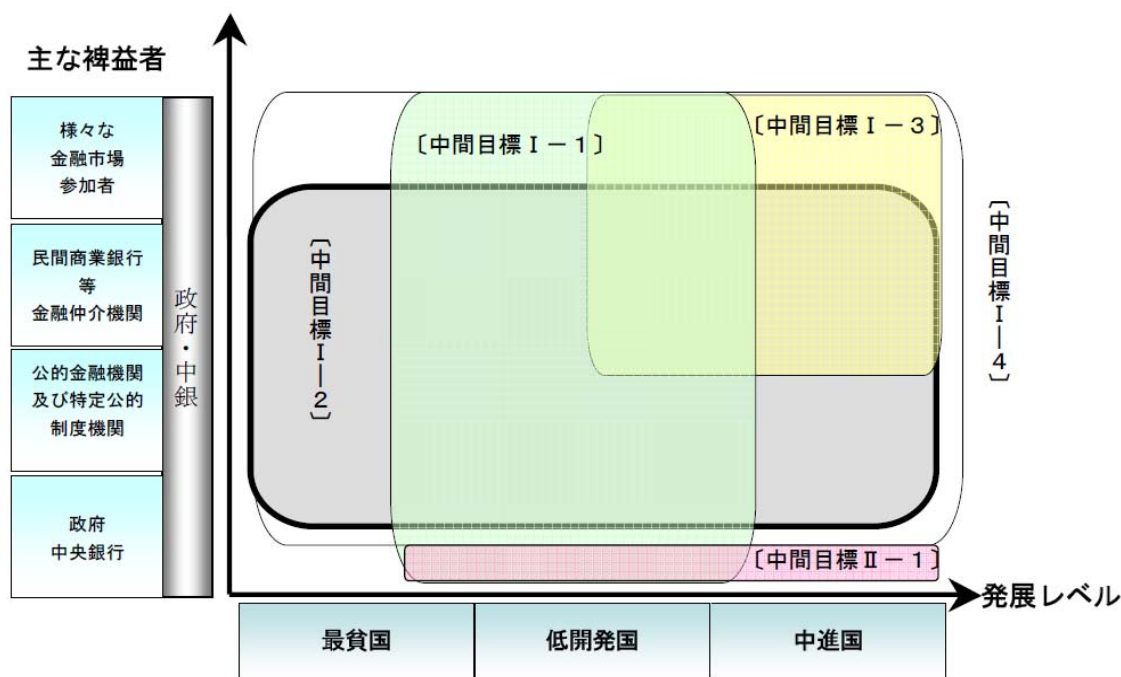
3-1 JICAが重点とすべき取り組みと留意点

(1) JICAが重点とすべき取り組み

JICAが重点とすべき取り組みを整理するにあたっては、図3-1に示すように、「[1] 開発途上国の経済発展段階に応じた金融分野の優先課題の変遷」と、「[2] 協力の裨益者区分²⁷」を横軸・縦軸とするマトリックスを想定し、その上に、「[3] 開発戦略中間目標」を重ね合わせることによって、経済発展段階に応じた重点分野がイメージできる。(但し、当該国の固有の事情によって一般化しにくい点も多いことから、ここで示す図3-1はあくまでもプロトタイプ的なモデルに過ぎない。)

図3-1 重点分野のイメージ

[支援対象国の発展レベル、協力の裨益者、および中間目標]



出所：JICA・日本経済研究所（2006）を基に作成

ここで、各発展段階に取り組むべき金融分野の優先課題を捉えると、概ね以下のように整理される。

① 最貧国

発展段階が最貧国レベルにある場合には、金融制度を統括する政府側担当省庁の体制も十分でないこ

27 実際にはODAスキームによる協力の対象になるのは中央銀行を含む金融関連当局に限定されるわけだが、ここでは協力の実施が裨益する途上国側金融関係者の区分を目安に整理することとし、便宜上、「政府・中央銀行」、「公的金融機関等」、「民間金融仲介機関」、「その他の金融市場参加者」の4つに区分した。

とが多く、依然、国内の基本的な金融制度の構築過程にあるケースが多い。この段階においては、自国通貨および銀行制度への信頼が乏しいことなどから国内での資本蓄積も十分でなく、民間銀行を中心としたフォーマルな金融体制も十分に機能していない（インフォーマル金融への依存度が高い）状況が想定される。

従って、まずは「中間目標 I-2：金融機関の整備・安定・強化」に関して、フォーマルな金融システムの骨格として民衆の信任が得られるような、銀行を中心とした間接金融システムを形成していくことが喫緊の優先課題となる。また同時に、高利貸し等の不当な金利を課す在来金融への依存を解消していくためにマイクロ・ファイナンスの導入・定着を図る等、貧困層を含む国民一般に対して貯蓄手段やローンなどの基礎的な金融サービスを提供する体制整備を進める必要がある。

② 低開発国

この段階になれば、銀行を中心とした金融システムの制度は一応の形になってきていると考えられる。しかし、銀行の業務能力は十分なレベルに達しているわけではなく、より効果的に金融仲介機能、決済機能や信用創造機能を果たすためには、個別金融機関のレベル並びに金融制度全体として、改善すべき点が多数残っていることが多い。

従って、相応に構築された観のある間接金融のシステムを、細部にわたり、高度化、精緻化させる為の課題が最優先事項と考えられる。即ち、プルーデンシャル政策を含む規制・監督の強化や、決済システムの整備、金融機関の組織的能力向上といった分野が優先課題になろう。加えて、直接金融の萌芽も見え始める頃であり、その育成を視野に入れた取り組みを始めることが望ましく、そういった意味では先ず中長期的な視点から関連法制度の検討などのニーズも確認すべきである。

更には、この頃から、WTOに代表される国際経済システムへ統合が議論されることが一般的である。よって、国際経済システムへの統合を睨んだ国内金融システムの見直し、即ち「金融制度のフレームワーク策定・改革」も重要な課題領域となる。

なお、市場経済化を進める経済体制移行国については、体制移行に相当の時間を要するのが一般的である。すなわち、財政と金融の分離、中央銀行の機能整備、国営銀行の商業銀行化、制度金融と商業金融の分化など、体制移行に特徴的な問題への対処が重点課題となる。

③ 中進国

中進国レベルにおいては、間接金融を骨格とした一国の金融システムは相応の整備状態に至っているのが一般的である。この段階で念頭に置くべき点は、間接金融の中でも、より高度化した金融手法²⁸の導入と定着のための能力開発ニーズである。制度の整備を進めれば中長期的には先進国レベルに近づくことも可能である。

加えて、直接金融市場もその機能を発揮し始める段階であるので、市場の利用者を多様化し、市場の機能を一層高度に、厚みのあるものにしていくことが求められ、政府や証券取引所等の政策立案・監督機関などが支援対象となることが想定される。

直接投資、証券投資の領域でも、国内外の金融市場を繋ぐ動きが一段と加速することになる。従って、当該国の金融機関の国際競争力や金融市場の魅力度を高める観点が一層重要になり、このレベルに達し

28 例えば、企業単体の信用力に拠らないプロジェクトのキャッシュフローに依拠する「プロジェクト・ファイナンス」手法や、ローン債権の証券化やその流通市場の整備等が挙げられる。

た開発途上国への金融セクター支援には、相当に高度な専門性が要求される。

以上、経済発展レベルを3段階に分けて、それぞれのレベルにおける金融分野の優先課題を概観しているが、ここまで述べた課題は全て開発戦略目標Ⅰ「金融システムの安定化・効率化」に該当するものである。一方、開発戦略目標Ⅱ「適切なマクロ金融政策の実施」に該当する課題、すなわち中間目標Ⅱ-1「中央銀行における金融政策能力向上」は、金融政策当局が設置された時点に始まり、基本的には貧困国レベルから中進国レベルに至るまで、継続的な課題として捉えるべきものである。

(2) 協りに際しての留意点

① 「銀行型金融システム」から「市場型金融システム」への転換

第2章の「間接金融と直接金融」の項で述べたように、理論的には、経済発展が進むと市場型金融システムの方が経済のニーズに合致することになるが²⁹、実際に銀行中心のシステムを市場中心のシステムに転換するには、政府による積極的な働きかけが無いと、証券市場の発展は自然発生的には起こらないであろう。

その要因としては、主に2つの事項が考えられる。

まず、一つ目としては、これも第2章で述べたように、銀行の情報生産機能が自らに対して事実上の独占的資金供給者の地位を与えることである。つまり銀行は、金融発展の初期段階で金融システムの中核として活動することを通じて、あらゆる情報を収集・蓄積することで優位性をますます強めていく。

次に、二つ目としては、「企業の経営・所有構造・財務状況に関する情報の非対称性の解消」及び「経済活動にかかる法制度や会計制度の整備とその適切な執行」という、市場型金融システムが有効に機能するための前提条件は、政府主導でなければ整備されないということである。

一般的に、二つ目の事項が解決された結果として、市場型金融システムが機能するようになれば、次第に一つ目の事項は影を潜めていくことになるだろう。したがって、「銀行型金融システム」から「市場型金融システム」への転換を図る際には、市場参加者の情報アクセス向上、法律・会計制度の整備や専門人材の育成、金融監督機関の設立・強化等、長期的な視点から取り組む必要がある。

なお、先進諸国でも金融制度は多様であり、すべての先進国が市場中心の金融システムに収斂しているわけではなく³⁰、開発途上国においても、金融システムの転換の是非については十分な検討が必要であろう。

② 金融のグローバル化への対応

近年、開発途上国の経済発展を進める上で海外直接投資をはじめとする外国企業の活動は事実上不可欠の要素となっており、これに伴って、開発途上国における金融開発課題においても、外国金融機関や海外金融市場の役割が重要になってきている。これは第2章の「開発途上国金融システムの発展パターン例」でも述べたASEAN型金融システムがその代表例となるが、未熟な国内金融市場に代わって海外金融市場や外国金融機関が活用されるべき領域が増加しているのである。

いずれにせよ、ある国の経済が本格的に金融市場の育成・強化を開発課題とする発展レベルに達する

29 岡部・光安(2005)

30 一般的には、英国・米国で発達したいわゆる市場中心型システムと、ドイツ・フランスを典型とする銀行中心型システムに区別することが出来る。

と、多くの場合、WTOなどの国際的な投資・貿易の枠組みの中に組み込まれることになる。その結果、必然的に金融市場の対外開放も併せて進めるケースが多く見られるが、こうした市場開放や自由化は、国内の市場機能を確保するための制度的な整備と金融機関の経営を保全するガバナンス強化とバランスを取りながら進めないと、アジア経済危機のような事態を招きかねないことに留意する必要がある。すなわち、国内の金融市場のあり方を検討する際に、金融のグローバル化の進展の中でそれをどのように位置づけ、どのようにリンクさせていくかという問題の重要性は、今後一層高まるものと考えられる。

なお、昨今の金融工学の発展とともに金融取引にかかる技術革新が激しく進展しており、金融分野における最先端のトレンドは、経済のグローバル化の流れに乗って開発途上国にも即座に波及することが予想される。したがって、適切な援助遂行の為にはグローバルな視点で同分野における最新の潮流を常時フォローしておく必要がある。例えば、国際的な会計基準に係る動向は開発途上国における同分野の支援を検討する際に必ず念頭に置かなくてはならないものである。また、G7（先進7カ国財務相・中央銀行総裁会議）において議題となる金融関連の国際共通課題³¹との関わり方についても検討する必要がある。

Box3-1 コラム 【サブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機】

米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機は、現在、先進国のみならず、開発途上国へ影響を与えつつある。そもそも、サブプライム住宅ローンとは、信用度（クレジット返済実績、担保資産の有無、収入に対する借入れ比率、等）の低い顧客（サブプライム顧客）向けの住宅ローンを意味する。サブプライム住宅ローンは以下の特徴を有している：即ち、1）高い貸出金利、2）顧客に対する様々な優遇制度の存在（例 ①ローンの返済開始から3年間は利息支払のみとする、②当初の支払い利息を小さく設定し、差額を将来の返済に振り替えることを認める、③住宅価格の上昇分を担保として更なる借入れを認める）、である。

このようなサブプライム住宅ローン融資は、以下に挙げるような問題を当初から包含していた。①上昇を続ける住宅価格を背景とした借り手のローン返済に対する認識の甘さ、②借入れを助長する過度の優遇制度の存在、③貸し手から借り手への不十分なリスク説明、④サブプライム住宅ローンの証券化。これ等の要因は急激な融資の増加を助長したが、特に、サブプライム住宅ローンの多くが証券化されたことによる影響は、極めて大きいものであった。

サブプライム住宅ローンの多くは、先ずRMBS（Residential Mortgage Backed Securities）の資産担保証券の一種として証券化された後、他の比較的優良な債権と共に仕組債（Collateralized Debt Obligation：CDO）として更に証券化されたが、金融商品として国内外の投資家・投資ファンド、金融機関に販売される仕組みが存在し、本来、高リスク商品である証券が仕組債に取り込まれることにより、幅広く市場に流通することを可能ならしめた。また、サブプライム住宅ローンの証券化は、貸し手であるローン提供会社が借り手から直接資金を回収する必要性を失わせ、貸し手のモニタリングに関するモラルハザードを引き起こし、より一層のサブプライム住宅ローン融資が行われた。実際、融資残高は560億ドル（2000年）から5,080億ドル（2005年）へと9倍に膨れ上がった。しかし、住宅価格の上昇率は2005年にピークを迎えた後、2007年にはマイナスに転落、RMBSに対する格付けが引き下げられる状況下、借り手の多くはローン返済が困難となった。更に、価値を失った、あるいは著しく価値の下落した証券を保有する投資家・投資ファンド、金融機関が破綻し、更なるローン返済不能の増加、投資家・投資ファンド、金融

31 金融のグローバル化の進展とともに、ヘッジファンドの金融市場に与える影響、マネー・ロンダリング、新興国の債券市場育成、貸出金の信用リスク評価等が課題として挙げられていたが、近年のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機が、世界中に影響を及ぼすにつれて、上記コラムのような課題が発生している。

機関の破綻を引き起こすという金融危機のスパイラル現象が起こった。

今回の金融危機の特徴は、金融商品の高度化・複雑化を背景に、一国で発生した金融危機が極めて短い期間で世界中に伝播したことである。米国のみならず世界中の投資家・投資ファンド、金融機関がサブプライム商品を含む仕組債を購入しており、金融危機は先進国だけでなく、開発途上国にも伝播した。

サブプライム住宅ローンに端を発した世界的な金融危機は、実体経済にも大きな影響を及ぼしている。具体的には、世界中の投資家・投資ファンド、金融機関は何十兆円にも及ぶ損失を被り、それが企業への貸し渋りを引き起こし、また証券・不動産等の資産価値が大幅に下落した結果、個人消費や企業の設備投資を著しく減少させた。特に、今回の世界金融危機は、開発途上国に大きな影響を与えている。多くの開発途上国は、新規の外国投資の減少、既存の投資資金の引き上げ、米国、欧州等の主要市場の消費減退による輸出の減少、海外出稼ぎ労働者からの送金の減少などの影響を受けている。世界銀行は、2009年の開発途上国の経済成長率を金融危機前は6.5%と予測していたが、4.5%に減速すると予測している（2008年12月現在）。係る状況下、世界銀行は金融危機の影響を強く受けている開発途上国を対象として20億ドルの資金提供を決定し、IMFは自国のコントロール外の要因による緊急事態に対応するための低所得国向けの「外生ショック融資」をマラウイ、キルギスに対して実施し、また、新興市場諸国向けの緊急融資をパキスタン、ハンガリー、ウクライナ、アイスランド、等に対して実施している。

サブプライム住宅ローン問題に端を発した世界金融危機は、現在も進行中である。今後、米国、欧州、国際機関等が実施する支援がどのような効果を有するかを見守る必要があり、また、今後このような事態を引き起こさないためのセーフティネット（監視体制）を世界規模で如何に構築するかが極めて重要である。

③ 金融分野の状況把握

開発途上国における金融分野の発展状況は、この章で述べた「発展段階ごとの金融分野優先課題」のように、ある程度の類型化は可能であるものの、個別にみれば実情は様々である。したがって金融分野の課題に関する協力ニーズを把握するためには、先ず当該国の実情を的確に理解することが前提条件となる。そうした意味では、世界銀行・IMF等の支援を受けつつ開発途上国が策定している金融セクターの開発計画や改革プログラムが有力な情報源となるので、当該国の金融政策担当省庁や中央銀行、あるいは世界銀行・IMFなど支援機関のウェブサイトアクセスして、こうした計画の内容を確認するべきである。

なお、特に世界銀行・IMFは、世界銀行加盟国の金融セクター評価をFSAP (Financial Sector Assessment Program) として実施し、開発途上国の金融分野改革の方向性に深く関与している。したがって、開発途上国の金融分野にかかる支援を検討する際には、これら国際機関やドナー諸国と当該開発途上国がどのような連携状況にあるかを把握し、且つ国際機関や欧米ドナー諸国等との協調を図っていくことも不可欠であろう。

④ 金融課題の広がり

第1章「金融の全体像」で述べたように、企業活動や市民生活といった経済社会活動の実物セクターと金融セクターは表裏一体の関係にある。したがって、開発途上国援助における金融分野への関わり方としては、金融分野そのものをメインテーマとするタイプ（金融分野が総合政策支援の一部に含まれるケースを含む）以外に、金融が他の経済社会セクターを振興する手段として含まれ得るタイプがあり、両者はアプローチの方法が異なるケースがあることに留意する必要がある。例えば、貧困層に裨益する

金融体制整備³²を、社会福祉的なアプローチのコンポーネントの一部として扱う場合と、マクロな視点で金融制度の一部として機能する持続可能な仕組みを確立するアプローチとでは、プロジェクト目標および成果・活動等の設定が大きく異なってくる。

⑤ 我が国の経験・実績と国際連携

金融分野における我が国の技術協力実績は、第1章でも簡単に触れたように、実務的な人材育成・組織能力強化のウェイトが高いことや、公的金融機関関連の支援実績も多いことなどが特徴といえる。すなわち、我が国金融システムの特徴や歴史・実績を背景として国際協力が行われてきたことは明らかであり、これを例示すると主に以下のものが挙げられる。

- ・ 銀行による間接金融を主体とする金融の発達
- ・ 産業の成長資金の供給重視
- ・ 長期設備金融、中小企業金融、農業金融等の豊富な制度金融の経験

こうした日本の「得意分野」を視野に入れつつ、開発途上国における協力案件形成を進めるという考え方もあるが、一方で、国際的な最先端の金融課題に対処するためには、やはり必要に応じて国際機関やドナー諸国との連携も不可欠であると考えられる。

3-2 今後の検討課題

(1) 金融分野における支援実績の基礎情報データベースの構築

今後、JICAが当該分野での取り組みを強化していく上では、既存の事業実績を体系的に整理し、そこから得られる情報や教訓の活用を図ることが必要である。特に当該分野の取り組みは、他の課題・分野に比較して歴史も浅く実績も限られていることから、有償資金協力も含めたスキームごとの実績、およびこれらの案件形成背景・経緯に関する情報を総合的に整理することは不可欠である。目下、JICA内では課題支援ユニットがナレッジサイト上でこうした情報や資料の収集・整理を行っており、これらを通じて在外事務所においても、当該分野における支援のあり方や案件形成について、多くの示唆が得られるものと思われる。

(2) 国内協力リソースとの関係強化

金融分野は極めて多岐にわたり、課題毎にそれぞれ別の専門性が必要となる。さらにはそれぞれ高度な専門性が要求され、金融行政における類似経験を有する専門行政官等に限られるため、我が国の関連行政機関等による協力・連携がない限り、協力リソースを確保するのは容易でない。特にODA事業の場合、開発途上国の金融当局に対する協力を実施する際には、先方の求めている技術・ノウハウは、やはり我が国の金融当局のみが有している場合も多く、こうした金融関連官庁との連携強化が必要となっている。

他方、我が国の金融分野での技術支援は、第1章で述べた通り、JICAや財務省を中心にしながらも多くの公的機関に分散しており、また協力分野によっては民間人材リソース活用の可能性もあり、必ずしも全体が体系的に整理されて実施されている訳ではない。その中で、JICAが我が国の技術支援の中核的な実施機関であることに鑑みると、我が国全体の金融分野での開発途上国支援に関する連携体制の強化に向

32 開発ツールとしての「マイクロ・ファイナンス」に関する考え方については、次項「今後の検討課題」(6)を参照。

けて、より積極的な貢献をすべき立場にあると考えられる。また、前項で述べた実績データベースの整備において、派遣専門家、研修講師、産・官・学の組織および有識者等の支援リソースの情報整理も行えば、協力人材リソースのリスト化やプログラム実施体制の研究も進めることができよう。

(3) 国際機関や他のドナー諸国との連携強化

金融分野の課題が他の実物セクターとも密接に関係し影響が大きいことに鑑みれば、我が国の支援活動を国際的に評価されるものにしていく上でも、また国際的な援助調和化の流れに鑑みて当該分野における我が国の援助のあり方を考える上でも、これら国際機関や他ドナーとの連携を図ることがこれまで以上に重要になってきている。しかしながら、金融分野における国際協力では、既述の通り、世界銀行・IMF等の存在感が圧倒的に大きい状況下、これまで我が国が支援活動実績をこれら国際機関等に十分認識させてきたとは言いがたい。今後、当該分野における取り組みを進めていく上では、国際機関や他のドナー諸国との連携強化を重要な課題として認識しておく必要がある。

(4) 業界団体や自主規制機関との連携

今後注目すべき動きとして把握しておく必要があるのは、業界団体や自主規制機関による国際的な協調・協力というものである。例えば、間接金融部門では免許事業者たる銀行に対して当局がプルーデンス規制を強化することの必要性が昨今認知されているところであるが、逆に直接金融部門、即ち金融市場においては、政府の過度な統制的政策で介入することは望ましくない場合もある。そこで近年各国の金融監督当局は、銀行協会や証券業協会等の業界団体の自主規制機能を重視しており、実際に業界団体はグローバル・スタンダードを導入すべく国際的な協調を進めている。

ODA事業が民間の金融機関等を直接的な協力対象とは出来ない一方で、いずれの国においても公的当局の監督責任が問われることを鑑みれば、こうした動きをODAの技術協力とリンクさせていくことは検討に値するものと思われる。

(5) 資金協力とのコラボレーション

我が国の金融分野での国際協力は、14「我が国の援助動向」で述べた通り、技術協力が多くの機関で行われている。それぞれの機関の技術協力は、相互に連携され実施されている面もあるが、総じて個別に実施されている色彩が強い。

また、我が国はこれまで資金協力は外務省（無償資金協力）及び国際協力銀行（円借款）が担当し、技術協力ではJICAが実施の中心になる形で、それぞれが分かれて実施される体制となっていたのが特徴であった。

これらを背景に、我が国としての体系的な協力体制は必ずしも十分とは言えない状態であったが、2008年10月、新JICAの発足（技術協力と資金協力の一元の実施体制の確立）は、金融分野の協力を戦略的に取り組んでいくうえで大きな契機となった。

金融分野における技術協力・資金協力のコラボレーションとしては、現在以下の3つのパターンが実施されている。

- ① 金融インフラ整備（例えば中央銀行の決済システム整備）を資金協力で行うのに併せて、制度の整備や運用を技術協力で行う（いわゆる「プロジェクト型」のコラボレーション）
- ② 開発政策借款などのノン・プロジェクト借款を供与する際に、例えば金融セクター改革プログラムを推進するための技術協力を実施する（「ソフト型」コラボレーション）

- ③ 開発途上国の金融機関にツー・ステップ・ローンを供与する際に、受皿となる開発途上国側金融機関の能力強化を技術協力として実施する

今後はこうした技術協力と資金協力の連携を視野に入れて、その可能性を具体的に検討すべきであり、その際には、世界銀行やIMF等の機関が融資とTAをどのような体制・スキームで実施しているかを詳細に検証することも一案であろう。

(6) マイクロ・ファイナンスとの関わり

マイクロ・ファイナンス（Micro Finance：以下MF）についてはこれまで「貧困緩和施策」の観点から多くの議論がなされてきた。しかし近年のMFを取り巻く環境の変化に伴い、次第に「金融開発課題」の視点からの議論が求められている。

近年実施されているMFプロジェクトは、MF実施機関（Micro Finance Institution：以下MFI）の基本スタンスによって、MFの機能を「長期的な金融システムの整備」の視点から見ると、「貧困層のエンパワーメントに資する直接的な手段」とするものの2つに大別される。JICAはこれまで現金貸付スキームを持っていなかったこともあり、従来は貧困削減を目標とする技術協力プロジェクトの補強手段、つまり「プロジェクト目標達成のための一つのツール」としてMFスキームを導入することが多かったため、その意味では後者に近い視点での取り組みが中心であったと言える。しかしながら、大手民間銀行によるMF事業参入や本来的な金融仲介機能を重視するMFIの増加、また世界銀行やIMFを中心とした国際機関が市場原理に即した形でのMF支援を推進している状況など、MFを取り巻く環境に変化が生じており、全体的にはMF機能の位置付けが「直接的な貧困層のエンパワーメントの手段」から「金融システム整備の一環」へと移りつつある状況と言える。これら「金融機関」としてのMFIの増加は、将来的に支援対象国の金融セクター及び経済全体に一定のインパクトを与え得るものであり、2008年のJBICとの統合を機に有償資金協力が可能となったJICAが、金融開発課題の視点からMF及びMFIに対してどのように関わっていくのか、或いはどのような支援が考えられるか等を今後検討する必要がある³³。

33 旧JBICによるMF支援実績については、付録1「有償資金協力」の「スリランカ貧困緩和マイクロ・ファイナンス事業」、「スリランカ貧困削減マイクロ・ファイナンス事業(II)」、「バングラデシュ農村開発信用事業（グラミン銀行）」を参照。

付録1 JICAの主な協力事例

(1) JICAの協力事例リスト(プロジェクト・研修・個別専門家・有償資金協力)

① JICA事例リスト一覧

プロジェクト

No	案件名	スキーム	対象国	開始日	終了日
1	市場経済化支援開発政策調査(フェーズ1)	開発調査プロジェクト	ベトナム	1995/8	1996/6
2	市場経済化支援開発政策調査(フェーズ2)	開発調査プロジェクト	ベトナム	1996/7	1998/3
3	市場経済化支援開発政策調査(フォローアップ)	開発調査プロジェクト	ベトナム	1998/7	1999/7
4	市場経済化支援開発政策調査(フェーズ3)	開発調査プロジェクト	ベトナム	1999/9	2001/3
5	ベトナム国家銀行キャパシティ強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ベトナム	2008/8	2010/9
6	ベトナム開発銀行機能強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ベトナム	2008/9	2011/8
7	証券取引所機能強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ベトナム	2006/9	2007/3
8	経済開発・改革支援計画	研究協力	モンゴル	1994	1997
9	市場経済化支援調査	開発調査プロジェクト	モンゴル	1998/9	2000/3
10	会計・監査機能向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	モンゴル	2005/10	2008/2
11	銀行能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	モンゴル	2007/9	2010/2
12	インドネシア経済政策支援	開発調査プロジェクト	インドネシア	2002/3	2005/3
13	経済政策・実施支援(金融政策実施能力向上支援/対外債務及び貿易金融管理/輸出銀行のECA業務実施体制整備)	プログラム	インドネシア	2002	2004
14	経済政策・実施支援(マクロ経済政策運営/開発計画策定支援)	プログラム	インドネシア	2002	2004
15	金融政策向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2007/2	2009/3
16	対外民間債務管理向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2004/3	2006/2
17	経済開発計画向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2004/3	2005/8
18	資本市場育成プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2006/11	2009/10
19	住宅金融制度改革支援調査	開発調査プロジェクト	中国	2000/3	2002/3
20	中華人民共和国中小企業金融制度調査	開発調査プロジェクト	中国	2003/3	2005/1
21	西部開発金融制度改革調査	開発調査プロジェクト	中国	2004/5	2005/12
22	経済法・企業法整備プロジェクト	技術協力プロジェクト	中国	2004/11	2008/3
23	ラオス国立大学経済経営学部支援	技術協力プロジェクト	ラオス	2000/9	2007/8
24	経済政策支援(フェーズ1)	援助効率促進事業	ラオス	2000/4	2002/3
25	経済政策支援(フェーズ2)	技術協力プロジェクト	ラオス	2003/4	2005/3
26	経済構造調整政策支援調査	開発調査プロジェクト	ミャンマー	2000/12	2003/8
27	インフラ金融融資能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	マレーシア	2004/5	2005/10
28	マレーシア政府系金融機関による中小企業向けアドバイザー・サービス能力向上のためのアクションプラン策定支援	開発調査プロジェクト	マレーシア	2004/9	2005/10
29	会計法執行支援	開発調査プロジェクト	タイ	2003/12	2005/12
30	海外融資プロジェクト事後評価能力向上	技術協力プロジェクト	タイ	2004/11	2005/11
31	経済政策支援	開発調査プロジェクト	カンボジア	2005/11	2007/3
32	商業銀行オペレーション	技術協力プロジェクト	タジキスタン	2004/7	2004/11
33	プロジェクト形成調査(開発金融)	国・課題別計画策定事業	カザフスタン	2005/3	2005/3
34	キルギス国銀行決済システム改善開発計画調査	開発調査プロジェクト	キルギス	1993/11	1994/12
35	財政・金融システム強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ケニア	2005/4	2008/3
36	アルゼンチン経済開発パート2	開発調査プロジェクト	アルゼンチン	1994	1996
37	草の根からの市民社会強化プロジェクト・フェーズII(小規模金融運営能力強化)	技術協力プロジェクト	アルゼンチン	2005/9	2008/8
38	パラグアイ国経済開発調査	開発調査プロジェクト	パラグアイ	1998/10	2000/12
39	チリ国地域経済開発・投資促進支援調査	開発調査プロジェクト	チリ	2000/3	2001/9
40	エルサルバドル国経済開発調査	開発調査プロジェクト	エルサルバドル	2002/10	2004/2

研修

No	コース名	対象国	開始年	終了年
1	公的資金協力セミナー(2001年度まで「ODAローンセミナー」として実施)	円借款供与対象国	2002	2007
2	経済政策セミナー	全世界	1989	2009
3	開発政策	全世界	1994	2003
4	開発政策II	全世界	2004	2009
5	金融情報システム	全世界	1996	2003
6	公的債務管理能力強化セミナー	全世界	2002	2004
7	公的債務管理能力強化セミナーII	全世界	2005	2009
8	開発金融セミナー	アジア地域	1998	2001
9	証券取引所セミナー	アジア地域	2000	2005
10	アジア体制移行国セミナー(中央銀行研修)	アジア地域	2000	2000
11	アジア体制移行国セミナー(中央銀行システム構築手法)	アジア地域	2001	2001
12	アジア体制移行国セミナー(中央銀行と金融市場)	アジア地域	2002	2002
13	アジア体制移行国セミナー(地域景気分析と金融政策)	アジア地域	2003	2003
14	アジア体制移行国セミナー(ブルーデンシヤル・ポリシー)	アジア地域	2004	2004
15	アセアン向け金融派生商品	アセアン諸国(第三国研修)	2000	2002
16	金融制度強化セミナー	アセアン諸国、中国	2004	2008
17	保険監督者セミナー(第三国集団研修)	インド、ネパール、スリランカ他11カ国	2001	2002
18	金融健全化(第三国集団研修)	インドネシア、フィリピン、タイ、他5カ国	2000	2002
19	日韓共同研修 経済開発政策と市場経済	インドネシア、フィリピン、タイ他8カ国	2000	2004
20	国債市場の現状と育成	インドネシア	2000	2000
21	外国為替取引モニタリング制度の改善	インドネシア	2000	2000
22	財政金融分野人材開発	インドネシア	2000	2000
23	貿易金融管理	インドネシア	2001	2002
24	金融政策策定・実施	インドネシア	2002	2004
25	経済政策支援	インドネシア	2002	2002
26	国債管理	インドネシア	2005	2005
27	金融制度安定化	インドネシア	2007	2007
28	経済・金融対外政策	インドネシア	2007	2007
29	国際金融行政能力向上	インドネシア	2008	2008
30	金融政策	ベトナム	2001	2001
31	財政金融	ベトナム(第三国個別長期研修)	2001	2002
32	銀行監督業務	ベトナム	2008	2008
33	年金制度改革	タイ	2000	2000
34	預金保険と日本の金融システム	タイ	2003	2003
35	融資リスクに応じた保証条件設定システム	タイ	2003	2003
36	金融監督制度	タイ	2004	2004
37	協同組合金融制度	タイ	2004	2004
38	日本の会計関連制度・システム	タイ	2004	2004
39	貸付審査手続きと信用分析手法	タイ	2005	2005
40	プロジェクトファイナンス技法	マレーシア	2001	2004
41	インフラファイナンス業務戦略	マレーシア	2004	2004
42	インフラプロジェクトファイナンス技法	マレーシア	2005	2005
43	中小企業向けアドバイザーサービス	マレーシア	2004	2004
44	国際金融	ラオス	2002	2002
45	経済政策策定・管理	ラオス	2004	2004
46	証券監督者のための研修	中国	2000	2004
47	住宅金融機関のリスク管理	中国	2001	2001
48	住宅金融情報システム	中国	2001	2001
49	中国銀行業界の日本金融情報システム視察	中国	2002	2002
50	証券先物取引市場の監督管理	中国	2005	2008
51	資産リスク管理・コーポレートガバナンス	モンゴル	2004	2004
52	会計・監査機能強化	モンゴル	2005	2005
53	プロジェクトファイナンス技法	アゼルバイジャン・カザフスタン	2003	2005
54	中央アジア・コーカサス地域財政金融	中央アジア・コーカサス	1994	2004
55	市場経済化セミナー	タジキスタン	1999	2003
56	中小企業向け融資保証制度	サウジアラビア	2002	2002
57	金融セクター活性化	シリア	2000	2003
58	金融・財政学	ケニア	2002	2002
59	中・東欧地域財政金融	中・東欧	1996	2006
60	保険監督者研修(第三国集団研修)	エストニア、ラトビア他7カ国	2001	2004

個別専門家

No	案件名	派遣国	開始年	終了年
1	対外債務及び貿易金融管理	インドネシア	1998	2003
2	貿易金融管理	インドネシア	1998	2001
3	資本市場育成	インドネシア	1999	2002
4	金融政策ツールの整備	インドネシア	2001	2001
5	マネーロンダリング対策	インドネシア	2002	2002
6	国債管理	インドネシア	2003	2005
7	資本市場育成政策	インドネシア	2003	2007
8	資本市場及び金融機関育成政策アドバイザー	インドネシア	2007	2009
9	マクロ経済・金融部門及び中小企業金融	インドネシア	2003	2006
10	経済・財政・金融政策アドバイザー	インドネシア	2006	2010
11	証券取引センター運営支援	ベトナム	2000	2001
12	金融分野援助調整	ベトナム	2001	2003
13	金融政策アドバイザー	ベトナム	2006	2008
14	銀行業訓練アドバイザー	ウズベキスタン	2000	2002
15	銀行・金融制度システムアドバイザー	ウズベキスタン	2001	2002
16	社会基盤整備に関する金融アドバイザー	マレーシア	2000	2002
17	インフラセクター金融アドバイザー	マレーシア	2002	2003
18	証券市場監視制度	フィリピン	2001	2001
19	国債管理政策	タイ	2000	2000
20	政府決済管理及び銀行システム	タイ	2001	2001
21	財政・金融アドバイザー	タイ	2002	2005
22	中小企業向け貸付・アドバイザーシステム	タイ	2002	2005
23	金融政策アドバイザー	タイ	2005	2006
24	大統領府財政金融政策アドバイザー	東チモール	2003	2007
25	金融開発計画	バブア・ニューギニア	1999	2001
26	証券業務訓練	中国	2000	2000
27	証券管理幹部用セミナー	中国	2001	2001
28	銀行融資業務	モンゴル	1999	2002
29	金融監督強化	モンゴル	2003	2005
30	大蔵大臣アドバイザー（開発銀行）	モンゴル	2009	2009
31	金融・財政学	ケニア	1999	2001
32	保険・金融監督	スイス	1999	2002

有償資金協力

No	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 金利 (%)	本体部分 償還 期間(年)	本体部分 据置 期間 (年)	本体部分 調達条件	コンサル 部分 金利(%)	コンサル 部分 償還 期間(年)	コンサル 部分 据置 期間 (年)	コンサル 部分 調達 条件	事業実施者名	案件概要
1	フィリピン	金融セクター構造調整融資	1989/11/23	40,000	2.7	25	7	一般ア ン タ イ ド					財務省	本借款は、日比両政府により合意された一般商品の輸入に必要な資金を融資し、世界銀行とフィリピン政府が合意した金融セクター構造改善プログラムを支援するものである。すなわち、本借款の一次的な目的は、フィリピン経済を外債準備高の減少に伴う国際収支困難の状況から脱却させることにある。また、本借款は構造調整プログラムの実施を条件とするものであり、本来の目的は、フィリピンの金融セクターの構造を強化することにより、マクロ経済の安定的な成長を可能にすることにある。 本借款は、世界銀行が同国に対して供与中の同名の金融セクター構造調整融資との協調融資として、各々3億ドルずつ、計6億ドルを同国に供与するものである。借款資金は、一般輸入決済資金に充当される。
2	フィリピン	地方自治体支援政策金融事業	1998/9/10	6,072	2.2/1.7 /0.75	30/40	10/10	一般ア ン タ イ ド/ 一 般 ア ン タ イ ド/ 一 般 ア ン タ イ ド	0.75	40	10	部分ア ン タ イ ド	フィリピン土 地銀行	本事業では、フィリピンの信用力高・中位の地方自治体に対して、フィリピン土地銀行(The Land Bank of the Philippines: LBP)を通じた政策金融により、低利かつ中長期の資金を供給することで、フィリピンが税収基盤の強化、中央・地方財政の健全化を図る間、自治体の自助努力を引き出しつつ無理のない範囲でその資金調達手段を多様化し、税収増大までの間の自治体による緊急の投資ニーズに応え、中央政府による環境・保健・住宅分野への重点的政策遂行を支援せんとするものである。対象となる事業は、上水道施設、洪水制御・衛生施設、植林事業、下水・廃棄物処理施設、公共保健・医療施設・機器、低価格住宅等である。 また、本事業の政策性を担保し、質の良い事業(サブプロジェクト)が採択されるよう、LBPによる実施ガイドライン策定やサブプロジェクト発掘・審査・監理等の補助、自治体によるサブプロジェクト形成・実施の支援、LBP職員、自治体職員の訓練等をコンサルティング・サービスにて実施することとしている。 本事業の実施に当っては、JICAが1997年度から開始したフィリピン国別特別研修コースとの連携が図られている。一方、カナダ国際開発庁(CIDA)の支援によってフィージビリティスタディ(F/S)が作成された案件が、可能な限り採り上げられるよう配慮する等の連携も図っている。 借款資金は、LBPが地方自治体に供与する融資資金及びコンサルティング・サービス(上記内容等)に充当される。
3	スリランカ	貧困緩和マイクロ・ファイナンス事業	1999/8/4	1,368	1.8	30	10	一般ア ン タ イ ド	1.8	30	10	一般ア ン タ イ ド	スリ・ランカ 中央銀行	本事業は公的な金融機関に対しアクセス出来ない貧困層に対し、無担保にて小額の融資を行なうスキームを提供するものであり、貧困層の自営活動・企業家支援を通じた所得格差の是正、地域開発・経済開発を促すことを目的とし、特に資金需要の大きいクルネガラ、マータレ、パドゥラ、ヌワラエリヤ、カルタラ、ハンバントゥータの6県にて、貧困層家庭が製造業、商業・サービス業、農業、家畜飼育等に従事する際の必要資金を融資するものである。 なお、貧困層に対する融資にあたっては、銀行(参加金融機関)とエンドユーザー(受益者)の仲介組織として現地NGOや地域事務所(PDO: Project District Office)がエンドユーザーとの接点として活動することとなり、きめ細かい資金管理(貸付、回収、グループ形成等)を行うことが可能になる。エンドユーザーに対しては現地NGO等によるグループ形成、企業家育成、会計、技術指導等のトレーニングを行い、一方職員側の訓練としては、リーダシップ養成、審査管理能力養成等を行うことにより返済率及び事業効果の向上を図ることとしている。 借款資金は、エンドユーザーへの貸付け、トレーニング費用、機材購入、コンサルティング・サービス(融資スキーム管理、トレーニング計画立案、生産活動支援等)などに充当される。
4	スリランカ	貧困緩和マイクロ・ファイナンス事業(II)	2008/7/29	2,575	0.65	40	10	一般ア ン タ イ ド	0.01	40	10	一般ア ン タ イ ド	スリランカ中 央銀行	本事業は、貧困率の高い北・東部及びその周辺地域の貧困層が実施する商業、手工業、農業等の小規模事業に対する資金を提供することにより、貧困層の所得水準向上を図り、同地域の貧困緩和及び社会・経済の安定化に寄与することを目的としている。本事業では、銀行等の金融機関からだけではなく、貧困層へより効果的に資金が渡るよう、NGO等現地の状況に精通したマイクロファイナンス支援機関を通じた融資も行う。さらに、市場で商品となる高品質の生産物を生み出す力をつけ、収入向上を継続可能なものとするため、金融機関やマイクロファイナンス支援機関を通じて、貧困層の収入向上につながるトレーニングを実施する。
5	パキスタン	銀行セクター改革計画	1998/3/20	32,030	1.8	30	10	一般ア ン タ イ ド					パキスタン・ イスラム共和 国大統領	本借款は構造調整借款であり、経常収支ギャップを埋めることによりマクロ経済の安定化に資するとともに、パキスタン政府が実施中の銀行セクターに係る構造調整を支援し、同国の銀行セクターの効率化を図ることを目的とする。 銀行セクターの効率化に当たっては、[1]不良債権増加の抑制、[2]パキスタン国立銀行(SBP)が策定した延滞利息減免制度等を通じた不良債権回収の促進、[3]パキスタン政府が策定した早期退職制度を利用した過剰職員・不採算店舗の合理化、[4]国有商業銀行の民営化計画の推進、[5]適正自己資本比率等の国際的会計基準の導入、[6]不良債権の法的回収を実施する金融法廷の設置といった施策を実施することとなっている(一部は既に実施済み)。本改革が同国の金融制度を強化し、金融的側面から同国のマクロ経済の安定化に資するものと期待される。 借款資金は一般輸入決済資金に充当される。また、見返り資金は保健・医療、教育、灌漑・治水、農業基盤整備等の社会セクターにおける優先事業に充当することとなっている。なお、本借款は世界銀行との協調融資である。

付録1 JICAの主な協力事例

No	国名	案件名	契約借款日	借款金額 (百万円)	本体部分 分金利 (%)	本体部分 分償還 期間(年)	本体部分 据置期 間(年)	本体部分 調達条件	コンサル 部分 金利(%)	コンサル 部分 償還期 間(年)	コンサル 部分 据置期 間(年)	コンサル 部分 調達 条件	事業実施者名	案件概要
6	パキスタン	商品借款(金融セクター構造調整融資)	1990/2/18	19,300	2.5	25	7	一般ア ン タ イ ド					パキスタン・イスラム共和国大統領	本借款は、金融部門改革による経済の活性化を目的として、パキスタン政府が現在推進中の金融セクター構造調整計画を支援するために供与されるものである。この計画は、同国の金融・資本市場の整備、銀行経営の効率化・健全化及び銀行監督機構の改善等を通じ、パキスタン経済の成長に不可欠な資金供給体制の適正化を図るものである。 本借款は、世界銀行が同国に対して供与中の同名の金融セクター構造調整融資との協調融資として、各々1.5億ドルずつ、計3億ドルを同国に供与するものである。 借款資金は、計画実施中の一般輸入決裁資金に充当される。
7	バングラデシュ	農村開発信用事業(グラミン銀行)	1995/10/4	2,986	1	30	10	一般ア ン タ イ ド					グラミン銀行	本事業は、井戸、生産機器等の生産財に対する融資を無担保にて供給することにより、バングラデシュ農村部における土地無し貧困層の生活・生産活動を支援するとともに、資金調達と融資条件がミスマッチとなっている建屋ローンを中心としてグラミン銀行の財務体質強化にも貢献せんとするものである。
8	ガーナ	商品借款(金融セクター調整計画)	1989/2/10	12,558	2.5	30	10	一般ア ン タ イ ド					ガーナ大蔵省	本計画は、ガーナ政府が経済成長を持続・促進するために行なう金融セクター調整計画を、世界銀行と協調しつつ支援するものである。同国に対するノン・プロジェクト借款供与は、1988年2月のものに続き2回目である。 同計画の主要な調整政策は、資金動員・貸付の効率化、金融市場・資本市場の活性化および銀行経営の改善等である。 借款資金は計画実施中の一般輸入決裁資金に充当される。
9	ケニア	金融セクター調整借款	1991/4/23	6,942	2.5	30	10	一般ア ン タ イ ド					ケニア大蔵省	本借款は、ケニア共和国が推進する金融セクター調整計画を支援するために供与されるものである。この計画は、金融機関の再編成、中央銀行監督機能の強化、金融政策の拡充、財政政策の改善、資本市場の育成等を行なうことにより、民間部門を活性化し、同国経済の安定的成長を図るものである。 同計画は、「サブサハラ特別プログラム」のもと、第2世銀(IDA)を中心に、日本(OECF)、ドイツ、スウェーデンおよびベルギーによる協調融資を受けることとなっており、借款資金は計画実施期間中の一般輸入決裁資金に充当される。
10	ペルー	金融セクター調整計画	1992/12/22	12,690	3	30	10	一般ア ン タ イ ド					経済財政省	本借款は、構造調整努力を支援するために供与されるもので、公的金融セクターの縮小化、中央銀行法と各種金融規制の見直し、および通貨政策の強化等を目的としている。 本借款は、米州開発銀行(IDB)との協調融資であり、借款資金は、同計画の実施中に必要な一般輸入決裁資金に充当される。
11	ボリビア	金融セクター調整借款	1989/10/17	9,108	2.7	30	10	一般ア ン タ イ ド					ボリビア中央銀行	本借款は、金融部門改革による経済の活性化を目的として、ボリビア政府が推進中の金融セクター調整計画を支援する目的で供与されるものである。この計画は、同国の銀行監督機能の強化等により銀行の経営効率化、延いては金融セクターの信用の向上を図るとともに、金利の自由化を行なうことにより、同国内産業への資金供給を改善しようとするものである。 本借款は、第二世銀が同国に対して供与中の同名の金融セクター調整借款との協調融資として、各々7,000万ドルずつ、計1億4,000万ドルを同国に供与するものである。借款資金は、計画実施期間中の一般輸入決裁資金に充当される。

出所：JICA ホームページ (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)

② JICA 事例（プロジェクト）概要

No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
1 ～ 4	案件	市場経済化支援開発政策調査 (フェーズ1～3)	開発調査プロジェクト	ベトナム	1995/8	2001/3
	概要	ドイモイ政策のもと市場経済化に努力するベトナム政府に対し、わが国初の総合的政策支援を実施した(カウンターパートは、MPI(投資計画省)を中心に、MOF・中銀他)。5年間に及び日・越共同調査を3つのフェーズに分けて行い、同国の経済発展計画5ヶ年計画草案への提言、開放経済体制への対応、アジア経済危機対策等について順次検討と提言を行った。「財政・金融」分野は重要な一部門として、5ヶ年計画における固定資本形成(国、FDI,民間)と開発資金動員(ODA,FDI,民間貯蓄)の実現可能性分析、国内貯蓄動員、金融仲介機能の改善、金融危機後の金融健全化対策等に係る分析と提言を行った。				
	中間目標との関係	中間目標I-1とI-2:金融は総合経済政策支援の一部。対象は市場経済化途上の低所得国、政府・中銀/開発金融/商業銀行。		日本側実施体制・協力機関	法人契約(大和総研、野村総研等)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
5	案件	ベトナム国家銀行キャパシティ強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ベトナム	2008/8	2010/9
	概要	長期・短期専門家派遣、本邦研修実施により、1.ベトナム国家銀行(SBV)の発券業務近代化計画の実施が促進され、2.決済システムの健全性、効率性が高まり、3.銀行監督機能が強化される。				
	中間目標との関係	中間目標I-2とII-1:金融がメイン。対象は市場経済化途上の低所得国、中央銀行		日本側実施体制・協力機関	直営(財務省、日銀)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
6	案件	ベトナム開発銀行機能強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ベトナム	2008/9	2011/8
	概要	専門家派遣、本邦研修・第三国研修実施により、1.開発金融機関としてのベトナム開発銀行(VDB)の政策枠組みがその明確なミッションに基づき、強化され、2.信用リスク管理能力が向上し、3.資金調達とALM(資産・負債総合管理)にかかる知見が強化され、4.人材育成システムが強化される。				
	中間目標との関係	中間目標I-2:金融がメイン。対象は市場経済化途上の低所得国、開発金融機関。		日本側実施体制・協力機関	法人契約(日本経済研究所)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
7	案件	証券取引所機能強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ベトナム	2006/9	2007/3
	概要	短期専門家派遣により、証券取引委員会、ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所、その他(証券会社等)の職員が、上場会社の業績管理、買収・合併・企業分割時の処理、市場監視等について、十分な知識を得る。				
	中間目標との関係	中間目標I-3:金融がメイン。対象は市場経済化途上の低所得国、政府・証券取引所		日本側実施体制・協力機関	一部法人契約(野村総研、東京証券取引所等)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
8	案件	経済開発・改革支援計画	研究協力	モンゴル	1994	1997
	概要	1990年以降、社会主義計画経済から市場経済に移行するための急進的改革を進めているものの、政治的・経済的に大きな混乱が続いていたモンゴル政府(カウンターパートは計画担当省)に対して、長期および短期の専門家を派遣し、市場経済移行後の開発戦略(財政・金融改革、および産業開発等)の提言を行った。				
	中間目標との関係	中間目標I-1とI-2:金融は総合経済政策支援の一部。対象は市場経済化途上の低所得国、政府・中銀。		日本側実施体制・協力機関	国内支援委員会、一部法人契約(世界経営協議会)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
9	案件	市場経済化支援調査	開発調査プロジェクト	モンゴル	1998/9	2000/3
	概要	モンゴル国は、1990年以降、社会主義計画経済から市場経済への転換を急速に進めているものの、政治的・経済的に混乱が続いていた。メyndナーの立場にあるわが国は、同国の市場経済化と経済発展を支援するため、3ヶ年の「中期開発戦略」と「公共投資計画」の策定、「徴税機能の強化」および「地方銀行サービスと貯蓄動員」について分析と提言を行うとともに、共同作業を通じ政策立案者の育成を図った。特に地方銀行セクターについては、地方金融の在り方を決定するため社会的コスト・ベネフィットとその制度能力について概観し、モンゴル地方金融の方向性を考察し、モンゴル政府が、地方金融サービスの範囲について優先順位をつけることを提言した。				
	中間目標との関係	中間目標I-1とI-2およびII-1:地方金融は一コンポーネント。主対象は市場経済化途上の低所得国、政府・中銀/農業銀行等。				
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
10	案件	会計・監査機能向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	モンゴル	2005/10	2008/2
	概要	モンゴル政府は「経済成長と貧困削減戦略」において民間セクター振興に必要な制度整備支援と人材育成を重視している。本技術協力プロジェクトは、その一環として、企業の適正な情報開示と法令順守を促進するため、同国の財務省および公認会計士協会をカウンターパートに公認会計士の能力強化を、短期専門家派遣および本邦研修によって実施するものである。				
	中間目標との関係	中間目標I-4。対象は市場経済移行途上の低所得国、政府および公認会計士協会		日本側実施体制・協力機関	直営(日本公認会計士協会)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
11	案件	銀行能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	モンゴル	2007/9	2010/2
	概要	短期専門家派遣、現地コンサルタント備上、本邦研修実施、機材(開発ツール)供与により、1.パーゼルIIならびに経済協力開発機構(OECD)などの国際機関の基準に基づいてBOMにより改定されたコーポレート・ガバナンス・ガイドラインをモンゴルの商業銀行が遵守し、2.モンゴル銀行が商業銀行に対してIT検査を実施することができる仕組み(マニュアル整備も含む)が確立し、3.モンゴル銀行と商業銀行間をつなぐ経営管理情報システムが整備される。				
	中間目標との関係	中間目標I-2とII-1:金融がメイン。対象は市場経済移行途上のLDC、中央銀行および商業銀行		日本側実施体制・協力機関	法人契約(SNグローバルソリューション等)	

付録1 JICAの主な協力事例

No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
12	案件	インドネシア経済政策支援	開発調査プロジェクト	インドネシア	2002/3	2005/3
	概要	アジア経済危機後、昨も深刻な影響を被ったインドネシアに対して、財務省、経済産業省等によるリーダーシップのもと、日本側有識者と同国の主要閣僚とのハイレベルの政策対話を通じて、経済政策に係る支援を行うとともに、共同で大統領に提言。次の7つの分野をカバーした。1)マクロ経済運営(公的債務管理、税制改革等)、2)金融セクター改革(金融政策、銀行セクター再構築)3)中小企業振興、4)民間投資拡大、5)民主化、6)地方分権、7)上記に関する人材育成。				
	中間目標との関係	中間目標I-1、I-2およびII-1：金融は総合経済政策支援の一部。対象は金融危機後の低中所得国、政府・中銀。		日本側実施体制・協力機関	直営(有識者、外務省、財務省、経産省)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
13	案件	経済政策・実施支援(金融政策実施能力向上支援/対外債務及び貿易金融管理/輸出銀行のECA業務実施体制整備)	プログラム	インドネシア	2002	2004
	概要	アジア経済危機後のインドネシアの持続可能な経済回復を果たすために、金融セクターに対して、次の3つのサブテーマについて、長期専門家、短期専門家および国別特設研修を組み合わせて、技術協力を実施した(カウンターパートは中銀)。1)金融政策実施能力向上支援(外為モニタリング、銀行監督等)、2)中銀による対外債務及び貿易金融管理、3)輸出金融専門機関(ECA)の業務実施体制整備。				
	中間目標との関係	中間目標I-1、I-2およびII-1：金融がメイン。対象は金融危機後の低中所得国、政府・中銀/輸出金融機関。				
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
14	案件	経済政策・実施支援(マクロ経済政策運営/開発計画策定支援)	プログラム	インドネシア	2002	2004
	概要	金融通貨危機再発防止の観点からマクロ経済政策運営の改善(持続可能な財政収支、国際収支管理、および資本市場の育成)および開発計画の策定支援(経済モデルを利用した政策分析能力向上)を実施。				
	中間目標との関係	中間目標I-1：金融は総合経済政策支援の一部。対象は金融危機後の低所得国、政府。				
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
15	案件	金融政策向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2007/2	2009/3
	概要	1999年、インドネシア政府が新中央銀行法を制定したのを機に、インドネシア中央銀行の経済調査・金融政策局に対して、日本銀行および大学の専門家が、長期専門家、短期専門家および国別特設研修を組み合わせて、経済動向調査と金融政策策定の能力強化を図るため技術協力を実施。				
	中間目標との関係	中間目標II-1：金融がメイン。対象は金融危機後の低中所得国、中銀。		日本側実施体制・協力機関	直営(日銀)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
16	案件	対外民間債務管理向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2004/3	2006/2
	概要	インドネシア中央銀行の国際局に対して、JICA長期専門家および短期専門家を派遣し、対外債務残高の迅速かつ正確な把握を行うための能力向上を図った(民間部門での対外債務報告制度の定着、中銀における関連データ処理システム整備)。				
	中間目標との関係	中間目標II-1：金融がメイン。対象は金融危機後の低中所得国、中銀。		日本側実施体制・協力機関	直営(財務省、公募専門家)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
17	案件	経済開発計画向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2004/3	2005/8
	概要	インドネシア政府は通貨危機後に新5ヵ年計画PROPENASを策定し、国家開発企画庁BAPPENASがその実施を指揮した。しかし経済環境の急激な変化からその能力強化が課題となり、本件はBAPPENASの経済総局をカウンターパートとし、長期専門家・短期専門家の派遣および本邦研修によって、その定量的/分析的な現状把握と計画能力のための技術移転を行った。				
	中間目標との関係	中間目標I-1：金融は経済政策支援のごく一部。対象は金融危機後の低中所得国、政府。		日本側実施体制・協力機関	直営(内閣府)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
18	案件	資本市場育成プロジェクト	技術協力プロジェクト	インドネシア	2006/11	2009/10
	概要	No.8のプロジェクトの一部をなすプロジェクト。日本の財務省、金融庁が協力し、インドネシアの財務省資本市場監督庁に対し、JICA短期専門家派遣と現地研修を実施。同庁のコーポレート・ガバナンスと企業倫理の向上、同国の資本市場振興策についての指導を行った。				
	中間目標との関係	中間目標I-3：金融がメイン。対象は金融危機後の低中所得国、政府。		日本側実施体制・協力機関	直営(東京証券取引所、日本証券業協会等)	
No	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
19	案件	住宅金融制度改革支援調査開発調査プロジェクト	開発調査プロジェクト	中国	2000/3	2002/3
	概要	中国政府および人民銀行は、日本の住宅金融公庫のモデルが中国にとって参考となると判断し、わが国に対して住宅金融システム改革の支援要請を行った。これに対応し、開発調査によって、住宅制度改革、住宅産業、住宅需要、住宅金融の現状把握を行い(フェーズ1)、これをベースに中長期的な住宅金融システムに関する提言を行った(フェーズ2)。				
	中間目標との関係	中間目標I-2：金融がメイン。対象は市場経済移行途上の低中所得国、政府/中銀。		日本側実施体制・協力機関	法人契約(野村総合研究所)	

付録1 JICAの主な協力事例

	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
20	案件	中華人民共和国中小企業金融制度調査	開発調査プロジェクト	中国	2003/3	2005/1
	概要	本件開発調査は、中国側担当機関である中国人民銀行に対して中小企業(SME)金融制度のマスタープランの策定支援と提言を行ったもの。主な調査内容は、1)中国SMEおよびSME金融の実情、ODA支援、2)SME金融の課題、3)日本のSME金融制度紹介、4)中長期的な中国SME金融制度に関する提言(SME金融政策の体系、法制度、信用保証、信用リスク管理、信用情報システム、人材育成、アクションプラン)、5)ワークショップの開催。				
	中間目標との関係	中間目標I-2:金融がメイン。対象は市場経済移行途上の低中所得国、政府/中銀。		日本側実施体制・協力機関	法人契約(国際開発センター、みずほ総合研究所)	
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
21	案件	西部開発金融制度改革調査	開発調査プロジェクト	中国	2004/5	2005/12
	概要	本件開発調査は、中国側担当機関である中国人民銀行、國務院西部開発弁公室等に対して、中国西部の開発金融制度の制度設計、システム構築等について、開発調査を行い、提言を行ったもの。主要な調査内容は次の通り。1)中国全般および西部地域にかかる現状分析(金融政策・金融制度の改革、財政・産業・投資等の政策・制度の現状、地域経済・インフラ・投融資プロジェクトの実施状況、関連法制度)、2)主要課題の設定(中央政府・地方政府・民間の投融資を域内に誘致するメカニズム、典型的な地域・重点プロジェクトの10年間の資金需要試算、金融面・法制面の西部地域開発推進策)、3)日本の類似経験の紹介、4)西部地域における金融政策・制度の検討、5)総合評価と上記4)の課題に即した提言。				
	中間目標との関係	中間目標I-1とI-2:金融がメイン。対象は市場経済移行途上の低中所得国、政府/中銀/開銀。		日本側実施体制・協力機関	法人契約(コーエイ総合研究所、オーバーシーズ・プロジェクト・マネージメント・コンサルティング)	
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
22	案件	経済法・企業法整備プロジェクト	技術協力プロジェクト	中国	2004/11	2008/3
	概要	中国政府は、2001年12月、WTO加盟後、一層の市場経済化を進める政策をとり、その一環として、全国人民代表大会の「立法計画」に沿って、経済関連法令の起草および改正を進めている。しかし関連部門の人材育成は急務であり、法文化が類似する日本に対して協力を要請した。そのため、わが国は、法務省、経済産業省、公正取引委員会、一橋大学等の専門家の動員と本邦研修によって、同国商務部をカウンターパートとする技術協力プロジェクトを実施した。企業法の改正、独占禁止法の立法、市場流通関連法の3つのサブプロジェクトからなっている。				
	中間目標との関係	中間目標I-4。対象は市場経済移行途上の低中所得国、政府		日本側実施体制・協力機関	国内支援委員会、一部法人契約(経産省、公正取引委員会、日本開発サービス)	
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
23	案件	ラオス国立大学経済経営学部支援	技術協力プロジェクト	ラオス	2000/9	2007/8
	概要	ラオス政府がADBの支援を受けて1996年に設立したラオス国立大学に新設された経済経営学部に対し、ADBの支援完了後の2000/9以降、文部科学省、神戸大学等が協力して7年間に亘る技術協力プロジェクトを実施し、必要な人材育成を行った。主な活動内容は、経済経営関連の主要教科書の作成、教員の研究能力向上、学部運営能力強化で、そのため本邦および第三国専門家派遣、本邦および第三国研修を行った。				
	中間目標との関係	中間目標I-1:金融は総合TAの一部。対象は市場経済化途上の後開発途上国、政府。		日本側実施体制・協力機関	直営(神戸大学、広島大学等)	
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
24 ~ 25	案件	経済政策支援(フェーズ1~フェーズ2)	援助効率促進事業・技術協力プロジェクト	ラオス	2000/4	2005/3
	概要	ラオスは、アジア経済危機後に経済状況が急速に悪化し、経済運営の建て直しが必要となった。わが国はトップドナーとして、同国政府の経済政策策定能力を高め、援助効果を効果的に発揮させる必要があった。そのため、同国の国立経済研究所をカウンターパートとし、計画協力委員会、大蔵省、中央銀行、商業省、首相府等を対象に、第1フェーズと第2フェーズに分けて、次のような重点分野に対して、長期および短期専門家と調査団を派遣し、技術協力プロジェクトを実施し、共同調査と提言を行い、本邦研修も実施した。第1フェーズでは、マクロ経済、財政・金融、国営企業、FDI、貧困対策等を、第2フェーズでは、経済統合、金融制度、中小企業振興、農業農村開発を対象とした。				
	中間目標との関係	中間目標I-1とI-2:金融は総合政策支援の一部。対象は市場経済化途上のLLDC、政府・中銀。		日本側実施体制・協力機関	国内支援委員会、直営(東京大学、京都大学、滋賀大学、神戸大学、広島大学等)	
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
26	案件	経済構造調整政策支援調査のうち、金融セクター調査	開発調査プロジェクト	ミャンマー	2000/12	2003/8
	概要	日本・ミャンマー両国政府による経済構造調整政策支援調査のうちの一部をなし、2つのサブテーマからなる。①銀行を中心とする金融セクターのレビュー(含む金融関連法令)および能力強化の提言、及び②マイクロ・ファイナンスの制度整備および関連金融機関の能力強化に関するロードマップについて提言。				
	中間目標との関係	中間目標I-1とI-2:金融は総合政策支援の一部。対象は軍事政権下の後開発途上国、政府・中銀。		日本側実施体制・協力機関	法人契約(日本経済研究所)	

付録1 JICAの主な協力事例

	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
27	案件	インフラ金融融資能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	マレーシア	2004/5	2005/10
	概要	アジア経済危機後にマレーシア政府がインフラ金融を担当させたマレーシア開発・インフラ銀行(BPIMB)に対して、同国の金融セクター強化策に沿ってインフラ金融業務の強化を支援した。次の5つのコンポーネントについて共同して改善策の策定と能力開発を行った。①インフラ金融業務全体のリスク管理システム能力強化、②個別プロジェクトリスク評価ノウハウの蓄積・共有化、③人材育成能力の強化、④組織改善能力の向上、⑤マレーシア政府部内でのBPIMBの役割の明確化。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-2：金融がメイン。対象は高中所得国、開発金融機関。	日本側実施体制・協力機関	法人契約（日本経済研究所、日本政策投資銀行）		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
28	案件	マレーシア政府系金融機関による中小企業向けアドバイザー・サービス能力向上のためのアクションプラン策定支援	開発調査プロジェクト	マレーシア	2004/9	2005/10
	概要	本件は、マレーシア中央銀行(BNM)をカウンターパートとし、5つのマレーシア政府系開発金融機関(DFI)による中小企業(SME)向けアドバイザー・サービス向上のためのアクションプラン策定を支援するため開発調査を実施した。主な調査内容は、当該分野のベースライン調査(政府/DFI/民間組織によるSME向けアドバイザー・サービスの現状、および同国におけるSME金融の現状)、これらに対応する日本における現状と経験、アクションプランの策定、SDFIによる実行計画策定。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-2とⅡ-1：金融がメイン。対象は高中所得国、中銀/開発金融機関。	日本側実施体制・協力機関	法人契約(ユニコ・インターナショナル)		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
29	案件	会計法執行支援	開発調査プロジェクト	タイ	2003/12	2005/12
	概要	タイ政府は、2000年、新会計法を施行し、特に中小企業の適正な財務諸表の作成を促すこととしたが、これに対応して、所管の商務省企業開発局企業監督課の指導能力を強化が急務となっている。そのため、わが国は、同課をカウンターパートとし、担当職員のキャパシティビルディングと業務効率化を図る開発調査による提言と本邦研修を実施した。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-4。対象は低中所得国、政府	日本側実施体制・協力機関	法人契約(監査法人トーマツ)		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
30	案件	海外融資プロジェクト事後評価能力向上	技術協力プロジェクト	タイ	2004/11	2005/11
	概要	本件はタイ国財務省公的債務管理局(PDMO)をカウンターパートとし、長期専門家派遣と本邦国別研修を実施し、その海外融資プロジェクトに係るモニタリング、事後評価、監査に関する能力強化を図った技術協力プロジェクト(JBICと共同評価プログラムを実施)。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1：金融がメイン。対象は、低中所得国、政府。	日本側実施体制・協力機関	直営(JBICとの連携)		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
31	案件	経済政策支援	開発調査プロジェクト	カンボジア	2005/11	2007/3
	概要	カンボジアは内戦終結から10年を経過したものの国内資金が不足し、外国直接投資FDIの流入拡大が喫緊の課題となっている。本件開発調査は、カンボジア開発協議会CDCおよびカンボジア投資委員会CIBをカウンターパートとし、日本からの対カンボジアFDI促進に必要な投資環境評価、FDI可能性調査等を行い、同国の投資環境改善に係る提案を行う。あわせてCIBの人材育成を、本邦研修も含めて支援する。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1とⅠ-2：金融はごく一部。対象は内戦後の後発開発途上国LLDC、政府。	日本側実施体制・協力機関	法人契約(コーエイ総合研究所、野村総合研究所)		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
32	案件	商業銀行オペレーション	技術協力プロジェクト	タジキスタン	2004/7	2004/11
	概要	本件は、カウンターパートであるタジキスタン中央銀行が設立した「インターバンク・トレーニングセンター」に対して、短期専門家を派遣して実施した短期の技術協力。同国では、市場経済化の推進と経済発展のため、商業機能強化を重要な政策課題としており、JICA短期専門家は、同センターにおいて商業銀行の上級および中堅管理者に対する実践的能力向上を目的に、数次にわたるセミナーを実施。同時に、その活動を通じて、同センターの能力評価を行い、今後の協力方針を検討。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅱ-1とⅠ-2：金融がメイン。市場経済化途上の低所得国、政府・中銀。	日本側実施体制・協力機関	一部法人契約(日本開発サービス)		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
33	案件	プロジェクト形成調査(開発金融)	国・課題別計画策定事業	カザフスタン	2005/3	2005/3
	概要	本件は、カザフスタン政府が2001-2010年10ヵ年開発計画推進の資金協力機関の一つとして2001年に設立した「カザフスタン開発銀行」の協力要請ニーズに沿って、同行および同国の産業貿易省と協議して案件形成を行ったもの。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1とⅠ-2：金融がメイン。市場経済化途上の低中所得国。政府/開銀。	日本側実施体制・協力機関	直営		
	案件名	スキーム	対象国	開始	終了	
34	案件	キルギス国銀行決済システム改善開発計画調査	開発調査プロジェクト	キルギス	1993/11	1994/12
	概要	キルギスの中央銀行を中心とした、迅速で的確な銀行間決済処理を目的とする銀行決済システムの改善計画を策定した。また調査業務実施を通じ、カウンターパートに対する技術移転を実施した。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-2とⅡ-2：金融がメイン。対象は市場経済化発展途上の低中所得国、中銀。	日本側実施体制・協力機関	法人契約(ユニコ・インターナショナル、さくら総合研究)		

付録1 JICAの主な協力事例

		案件名	スキーム	対象国	開始	終了
35	案件	財政・金融システム強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	ケニア	2005/4	2008/3
	概要	本件は、ケニア政府が1997年に設立した金融関係者を対象とする「ケニア金融学校」の能力強化を図る技術協力。ケニア金融学校、中央銀行および財務省をカウンターパートに、同校における財政・金融分野に係る教育機能を強化するため、短期専門家を派遣し、カリキュラムや教育手法の改善、講師へのトレーニング等を行うとともに、本邦研修および必要な機材供与を実施する。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1とⅡ-1：金融がメイン。対象は低所得国。政府、中銀。				
		案件名	スキーム	対象国	開始	終了
36	案件	アルゼンチン経済開発パート2	開発調査プロジェクト	アルゼンチン	1994	1996
	概要	アルゼンチンの経済成長を持続するための次の4つの重要課題を、現状分析を行ったうえで選定して、同国政府に対して提言した。1)輸出拡大と投資振興、2)東アジアへの輸出拡大のための競争力強化、3)SME振興、4)産業振興/輸出拡大のための運輸体系整備。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1：金融は総合経済政策支援のごく一部。対象は高中所得国、政府。	日本側実施体制・協力機関	法人契約（国際開発センター）		
		案件名	スキーム	対象国	開始	終了
37	案件	草の根からの市民社会強化プロジェクト・フェーズⅡ（小規模金融運営能力強化）	技術協力プロジェクト	アルゼンチン	2005/9	2008/8
	概要	第三国コンサルタント派遣による、現地研修やパイロットプロジェクト実施により、1.研修に参加したNGO、市民組織に小規模金融運営に必要な知識・技術が移転され、2.パイロットNGO3団体の小規模金融運営能力が向上し、その経験が他のNGO、市民組織に共有され、3.知識、情報共有を促進するマイクロ・ファイナンス関連組織間のネットワークが強化される。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-2：金融がメイン。対象は高中所得国、政府・NGO。	日本側実施体制・協力機関	直営（第三国専門家）		
		案件名	スキーム	対象国	開始	終了
38	案件	パラグアイ国経済開発調査	開発調査プロジェクト	パラグアイ	1998/10	2000/12
	概要	パラグアイ国は、1995年南米共同市場（メルコスール）に加盟し貿易自由化を進めているが、域内の大国との競争に晒されている。そのため、同国の企画庁をカウンターパートとし、現状分析を踏まえた開発戦略（農業、工業、SME、運輸体系整備）を検討し、アクションプランを提言した。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1：金融は総合政策支援のごく一部。対象は低中所得国、政府。	日本側実施体制・協力機関	法人契約（大和総研、パシフィック・コンサルタンツ・インターナショナル）		
		案件名	スキーム	対象国	開始	終了
39	案件	チリ国地域経済開発・投資促進支援調査	開発調査プロジェクト	チリ	2000/3	2001/9
	概要	チリ国は、90年代に入り、目覚ましい成長を遂げたものの、アジア経済危機後の停滞によって新たに地域別の開発戦略が求められた。これを受け、同国の経済振興復興省をカウンターパートに、メルコスールおよびAPECの枠組みの中でのアジア・南米間の投資および輸出促進を図る産業開発戦略と短期アクションプランを策定し、提言した。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1：金融はごく一部。対象は高中所得国、政府。	日本側実施体制・協力機関	法人契約（国際開発センター、ユニコ・インターナショナル）		
		案件名	スキーム	対象国	開始	終了
40	案件	エルサルバドル国経済開発調査	開発調査プロジェクト	エルサルバドル	2002/10	2004/2
	概要	本件調査は、エルサルバドル国家開発委員会をカウンターパートに、経済が停滞する同国の中でも開発が遅れている東部地域の経済開発マスタープランとアクションプランを策定したもの。特にJBICの円借款の対象となったクツコ港を有効利用し、東部地域の活性化および同国の輸出と海外からの投資促進を図り、競争力強化のロードマップを提示した。				
	中間目標との関係	中間目標Ⅰ-1：金融はごく一部。対象は低中所得国、政府。	日本側実施体制・協力機関	法人契約（レックス・インターナショナル、日本工営、ユニコ・インターナショナル）		

(2) 協力事例の具体例

ベトナムー市場経済化移行過程における金融制度改革の改革支援

I. プロジェクトの概況

I-1. プロジェクトの要約

	A	B
プロジェクト名	JICA市場経済化支援開発政策調査のうち「財政・金融」調査(通称「石川プロジェクト」)	開発投資に係る金融機関能力強化支援(開発支援基金(Development Assistance Fund)の能力強化支援)
対象国	ベトナム	
実施者	JICA	日本国財務省、ECFA、世界銀行
協力メニュー	開発調査	開発投資金融機関の診断および能力強化支援
実施期間	1995/5-2001/3の間の一部の期間	2001および2003年(各1ヶ月)
要旨	経済体制移行初期段階におけるマクロフレーム作成、中長期的な金融安定化、持続的な経済発展の為の金融・同関連部門の制度・経営改革(政府の規制・監督、国営金融機関・国営企業の経営の改革等)	中核的な開発金融機関の制度および経営改革の支援

I-2. プロジェクトの背景・経緯

プロジェクトA(通称「石川プロジェクト」)

1995年(平成7年)、日本政府およびJICAは、ベトナム政府の要望を踏まえ、ドイモイ政策のもと市場経済化に努力するベトナムに対し、初の総合的知的政策支援を行う開発調査実施を決定、同年5月のプロジェクト形成調査以降、「財政・金融」部門を重要な一つのコンポーネントとした5年間に及ぶ調査を実施した。本件調査は、JICAの総合的政策支援、特に市場経済移行国への産・官・学共同の総合的な政策支援のための調査のきっかけとなった。

当該調査は、3つのフェーズから構成され、いずれもベトナムの経済改革の基盤となるとともに、我が国の同国への政策支援の基礎にもなった。

- ① フェーズ1：ベトナムの第6次経済発展計画5ヶ年計画(1996-2000)への提言に係る「開発政策」調査(平成7年度)
- ② フェーズ2：AFTA等、開放体制化における「開発政策」調査(平成8年度)
- ③ フェーズ3：アジア経済危機後の対応および第7次カ年計画(2001-2005)への提言(平成9-10年度)

特に金融セクターにおいては、市場経済化以降に伴い、資本蓄積メカニズムが実体経済主導から財政・金融主導へと転換し、更には金融の重要性が高まる過程であり、同セクターの整備・安定・強化が極めて重要な課題となっており、フェーズ毎に以下を重点テーマとしてベトナム側・日本側による共同調査が実施された。

- ① フェーズ1：経済成長における財政・金融政策の役割、公共投資と開発資金(税収、ODA等)の流れ、民間資金と開発資金(国内貯蓄、外国直接投資等)の流れ、投資開発資金の動員方策

- ② フェーズ2 : 第6次5ヵ年計画における固定資本形成(国、FDI、民間)および資金調達(ODA、FDI、民間貯蓄)の実現可能性分析、金融システム改革および銀行機能の早期改善策
- ③ フェーズ3 : アジア経済危機に伴うベトナム金融部門へのインパクト、金融安定化および持続的な経済発展のための金融・同関連部門(政府の規制・監督および国営企業等)の改革

プロジェクトB

JICA 市場経済化支援開発政策調査の後、政策の実施レベルでの具体的な制度構築に向けた成果の活用と技術移転が課題となった。そのうち金融部門においては、我が国とアジアの経験からレッスンを汲みつつ、市場経済移行国における効率的かつ効果的な開発投資金融制度の構築に焦点をあて、本邦財務省他による支援によってベトナムの政策金融機構である開発支援基金(Development Assistance Fund)の能力強化支援プロジェクトを実施し、その役割と今後の課題に関する分析と提言をとりまとめ、同時に、与信能力を中心とする能力強化を実施した。

II.当該金融分野に対するアプローチ

II-1. 当該金融分野の目的

プロジェクトA : 市場経済移行または経済復興の初期段階における金融制度改革の促進

日本が国際機関と連携して支援を行う場合(例: Poverty Reduction Support Credit:PRSC)と二国間で行う場合がある。プロジェクトAが二国間で実施されたのは、ベトナム政府側が、IMF/WBによる当時の「構造調整政策」による急速な改革とは異なる選択肢について、メインドナーである日本に助言を求めた為である。

プロジェクトB : 市場経済移行過程における開発投資金融機関に関する制度整備の促進

本件は二国間の類似機関相互の協力として、我が国における財政投融资制度および日本開発銀行(現日本政策投資銀行)の経験等を踏まえて、二国間協力として実施された。但し、最近では、ベトナムの自助努力と日本の支援および国際機関の支援が連動する展開となりつつある点が注目される。ベトナム政府がWTO加盟による国際経済への統合を政策の優先課題とし、国際標準に近い制度へのアプローチを自ら求めるとともに、ベトナム政府による「開発支援基金」の開銀化構想(2006年5月にベトナム開発銀行として設立)に対し、世界銀行がPRSCの下で、より透明で効率的な制度構築を支援する動きをとり始め、これに我が国からの支援も絡む展開となっている。

II-2. 当該金融分野に対する効果的アプローチ

(1) プロジェクトAのタイプの活動概要

プロジェクトAでは以下の点を重点項目とした。

- ・ 開発投資資金のマクロ的需要・調達計画診断
- ・ 市場経済移行国ベトナムでの金融システムの持続的発展と安定化方策の分析・提言
- ・ 開発投資資金動員方策の分析・提言

これらを踏まえると、類似分野では次のようなアプローチに整理できる。

- 1) 市場経済移行または経済復興の初期段階（市場経済移行国と戦争終了後の復興経済とは、初期段階における経済の混乱を立て直し、市場経済が機能するのに必要な制度形成に時間がかかるという意味で共通点がある）。その主要な優先事項は、次の通り。
 - マクロ金融政策によって速やかに経済を安定化させる為の検討・提言（例：ハイパーインフレの収束）
 - 金融規律強化のための政策の立ち上げ支援
 - 財政分野と金融分野の適切な分担（例：有償資金によるインフラ開発投資の開発金融機関への移行）
- 2) 市場経済移行または経済復興から成長軌道に乗る段階。開発途上の国々では、総じて、銀行制度の改革が最優先課題となる。
 - 中・長期的に持続的な成長を促進するための健全な金融制度構築
 - 関連金融制度強化、特に銀行の能力強化(例：開発投資金融制度改善、中小企業金融制度等)

(2) プロジェクトBのタイプの活動概要

プロジェクトBでは以下の点を重点項目とした。

- ・ 市場経済移行国ベトナムの開発投資金融（Development Investment Credit）に係る効果的・効率的な金融仲介機関の制度形成および経営改革
- ・ 国家が支援する開発投資金融の優遇対象分野（インフラ、新技術開発、環境対策、中小企業、貧困地域支援等）および金融支援の方法を国際コミュニティから容認される形で選定
- ・ 開発投資金融に必要な資金動員方策の把握
- ・ 開発投資金融の担い手となる金融機関のガバナンス、リスク管理能力、与信・資金調達等の能力強化（Capacity Development）に係る診断

これらを踏まえると、類似分野では次のような活動内容に整理できる。

市場経済移行過程における開発投資金融および産業金融に係る制度構築および能力強化の支援によって持続的な成長を促す。その発展過程は、国家の財政的手法の色濃い金融展開の度合いを徐々に減らし、財政面から分離・自立度を高めた金融仲介メカニズムの確立を進める過程と捉えることができる。具体的には、市場経済移行国における開発投資金融制度改革は、次の3つの分野が連動して実施されて初めて効果がある(図A1-1を参照)。

- 産業開発投資・インフラ投資等の決定権を持つ中央政府・地方政府と、融資の権限を持つ関係金融機関との間の責任区分の明確化
- 主要な借り手であった国営企業の経営自立化・健全化
- 開発金融機関における金融規律強化および中長期資金の動員力強化・審査能力の強化

図A1-1 市場経済移行過程～資金配分メカニズムの財政主導から金融主導への転換過程

移行段階 経済主体	計画経済	移行期	市場経済
財政	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> A 国家の指令による資金配分 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 投資も貯蓄も主体は政府 </div>		政府による直接的資金配分は縮小
開発投資	全ての投資を中央政府が決定	権限委譲 地方政府 国営企業	国家管掌外の開発投資の増加
国営企業 (SOE)	政府と企業は未分化	政府と企業は分離	公社化 統合・廃止 民営化 SOEは公共性の高い分野のみ
公的金融	公的金融（有償資金）の財政（無償資金）との一体的運営	財政における有償資金の区分	公的金融機関の独立 （公的金融の縮減）
金融（銀行、証券等）	モノバンク制 中央銀行は政府指令による出納機関	中銀から商業金融分離	商業金融から政策金融を分離 B <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 金融機関（B/K,証券 etc）の金融仲介が資金需給を調整（別々の投資主体と貯蓄主体を結ぶ） </div>

金融仲介を行う機関の類型区分とそれぞれの課題は、次のように区分できる。

- 1) 国家財政部門 : 投資回収ができない分野と投資回収可能な金融分野に区分し、それぞれの管理能力を強化（例：日本の財政投融資の一般会計からの分離）
- 2) 国営開発金融機関 : 国家財政から分離・独立した開発投資金融機関の設立、更に自立した開発銀行の設立
- 3) 国営商業銀行 : モノバンク時代の国家指令型政策金融を分離し、商業金融に特化。商業金融機関としての金融仲介能力強化
- 4) 国内民間金融機関 : 商業金融機関としての金融仲介ができる金融機関の設立支援
- 5) 外資導入による金融機関 : 外資から金融技術の移転促進

付録2 主要国際機関等の金融に関する取り組み

(1) 主要国際機関等の状況

1 世界銀行（「WB」＝IBRD & IDA）グループ

《概要》

WB グループ³⁴において、金融セクターは、経済成長と貧困削減に重要な貢献を与えるとの考えから、50年以上にわたり、様々な形で同セクターへの支援を行ってきた。一旦金融危機が起これば、急激な信用収縮が起これ、実体経済に深刻な影響を及ぼすことにより成長が鈍化し、社会インフラへの投資も急激に落ち込み、それまでの長期にわたる貧困削減のための努力が短期間のうちに急激に後退してしまう。従って、持続可能な成長と貧困の削減は、金融セクターの健全な発展なくしてはありえないといえる³⁵。

WBの金融セクターにおける活動は主に金融セクター委員会（Financial Sector Board）が統率している。同委員会は、各地域副総裁（Regional Vice Presidencies）、金融セクター副総裁（Financial Sector Vice Presidency）、IFCの各代表者で構成される³⁶。

アジア通貨危機を機に、WBグループは、金融セクターにおける他の国際機関との連携構築に乗り出し、1998年には、金融セクターに対する支援を効果的に実施するために、金融に関する調整委員会（Financial Sector Liaison Committee: FSLC）をIMFとの協力体制の基に創設、1999年には、同委員会の主導で、WBの加盟国が金融システムの脆弱性と改革課題を発見し、強化策を講じるための金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program/FSAP）³⁷が試験的に実施され、以降、FSAPは継続されている³⁸。

WBグループが金融セクターを開発支援の対象セクターとして認識し、本格的支援に乗り出したのは、1980年代半ばからである。当初、WBグループの中で、IBRDおよびIDAは、金融セクターの中でも『銀行セクター』に重点を置いており、他方、IFCが『金融資本市場』を担当していた。しかし、現在では、IBRD/IDAも、銀行セクターと併せて金融資本市場セクターにも積極的に支援するようになっており、また、マイクロ・ファイナンスの拡大支援、移民による送金システム整備への関与、IFCとの連携協力による現地通貨建て債券市場の構築支援のためのGemloc債権プログラムの立ち上げなど、多彩な活動を行っている。

その背景には、1980年代後半の新興市場（Emerging Market）の急成長や途上国における外国からの投資急増がみられたこと、1990年代初頭から始まった東欧・旧ソ連における社会主義政権の崩壊・市場経済への移行が一段落し、公的銀行の民営化支援が収束方向に向かうなかで³⁹、グローバル化の大きなトレンドが金融セクターにも波及し、金融資本市場がマクロ経済に与える影響が拡大、顕在化していったことなどがある。また、WBグループは、

34 WB homepage : <http://web.worldbank.org>

35 <http://www.ifc.org/economics>

36 <http://www1.worldbank.org/finance/html/org.html>

37 FinancialSectorAssessmentProgram(IMF-WB) : <http://www1.worldbank.org/finance/assets/images/Objectives.pdf>

<http://www1.worldbank.org/finance/html/fsap.html>

38 その設立の経緯や世銀/IMFの協力関係についての概略は次のサイトが参考となる。

<http://www.imf.org/external/np/vc/2001/022301.htm>

39 「事業戦略調査研究：金融に関する政策支援型協力基礎研究報告書 現状分析編」国際協力事業団、国際協力総合研究所（2001年3月）P109

IMF とともに、2004 年に創設されたマルチドナーによるグラントプログラムである金融セクター改革強化（Financial Sector Reform and Strengthening/FIRST）イニシアチブの管理を行っている。

2000 年以降は、金融資本市場のグローバル化とともに、途上国の金融セクターも堅調な伸びを見せていたが、各国の金融セクターの実態と国際金融資本市場の基準との乖離から、金融市場のグローバル化はしばしば限界に直面することとなり、透明性確保や基準・制度面での支援がクローズアップされるようになってきている。

2008 年には、その前年から始まったアメリカでのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が深刻化し、資金流動性の硬直化、投資・内需・貿易の縮小によって、途上国の経済も少なからぬ影響を受けている。こうした状況の中、雇用不安、小規模事業への資金還流の停滞、インフラ投資の縮小などによる新たな貧困層の拡大懸念から、緊急対策措置として、途上国銀行資本強化ファンド（Bank Recapitalization Fund・仮称）の設立や IFC の貿易金融プログラム拡大による資本注入、多国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA）による信用強化による国際資金流動性の確保などが予定されており、また、金融危機に対処・予防措置を講じるための技術的アドバイザー・サービスの提供、IMF その他の国際機関との連携による支援パッケージの準備、パートナーシップの強化なども進められようとしている⁴⁰。

《実績》

WB グループが 1985 年～1996 年度までに実施した金融セクター政策支援貸付（88 件）を網羅している表は、JICA 報告書「事業戦略調査研究：金融に関する政策支援型協力基礎研究報告書現状分析編（2001 年 3 月）」の附属資料 4 を参照されたい。その他の国別金融セクター・レビューや経済・セクター分析（Economic & Sector Work/ESW）に関しては、同レポートの附属資料 5 を参照されたい⁴¹。

FSAP に参加した国々の抜粋と FSAP の主な金融セクター診断内容は、それぞれ次の表 A2-1、A2-2 の通りである。なお、2008 年 4 月末時点では、IMF および World Bank 加盟国のうち約 60 ヶ国が同プログラムに参加しており、先進国、新興国、途上国の全てを網羅している。しかし、アジア諸国への適用例はまだそれほど多くないといえる。

診断内容は、1) 金融セクター分析・改革案・総論（Financial Sector Assessment/FSA）、2) 同各論（Financial System Stability Assessment/FSSA）、3) 国際基準・規則の遵守状況・総論（Reports on the Observance of Standards and Codes/ROSC）、4) 同各論（Detailed Assessment of the Observation of Standards and Codes/SC）、5) 特殊課題の分析（Technical Notes/SI）、である。総じて、各国金融セクターのマクロ状況の診断がカバーされている。

40 <http://www.worldbank.org/html/extdr/financialcrisis/>

41 http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/field/2001_02.html

表 A 2 - 1 FSAP 参加国と Country Report の内容 (アジア諸国のみ抜粋)

香港	FSSA、ROSC (2003年6月)
日本	FSSA (2003年9月)
韓国	FSSA、ROSC (2003年3月)
モンゴル	FSSA、ROSC (2008年9月)
パキスタン	FSA、SI (2005年5月)、FSSA、ROSC (2004年7月)
フィリピン	FSA (2004年3月)
シンガポール	FSSA、ROSC (2004年4月)
スリランカ	FSSA Update、ROSC (2007年12月)

(注) FSAP 参加国一覧は以下のホームページにある FSAP“Country Report”を参照

www.imf.org/external/np/fsap/fsap.asp#cp

表 A 2 - 2 FSAP の主な金融セクター診断内容

1. 金融セクターの安全性	金融セクターの脆弱性、リスクを分析し、金融危機に陥る可能性やその度合いを診断する。
2. 金融インフラ整備の必要性	金融インフラ・制度・市場の発展状況を診断する。
3. コンプライアンス	金融セクターの国際基準や規則が遵守されているか診断する。

(注) 金融関連の国際基準：Basel Core Principles for Effective Banking Supervision/BCP (監督基準)、IMF Code of Good Practices on Transparency in Monetary and Financial Policies/MFP (透明性・情報公開基準)、OECD Principles of Corporate Governance (企業ガバナンス基準)、International Accounting and Auditing Standards (会計・監査基準) など⁴²。

なお、金融セクターを対象とする世界銀行の TA については、主に Financial and Private Sector Development Vice Presidency が実質的に IFC と一体となって、以下3つの分野に注力して活動を実施している。

- ・ 金融市場の基盤整備 (例：財産権、コーポレート・ガバナンス、統計情報整備等)
- ・ オープンな競争市場の振興
- ・ 市場機能を通じたソーシャルセーフティネットの確立

2 国際通貨基金 (IMF)

《概要》

IMF⁴³は、世界の通貨・金融システムの安定を維持するための国際相互協力機関として、金融セクターの改革支援を1960年代より TA を通じて行ってきた。しかし、その主要協力対象分野は、中央銀行セクター (Central Banking Service (CBS)/ Central Banking Department (CBD) が管掌) からマクロ金融政策 (Monetary and Exchange Affairs Department (MAE)が管掌) へ、そして、グローバル化に対応するための金融国際基準の導入による国際金融システムのアーキテクチャーの強化 (現 Monetary and Capital Markets Department (MCM)、2005年に MAE より改組して Monetary

42 <http://www.imf.org/external/pubs/ft/fsa/eng/index.htm>

Financial Sector Assessment - A Handbook : Appendix A, p.337, Box A.2. List of Standards and Codes and Core Principles

43 関連 web site : <http://www.imf.org/external/>

& Financial Systems Department (MFD)となり 2006年に改称)へと遷移してきている。1990年代の市場経済移行支援、アジア金融危機への対処等のなかで、銀行監督、銀行の破綻処理制度の整備などが重要な協力対象分野となり、その後は、保険・ノンバンクの監督、資本市場整備、国債管理、資本市場自由化支援、ガバナンス強化、コード・スタンダード整備、情報整備などが進められていった。最近では、タックスヘイブンとしてのオフショア金融センター、マネーロンダリング、テロ資金の監視も新しい重要対象分野として、対応するようになった。

2008年の世界経済危機へのIMFの対応としては、金融部門の機能と信頼の回復のための状況・原因の分析と情報提供が精力的に行われているほか、緊急融資の財源を確保する目的で、初のIMF債の発行が検討されている。TAにおける対応としては、オープンな市場の確保と各国独自の状況に対処するための強力な支援策の導入、並びに、TAの結果評価システムの改善による実効性向上及び機能強化を目指した協力が行われている⁴⁴。

《実績》

IMF/世銀のThe Bank-Fund Financial Sector Liaison Committee (FSLC)の主要な活動は、1999年5月からIMF/世銀が共同で始動しているFinancial Sector Assessment Program (FSAP)であり、FSAPの分析結果である金融セクター分析(総論・各論)(FSA/FSSA)、各国ごとの透明性を評価する「基準と規約の遵守に関する報告書」(ROSC)は、WBの開発事業、IMFの金融セクター監視活動、両機関の金融セクターに対する技術援助のための基礎情報として活用されている⁴⁵。

近年、FSAPが調査対象国に提案した金融セクター改革に対して、具体的な技術支援の要請が相次いでいるが、IMF/世銀単独ではそれらの要請に対応しきれなかったことに鑑みて、2004年7月、IMF/世銀は、英国、カナダ、スイス、オランダなど、金融セクターへの技術支援の意向を示している欧州数カ国の政府、援助機関からの共同資金拠出による金融セクター改革強化(Financial Sector Reform and Strengthening: FIRST)イニシアチブを立ち上げた。このプログラムでは、FSLCが行ったFSAPの結果として発見された改革TAニーズに応え、当該国金融セクターの強化と多様化のために、技術支援・専門家派遣活動を実施している⁴⁶。

最近の動向としては、マネーロンダリング及びテロリズムへの資金供与に対する戦い⁴⁷(Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism: AML/CFT)についての評価が、2002年11月よりROSCに試験的に組み込まれ、2004年より定例化し、更に、2000年から行われてきたオフショア金融センター(Offshore Financial Center: OFC)評価プログラムのFSAPへの統合が2008年に決定されるなど、財務、規制、監督の枠組みを強化しながらの加盟国向け技術支援の強化が課題となっている。また、FSAPを通じた金融健全性指標(Financial Soundness Indicators: FSI)が開発されて一般に公表されるなど、情報の共有や効果的な利用も重視されている。破産手続、債権者の権利に関する法制度整備も課題の一つになっている。

44 <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/112408.pdf>

45 FSAPの実績、ROSCレポートはIMFの以下のウェブサイトに掲載されているCountry Reportで見ることができる。
<http://www.imf.org/external/np/fsap/fsap.asp#cp> <http://www.imf.org/external/np/rosc/rosc.asp>

46 FIRSTについての詳細は<http://www.firstinitiative.org/AboutFIRST/charter.cfm>を参照。

47 <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/jpn/amlj.htm>

なお、IMFの金融分野を対象としたTAについては、FSAPを管掌するMCM (the Monetary and Capital Markets Department)のほか、各機能局、IMF Instituteによって実施されているが、地域局の方針とのバランスを取るために、官房部門であるOffice of TA Managementが全体調整を行う体制となっている。

3 アジア開発銀行 (ADB)

ADB⁴⁸は、「金融セクターは、市場経済において、投資活動の原資を最も効率的に調達・分配する特別な役割を果たしており、その強化・改善は、長期的経済活動の向上と貧困の削減に効果がある」と考えている。ADBは、この考えに基づき、ADB加盟途上国メンバー (Developing Member Countries: DMC) に対して、その経済成長を促し、国民所得レベルを向上させ、通貨・金融危機に陥るリスクを軽減し、貧困層の金融サービスへのアクセスを改善し、アジア域内の経済統合強化による経済の活性化を実現するために、金融セクターの強化・改善のための支援を実施している。具体的には、銀行システムの育成・改革、資本市場の育成・改善、保険・年金制度の整備、マネーロンダリング対策体制の構築、金融危機を未然に防ぐための法制度や規制の整備、金融機関の監督・監視、不良債権の流通市場の整備、債券市場整備、中小企業金融をはじめとするノンバンク金融セクターの拡大などのプロジェクトに対して、資金融資や技術協力を行っている。DMCの中には、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、パキスタン、バヌアツが含まれる。

ADBの最近の課題であるアジア域内における債券市場整備については、現在、欧米市場に向けられているアジアの資金をアジア域内への投資に向けさせ、循環させることによってアジアの金融市場の活性化を図るというアジア債券市場構想 (Asian Bond Markets Initiative : ABMI) 実現に向けて、主としてTAを通して貢献することとし、投資メカニズムの開発や制度構築に役立てる目的で、債券市場発展のための規制緩和、法制、システム、信用制度、信用創出などを主たる活動として実施してきた。

2008年に深刻化した世界金融危機への対応としては、緊急の増資を決定している。金融市場の硬直化・保護主義への傾倒により実体経済へ影響が出ている国に対する流動性資金の確保を目的とした支援である。

ADBによる金融市場の育成・機能強化活動の実態として、金融機関・保険会社の貸付・保証原資を供給することにより、SME、零細企業、地域インフラ、住宅ローンなど、ADBの直接支援が行き届いていないセクターに対する融資を促進するという間接的な支援⁴⁹がある一方、他機関とも協力しつつ、持続可能な金融機関創設へのコミットメントなど、直接的な支援活動も行っている。具体的には、銀行、資本市場関連機関 (証券・債券取引所、格付け機関など)、リースまたはノンバンク金融機関、保険会社、各種基金 (プライベート・エクイティ・ファンド、ベンチャーキャピタル基金など)、住宅金融機関などの民間セクター機関に対する保証、債券引受、出資、融資、TA等を行っている⁵⁰。

48 関連 web site : <http://www.adb.org/PrivateSector/Finance/default.asp>
http://www.adb.org/PrivateSector/Finance/fin_sector.asp <http://www.jacsces.org/sdap/inspection/>
<http://www.adb.org/FinancialSector/default.asp> <http://www.adb.org/FinancialSector/banking-system.asp>

49 http://www.adb.org/PrivateSector/Finance/fin_sector.asp

50 2007年12月31日現在の実績については下記を参照。
<http://www.adb.org/About/glance.asp#cofinancing>

なお ADB は、DMC 各国のニーズに対応するため、以下の項目について新重点課題として取り組むことを模索している⁵¹。

- ・ 住宅金融（低所得層向け住宅供給の促進）
- ・ 現地通貨建て融資（民間金融機関の現地通貨リスク引受能力補完）
- ・ 不良資産問題の解決（銀行セクターの資金圧力となっている不良資産の処理）
- ・ 金融の証券化（資金調達方法の多様化による銀行借入依存度引下げ及び危機時の影響軽減）
- ・ 貿易金融促進プログラム（DMC 諸国間の貿易取引促進）

4 国際農業開発基金（IFAD）

IFAD⁵²は、1977年の設立以来、低所得かつ食料不足の地域における貧困削減、所得向上、生活の質の向上を目的として、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資してきた。「貧困層も経済成長に貢献することができる」という信念の下、IFAD加盟国に対して、農村開発、農業開発と並んで、農村金融に関連する融資活動を行ってきた。農村金融は、貧困削減投資の重要な一分野として、農村部、山間部、少数民族居住地域などにおけるマイクロ・ファイナンスの導入を図るものであり、中国におけるパイロットプロジェクトをはじめ、インドネシア、フィリピン等で行われている。現在 IFAD が実行している融資プロジェクトのうち、およそ3分の2がこの農村金融部門に注入されており、農業のみでなく非農業活動も対象となっており、農村部の生産者に直接的な金融アクセスを提供することにより、生産性向上、資産形成、農村部貧困層の収入と食料の確保に実際に多大な効果のあることがわかっている。IFADの農村金融部門の目標としては、以下の4点が挙げられている。

- ・ 農村部貧困層をカバーする持続可能な農村金融機関の創設
- ・ 貧困層を含む利害関係者の農村金融開発への関与促進
- ・ 多様な農村金融インフラの構築
- ・ 政策・法制面でのバックアップ

農村金融の個々の事業実施にあたっては、当該国、NGO、国際機関などからの共同出資、実行面での協力を得ている場合が多い。例えば、フィリピンで実施された農村零細企業金融プロジェクト(Rural Micro-Enterprise Finance Project/RMFP)は、ADBとの共同出資によるもので、フィリピンにおけるグラミン銀行型マイクロ・ファイナンス機関の創出・定着を目指して実施されたものである⁵³。同プロジェクト（1996-2002年）では、「貧困の悪循環を断ち切るためには、貧困層の人々の金融サービスへのアクセスを改善する必要がある」という考えの下、貧困削減、雇用創出、農村最貧困層（人口にして所得が下から3割までの層）の収入向上のために、MFI（Micro Finance Institution）の創設と転貸資金の確保、MFIの能力開発（財務管理、MIS（Management of Information System））のための融資を実施した。なお、IFADは、フィリピンRMFPの第二弾として、2005年4月に、農村零細企業促進プロジェクト（Rural Micro-enterprise Promotion Program）への融資を承認している。

51 <http://www.adb.org/PrivateSector/Finance/initiatives.asp>

52 関連 web site : <http://www.ifad.org/>

IFAD 概要 : <http://www.ifad.org/governance/index.htm>

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/siryu2/sl1320017.htm

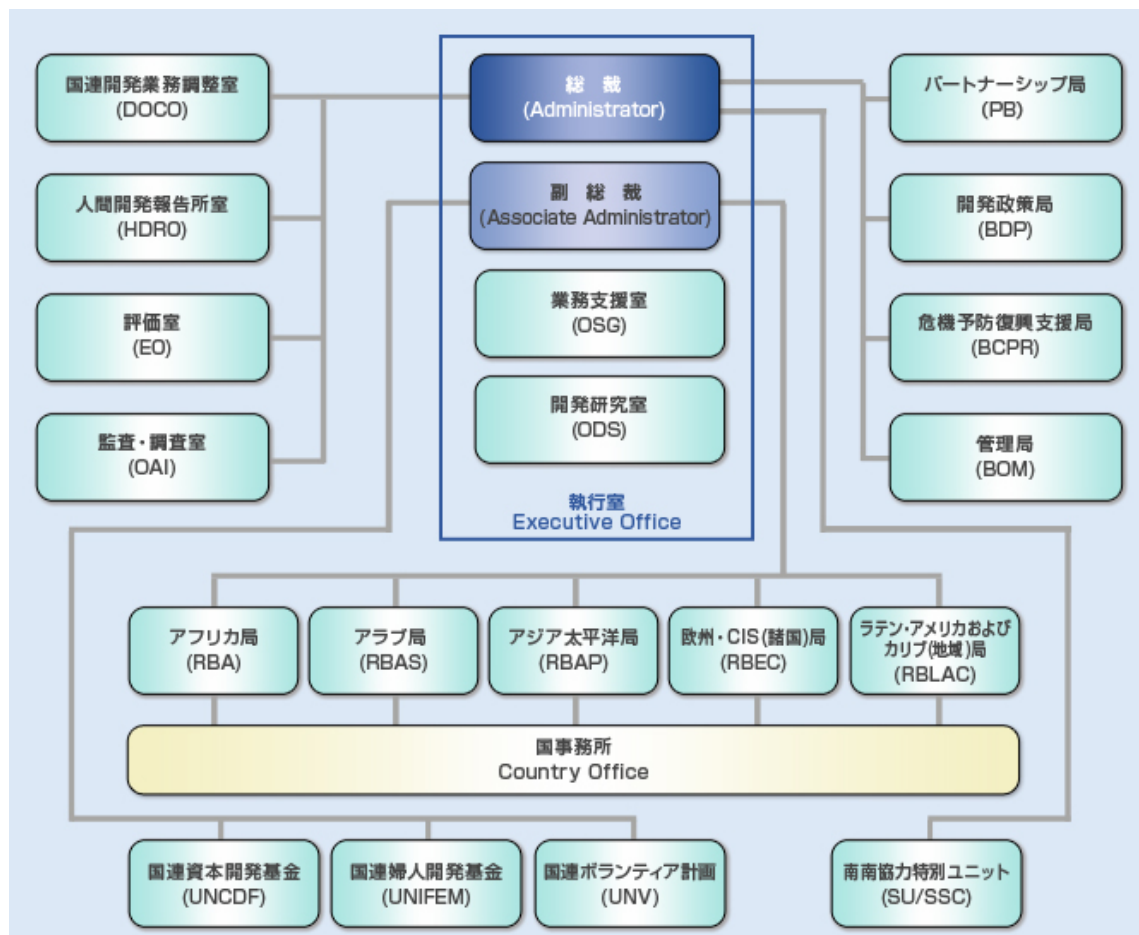
53 ADB-IFAD : http://www.ifad.org/evaluation/public_html/eksyst/doc/prj/region/pi/philippines/rmfp.htm

現在の世界的な経済危機については、その少し前から始まっていた食糧価格の高騰とあいまって、多くの農村部貧困層が、収入減と生活費の上昇によって生活困難に陥るとの懸念があり、IFADは、農村開発への長期投資、途上国間の投資・貿易の活性化とともに、農村金融の拡充による農村貧困層の金融アクセス確保のための農村地域に対する資金補填が必要としている⁵⁴。

5 国連開発計画 (UNDP)・国連資本開発基金 (UNCDF)

UNCDF⁵⁵は1966年に設立され、国連開発計画⁵⁶(UNDP)と執行理事会を共有しているため、財務・活動報告等はUNDP執行理事会にて行なわれている。UNCDFは地方ガバナンスおよびマイクロ・ファイナンス(小口金融)プロジェクトなどを通じて、後発開発途上国(LDCs)のなかでも特に貧しい地域でミレニアム開発目標(MDGs)を達成するための活動を行なっている。

図A2-1 UNDP・UNCDFの組織図(2009年5月現在)



出所：<http://www.undp.or.jp/aboutundp/>

54 <http://www.ifad.org/media/press/2008/60.htm>

55 関連 web site：<http://www.uncdf.org>

56 関連 web site：<http://www.undp.org>

1990年代半ばより、UNDPは、「人々がよりよい生活を築き、貧困が削減されるためには、マイクロ・ファイナンスの普及が効果的である。」という考えに基づいて、マイクロ・ファイナンス機関（MFI=新規及び既存のNGOや銀行、ノンバンク、保険会社など）の育成支援を行ってきた。活動の具体的内容は、UNDPが当該国のMFI各5～10機関を対象に、貸付資金の提供、人材雇用、経費負担等の支援・融資を行うほか、マイクロ・ファイナンスの分野ですぐれた実績のある国際機関（Grameen Bank, ASA, BRAC, SEWAなど）による技術協力・研修を実施するというものである。

UNDPは、1997年より、UNDPがその基金の委託を受け管理している国連資本開発基金（UNCDF）と共同で、MicroStartグローバル・パイロットプログラム⁵⁷を始動し、その後1998年から2003年まで世界135カ国のUNDP事務所のうち25箇所において、MicroStartプログラムとして、マイクロ・ファイナンス支援のプログラムを実施してきた。UNは、2000年に、現在世界で約12億人いると推定される一日1米ドル以下で生活する人々の数を2015年までに半減することなどを掲げたミレニアム開発目標（MDGs）を宣言したが、MicroStartは、このMDGsに対して最も効果があるグッドプラクティスの一つとして評価されている。UNDPではその後、2005年の「国際マイクロクレジット年」に向けたアクションプランによって、MicroStartプログラムをMicroSavingなど他の関連プログラムと統合し、金融・貯蓄・保証・資産形成機会・市場アクセス等を含んだ、多様な生活向上手段への貧困層のアクセス確保を促進し、顧客ターゲット層、得意事業分野、サービス提供の差別化等に取り組む「多様な」金融機関（Alternative Financial Institution/AFI）を活用した包括的ファイナンス（Inclusive Finance/IF）を提唱、推進中である⁵⁸。

活動の実績としては、例えば、UNDPフィリピン事務所では、MicroStart Global Programの一環として、20のMFIに対してマイクロ・ファイナンス支援プログラム（Microfinance Support Program/MSP）を実施している（1996年6月～2002年6月）。続いて第二弾のマイクロファイナンス・セクター強化プロジェクト（Microfinance Sector Strengthening Project/MSSP）として、MSPにおいて飛躍的な成長を遂げた3機関（CARD/CCT/Life Bank）に対して、技術支援を引き続き行った（2003年1月～2004年6月）。2005年のマイクロクレジット年にはフィリピン政府の積極的コミットメントも引き出され、2005年以降は、包括的MFI育成プログラムの一環として、さらに上記機関への援助が続けられている。

貧困層の金融サービスへのアクセスは、近年頻発する大規模な自然災害（地震、津波、サイクロン被害など）や世界金融危機による貧困層への深刻な打撃を直接的に緩和することができる有効な手段として、UNDP・UNCDFの活動の中でもますます重要視されるようになっていく。

57 MicroStart Pilot Programme : http://www.mofa.go.jp/region/africa/ticad2/list98/privatesec/2_1_61.html

UNDP, “MicroStart Takes Off” : <http://www.microcreditsummit.org/newsletter/resources1.htm>

58 UNCDF : <http://www.uncdf.org/english/microfinance/>

マイクロファイナンス、包括的ファイナンスの実務的知識を集成した“Building Inclusive Financial Sectors for Development”（通称ブルーブック、2006）がDESAおよびUNCDFより発行されている
<http://www.uncdf.org/english/microfinance/pubs/bluebook/index.php>

6 米国国際開発庁 (USAID)

《概要》

USAID⁵⁹は、「健全な金融システムは経済成長に非常に重要である。それは、教育・保険などの公共サービスに資金をつけるとともに、製造部門への投資の原資となる。」と考えており、世界中の移行経済圏における健全な金融システム創出にあたっての障害を把握し、それに対処することが (USAID の) 務めであると考えている。金融セクターに関連して、USAID では、金融セクターの活動を司る合理的で予測可能な法制度、銀行・資本市場・保険を網羅する規制の整備、一般市民にも明瞭でわかりやすい会計基準の整備、透明性とアカウンタビリティの国際標準に則った健全なコーポレート・ガバナンスの実現、安全で信頼性のある年金制度といった分野に TA や資金提供を行っている⁶⁰。

USAID における金融セクターに関係する部局は、2002 年度に設立された Bureau for Economic Growth, Agriculture and Trade (EGAT: 経済成長・農業貿易振興局) である。EGAT は、USAID の 3 大支援分野 (①経済成長・貿易振興・農業開発分野、②HIV/AIDS その他の感染症等を含む健康・保健分野、③紛争予防や人道援助分野) の一つを担う事務局で、開発途上国および移行経済圏の貧困削減と経済成長を支援している⁶¹。

EGAT は 2003 年末に、“Financial Sector Strategy”(2003 年 12 月)⁶²を作成し、その中で、USAID の金融セクター支援プログラムを強化するための指針を打ち出している。USAID は、1988 年以降、金融セクターの改革、発展のための技術援助を継続的に実施してきたが、その規模は余り大きくなかった。しかし、同レポートにおいて、「金融セクターの発展が経済成長および貧困削減に果たす重要な役割」を再確認している。更に注目される点は、その中で、アジア通貨危機以降、金融セクターへの支援のあり方の世界的トレンドが変化しており、従来のように、途上国の金融セクターをやみくもに自由化することが必ずしも有益ではないという認識が示されていることである。具体的方針としては、今後の USAID/EGAT の金融セクター支援は、現在の世界的トレンドである①金融危機のリスクを回避するための確固たる金融制度・法令・規則の整備、②国際基準・透明性の遵守、③マイクロ・ファイナンス機関やノンバンク金融機関の役割などに鑑みて、国際基準・原則・ベストプラクティスの分野での技術支援を中心に実施されることが示されている。

こうした課題へのアプローチ、テロ対策、積極的な情報技術 (IT) 導入及びナレッジマネジメントが、現在推進中のプロジェクトの大きな流れであり、金融制度改革・機能強化・マネーロンダリング対策・マイクロ・ファイナンス支援などのほか⁶³、カード決済、モバイル技術等の導入による送金・融資システムへのアクセス向上、ベストプラクティスと関連知識の共有などが提案・実施され、成果をあげている⁶⁴。

59 関連 web site : USAID: http://www.usaid.gov/about_usaid/

60 http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/eg/financial_markets.html
<http://www.microcreditsummit.org/index.php?/en/>

61 EGAT の業務概況: http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/
http://www.usaid.gov/policy/budget/cbj2007/cent_progs/pdf/egat_905-101.pdf

62 http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDABZ263.pdf

63 Anticorruption Report:

http://www.usaid.gov/our_work/democracy_and_governance/publications/pdfs/ac_strategy_final.pdf

64 Annual Performance Report: <http://www.usaid.gov/policy/budget/apr08/apr08.pdf>

Securing The Future:

http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/eg/eg_strategy/eg_strategy_v4_final.pdf

《実績》

上記の“Financial Sector Strategy”レポートに、2000年までのUSAIDの金融セクターに対する技術支援と投資についての纏め（金額・件数の内訳に関するデータを含む）が示されている⁶⁵。

貧困削減に直接関係する同セクターでの活動事例として、USAIDでは、1994年よりMicroenterprise Initiativeを実施しており、開発途上国のNGO、信用組合ネットワーク、金融機関などを通じて、最貧困層（特に女性）の零細事業を支援してきた。例えば、USAIDフィリピン事務所では、フィリピンにおけるマイクロ・ファイナンス支援事業として、Micro-enterprise Access to Banking Services (MABS) Program（零細企業に対する銀行サービス支援プログラム）やCredit Union Empowerment and Strengthening (CUES) Program（消費者信用組合の能力強化プログラム）、Credit Policy Improvement Program (CPIP)（信用政策改善プログラム）なども実施している。フィリピンの他にも、アジア地域では、バングラデシュ、カンボジア、インド、ネパールなどにおいても、様々な零細事業支援プログラムが実施されている⁶⁶。

小規模企業の発展促進のため、USAIDは小規模企業発展促進プロジェクト（Accelerated Microenterprise Advancement Project：AMAP）を推進中であり、その中で、microLINKS（www.microlinks.org）という小規模企業支援に関連する情報・知識の共有のためのウェブサイトを立てている。そこから、小規模企業促進分野におけるIT活用の実績紹介（フィリピンのモバイルバンキング導入例など）について知ることできる⁶⁷。

《課題》

上記“Financial Sector Strategy”レポートには、USAIDの金融セクターにおける活動の目標（Goal）とプログラム課題（Programmatic objectives）が挙げられている⁶⁸。これによると、金融仲介機能を強化し、預金資金を生産性の高い民間セクターの経済活動へ効率的に配分していくこと、金融市場を整備し、金融商品・サービスの幅を拡大し、それらへのアクセスを改善すること、これらを通じて、経済成長、雇用創出、貧困削減に貢献すること、を目標としている。

また、プログラム課題としては、IFIs（international financial institutions:国際金融機関）等と共同で、援助対象国の金融セクターの診断、および金融セクタープロジェクトの形成・実行・モニタリングを実施し、そのために必要な人材、資金、ノウハウを提供すると同時に、貿易・農業・企業育成・自然資源開発・教育・都市開発・送金手段・セーフティネット・家計など非金融分野における金融サービスへのアクセスを向上させ、当該国の経済活動の効率化、生活の向上、社会の安定を実現する、として非金融分野のプロジェクトにお

65 Financial Sector Strategy レポート P6, Chapter 5, “USAID’S Support of the Financial Sector” および Annex 1, “USAID Financial Sector Activity 1988-2000”

66 2000年以降の活動については、以下のサイトからレポート、進捗状況の閲覧が可能。

個別プログラム：http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/eg/fin_mkts_reports.htm

小規模企業プログラム結果報告：

http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/micro/mrr_fy_07_annual_report.pdf

その他小規模企業促進関連の包括的プロジェクト：

http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/micro/how_we_work.htm

67 http://www.microlinks.org/ev_en.php?ID=12669_201&ID2=DO_TOPIC

68 同レポート PP9-11, “II. Financial Sector Strategy”

いても、金融環境の整備・国際基準・ベストプラクティスなどの金融的要素への配慮が重要であるとしている。

また、上述の AMAP において、上記課題への取り組みに関し、これまで金融アクセスが困難であった人にも金融アクセスを実現するための包括的金融システム (Inclusive Financial System) 構築には、顧客 (client、借り手の資産蓄積と保護)、機関 (institution、借り手のニーズに応える持続可能な貸し手)、市場 (market、資本回収、自力経営への手段) という 3 層へのアプローチが金融サービスの育成において必要であるとして、各層に必要なプログラム課題が洗い出され、整理されている⁶⁹。

7 ドイツ技術協力公社 (GTZ)

GTZ⁷⁰は、100%ドイツ政府出資の国際技術協力公社である。世界経済のグローバル化に伴う政治・経済・環境・社会的な問題を解決し、持続的開発を実現することを活動目的としている。主な協力機関は、ドイツ経済協力開発省 (BMZ) およびその他の政府関係省庁、国際機関 (EC, UN, WB 等) などである。現在、130 カ国余りで約 2700 件のプロジェクトあるいはプログラムを実施している。

GTZ の主な 6 つの活動分野⁷¹は

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1) 地方開発 | : 貧困と飢餓、農業と食料、天然資源など |
| 2) 経済開発と雇用促進 | : 経済政策、職業訓練、金融システムなど |
| 3) 環境とインフラ | : 環境政策、社会・環境基準の整備など |
| 4) ガバナンス | : 民主化、法整備、地方分権、財政問題など |
| 5) 社会開発 | : 健康、教育など |
| 6) 分野横断的な課題 | : HIV/AIDS、貧困など |

とされており、そのひとつである“Economic Development and Employment”《経済開発と雇用促進》で、「競争力を高め、持続可能な雇用を保証するため、効率的な経済・金融・雇用システムの構築のため」の技術支援が実施されている。特に、社会の不利な立場の人々を支援することによって、貧困削減への貢献努力を行っている⁷²。

金融セクターへの支援は⁷³、《経済開発と雇用促進》の中で採り上げられており、貧困層の金融サービスへのアクセスを改善するためのマイクロ・ファイナンスへの支援が中心になっている。現在、ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成も視野に入れて、20 カ国余りで、マイクロ・ファイナンスプロジェクトを実施中である。

GTZ は、WB 関連の独立機関である CGAP (The Consultative Group to Assist the Poor) のマイクロ・ファイナンス分野における効果格付け (SmartAid for Microfinance Index) で 86 ポイント (対象機関中最高) の判定を受けており、小規模金融支援分野で注目を集める機関である。

69 次のサイトにアプローチ課題の分類あり。

http://www.microlinks.org/ev_en.php?ID=12637_201&ID2=DO_TOPIC

70 関連 Website : <http://www.gtz.de/en/> 組織図: <http://www.gtz.de/de/dokumente/gtz-en-organisationsplan.pdf>

機関概要: <http://www.gtz.de/en/unternehmen/1716.htm>

実績状況: <http://www.gtz.de/en/unternehmen/1722.htm>

71 <http://www.gtz.de/en/themen/857.htm>

72 <http://www.gtz.de/en/themen/wirtschaft-beschaefigung/869.htm>

73 <http://www.gtz.de/en/themen/wirtschaft-beschaefigung/finanzsysteme/872.htm>

2007~2008年は、食料・エネルギー価格の高騰、世界的な金融危機、そして継続する宗教紛争や政治危機などの影響が大きかったこともあり、こうした危機や不安に最もしわ寄せを受け易い国・地域における安全・安定が、最近の課題としてクローズアップされている。この文脈で、ガバナンス支援におけるパブリックファイナンス部門改革、構造的な貧困削減のための Pro-poor financial service 促進、持続可能な農村経済を実現するための農村金融への技術支援・トレーニングなどが金融セクターの課題となっている。

また、GTZ の最近のユニークな試みとしては、開発途上国向け送金にかかる手数料負担の軽減を支援するウェブサイト (www.geldtransfair.de) の創設がある⁷⁴。

74 出稼ぎ労働者の本国への送金は、途上国経済にとっては実質的に大きな支えとなっている現実があり、送金システム・受取システムの整備は金融セクター支援分野で議論されている課題の一つである。2004年には、途上国向けの送金手数料の透明化、半減を目指す協定が先進国間で合意されているが、まだ実現されていない。同ウェブサイトでは、金額と送り先を指定することで、安価な送金方法が検索できるサービスを提供している。

(2) 国際開発金融機関のローン・TAの地域別・セクター別シェア状況等
Loans etc.

世銀グループ (IBRD+IDA)

Share of Total IBRD+IDA Lending by Region

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Africa	10%	7%	14%	20%	19%	20%	20%	17%	20%	24%
East Asia & Pacific	34%	34%	20%	12%	9%	13%	13%	13%	15%	16%
Europe & Central Asia	18%	18%	20%	16%	29%	14%	18%	18%	17%	15%
Latin America & the Caribbean	21%	27%	27%	30%	22%	31%	27%	24%	25%	18%
Middle East & North Africa	3%	5%	5%	3%	3%	6%	5%	6%	7%	4%
South Asia	14%	9%	14%	19%	18%	16%	17%	22%	16%	23%
Total(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	28.6	29.0	15.3	17.3	19.5	18.5	20.1	22.3	23.6	24.7

Share of Total IBRD+IDA Lending by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Agriculture, Fishing, & Forestry	10%	10%	9%	8%	6%	7%	7%	9%	7%	7%
Economic Policy			8%	8%						
Education	11%	5%	5%	5%	7%	13%	8%	9%	8%	8%
Electric Power & Other Energy	7%	2%	6%	5%						
Environment	3%	2%	3%	3%						
Energy & Mining					10%	6%	5%	8%	13%	7%
Finance	22%	10%	11%	13%	15%	8%	9%	8%	10%	7%
Health & Other Social Services					12%	19%	15%	10%	9%	11%
Industry	0%	2%								
Industry & Trade					7%	4%	4%	7%	7%	5%
Information & Communication					1%	1%	<1%	1%	<1%	1%
Law & Justice & Public Administration					27%	20%	25%	24%	25%	22%
Mining & Other Extractive	5%	1%	0%	0%						
Multisector	6%	35%	4%	0%						
Oil, Gas & Coal	0%	0%	1%	1%						
Population, Health & Nutrition	7%	4%	7%	6%						
Private Sector Development			1%	3%						
Public Sector Management	7%	5%	16%	15%						
Social Protection		9%	7%	10%						
Social Sector	5%									
Telecommunications/Informatics	0%	0%	1%	0%						
Transportation	11%	10%	11%	17%	12%	15%	19%	14%	14%	20%
Urban Development	4%	2%	4%	3%						
Water Supply & Sanitation	2%	3%	6%	3%						
Water, Sanitation, & Flood Protection					3%	7%	8%	10%	7%	12%
Total(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	28.6	29.0	15.3	17.3	19.5	18.5	20.1	22.3	23.6	24.7

(出所: Annual Report)

IBRD

Share of Total IBRD Lending by Region

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Africa	0%	0%	1%	-	<1%	<1%	-	<1%	<1%	<1%
East Asia & Pacific	42%	40%	23%	11%	9%	16%	15%	13%	17%	22%
Europe & Central Asia	21%	20%	25%	21%	42%	19%	27%	26%	25%	26%
Latin America & the Caribbean	27%	32%	36%	46%	37%	50%	45%	37%	40%	34%
Middle East & North Africa	4%	5%	7%	3%	4%	8%	9%	9%	9%	5%
South Asia	6%	3%	8%	19%	8%	7%	4%	15%	9%	13%
Total(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	21.1	22.2	10.9	10.5	11.5	11.2	11.0	13.6	14.1	12.8

Share of Total IBRD Lending by Sector

Agriculture, Fishing, & Forestry	7%	8%			5%	5%	6%	11%	5%	7%
Agriculture & Environment			14%	12%						
Economic Policy			8%	1%						
Education	9%	4%			7%	12%	5%	8%	7%	3%
Electric Power & Other Energy	5%	2%								
Environment	4%	1%								
Energy & Mining					6%	5%	3%	6%	15%	4%
Finance & Private Sector Development			15%	17%						
Finance	29%	12%			18%	10%	11%	9%	14%	9%
Health & Other Social Services					12%	18%	16%	7%	8%	7%
Human Development			16%	21%						
Industry	-	3%								
Industry & Trade					5%	4%	6%	6%	6%	6%
Information & Communication					1%	<1%	<0%	<1%	<1%	<1%
Infrastructure			16%	26%						
Law & Justice & Public Administration					31%	23%	24%	26%	22%	21%
Mining & Other Extractive	7%	1%								
Multisector	6%	40%								
Oil, Gas & Coal	1%	-								
Population, Health & Nutrition	4%	2%								
Public Sector Management	8%	5%	14%	13%						
Social Sector	4%	10%								
Telecommunications/Informatics	0%	-								
Transportation	10%	9%			13%	15%	23%	15%	15%	28%
Urban Development	4%	1%	5%	2%						
Water Supply & Sanitation	2%	2%								
Water, Sanitation, & Flood Protection					2%	8%	6%	12%	8%	15%
Other			12%	8%						
Total(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	21.1	22.2	10.9	10.5	11.5	11.2	11.0	13.6	14.1	12.8

(出所：Annual Report)

付録2 主要国際機関等の金融に関する取り組み

IDA

Share of Total IDA Lending by Region

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Africa	38%	30%	47%	50%	47%	51%	45%	45%	50%	48%
East Asia & Pacific	10%	15%	11%	15%	10%	7%	10%	12%	11%	10%
Europe & Central Asia	10%	14%	7%	8%	8%	8%	6%	6%	5%	4%
Latin America & the Caribbean	5%	9%	4%	7%	2%	2%	4%	3%	3%	2%
Middle East & North Africa	3%	6%	4%	2%	1%	3%	2%	1%	4%	2%
South Asia	34%	26%	27%	18%	32%	29%	33%	33%	27%	34%
Total(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	7.5	6.8	4.4	6.8	8.1	7.3	9.0	8.7	9.5	11.9

Share of Total IDA Lending by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Agriculture, Fishing, & Forestry	16%	15%			7%	9%	9%	5%	10%	7%
Agriculture & Environment			12%	14%						
Economic Policy			10%	8%						
Education	16%	8%			7%	14%	13%	10%	10%	13%
Electric Power & Other Energy	12%	2%								
Environment	2%	3%								
Energy & Mining					16%	7%	7%	11%	10%	10%
Finance & Private Sector Development			8%	14%						
Finance	2%	4%			10%	5%	6%	4%	3%	4%
Health & Other Social Services					13%	19%	14%	16%	11%	16%
Human Development			38%	32%						
Industry	1%	1%								
Industry & Trade					10%	5%	2%	9%	8%	4%
Information & Communication					1%	1%	1%	1%	1%	1%
Infrastructure			13%	14%						
Law & Justice & Public Administration					20%	18%	24%	26%	28%	23%
Mining & Other Extractive										
Multisector	9%	21%								
Oil, Gas & Coal										
Population, Health & Nutrition	14%	9%								
Public Sector Management	5%	6%	8%	11%						
Social Sector	5%	7%								
Telecommunications/Informatics										
Transportation	13%	14%			11%	14%	14%	12%	12%	12%
Urban Development	3%	6%	3%	2%						
Water Supply & Sanitation	2%	4%								
Water, Sanitation, & Flood Protection					5%	8%	10%	6%	7%	10%
Other			8%	5%						
Total(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	7.5	6.8	4.4	6.8	8.1	7.3	9.0	8.7	9.5	11.9

(出所：Annual Report)

付録2 主要国際機関等の金融に関する取り組み

アジア開発銀 (OCR+ADF)

Share of Total ADB (OCR+ADF) Lending by Region

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Central and West Asia	3%	10%	18%	21%	26%	20%	20%	18%	25%	27%
East Asia	20%	26%	16%	19%	16%	25%	25%	26%	22%	13%
Pacific	1%	3%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
South Asia	13%	24%	35%	39%	31%	40%	34%	21%	26%	28%
Southeast Asia	59%	36%	29%	19%	23%	13%	20%	34%	25%	31%
Regional	4%	1%	1%	0%	3%	1%	0%	0%	1%	0%
Total (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	6.0	5.0	5.9	5.3	5.7	6.1	5.3	5.8	7.4	10.1

Note: OCR: 通常資本 ADF: アジア開発基金

Share of Total ADB (OCR+ADF) Lending by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Agriculture & Natural Resources	7%	9%	18%	11%	9%	6%	4%	5%	11%	1%
Education							5%	1%	3%	1%
Energy	7%	14%	20%	12%	18%	12%	14%	19%	19%	14%
Finance	28%	1%	3%	11%	15%	8%	6%	5%	24%	11%
Social Infrastructure	12%	28%	24%	9%	12%	19%	0%			
Health, Nutrition And Social Protection							5%	1%	-	0%
Industry & Trade							3%	0%	0%	1%
Industry & Nonfuel Minerals	0%	8%	6%	2%	1%	-	0%			
Law, Economic Management & Public Policy							11%	13%	3%	12%
Transport & Communications	25%	20%	23%	27%	28%	42%	38%	30%	19%	39%
Water Supply, Sanitation & Waste Management							0%	11%	9%	4%
Multisector	16%	14%	2%	14%	3%	8%	12%	15%	12%	16%
Others	5%	6%	4%	14%	14%	5%	1%			
Total (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	6.0	5.0	5.9	5.3	5.7	6.1	5.3	5.8	7.4	10.1

アフリカ開発銀 (AfDB)

Share of Total AfDB Lending by Region

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Central Africa	5%	4%	3%	5%	9%	5%	9%	9%	7%	17%
East Africa	21%	7%	14%	23%	10%	14%	23%	11%	23%	22%
North Africa	45%	43%	27%	35%	41%	23%	30%	37%	29%	23%
Southern Africa	13%	29%	27%	15%	8%	17%	18%	6%	11%	21%
West Africa	15%	16%	23%	21%	31%	25%	8%	32%	12%	10%
Multiregional	1%	2%	6%	1%	1%	16%	12%	5%	18%	7%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:UA)	1.2	1.2	1.2	1.8	1.6	1.8	1.7	1.7	2.3	2.6

Note: UA とは西アフリカ計算単位 (West African Unit of Account) で、1 UA = 1 SDR (=1.429270 US\$2005.12.30)

Share of Total AfDB Loans & Grants by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Agriculture & Rural Development	12%	11%	17%	15%	13%	13%	16%	13%	10%	7%
Social (Education, Health & Other)	23%	12%	21%	11%	18%	19%	9%	13%	11%	5%
Water Supply & Sanitation	5%	4%	9%	4%	4%	16%	7%	11%	10%	8%
Power Supply	13%	4%	4%	5%	12%	8%	3%	16%	7%	36%
Communication	7%	-	-	5%	6%	-	-	-	-	1%
Transport	6%	17%	15%	19%	8%	17%	29%	12%	20%	29%
Finance	4%	32%	18%	15%	21%	17%	10%	13%	21%	3%
Multisector	26%	20%	16%	23%	17%	8%	26%	15%	18%	4%
Industry, mining & Quarrying	4%	0%	0%	2%	1%	2%	-	2%		6%
Urban Development	-	-	0%	-	-	-	-	-	2%	-
Environment	-	-	0%	1%	-	0%	0%	4%	-	0%
Other										
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Loans & Grants (billion:UA)	1.2	1.2	1.2	1.8	1.6	1.8	1.7	1.7	2.3	2.6

(出所: Annual Report, Compendium of Statistics)

米州開発銀行 (IDB)

Share of Total IDB Lending by Country

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Argentina	38%	5%	16%	21%	0%	29%	9%	15%	25%	28%
Bahamas	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
Barbados	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
Belize	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
Bolivia	2%	2%	1%	1%	5%	3%	2%	1%	2%	1%
Brazil	16%	50%	12%	26%	15%	5%	43%	9%	8%	19%
Chile	0%	3%	9%	1%	0%	2%	0%	1%	3%	1%
Colombia	4%	11%	6%	10%	2%	27%	12%	8%	10%	9%
Costa Rica	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	6%
Dominican Republic	2%	3%	1%	4%	6%	0%	6%	1%	3%	1%
Ecuador	1%	0%	4%	1%	2%	3%	0%	1%	5%	5%
El Salvador	2%	0%	0%	4%	2%	1%	0%	3%	2%	0%
Guatemala	2%	2%	0%	0%	7%	2%	2%	0%	4%	2%
Guyana	0%	1%	0%	1%	1%	0%	2%	0%	2%	0%
Haiti	1%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	3%	2%	0%
Honduras	2%	1%	3%	1%	2%	1%	4%	1%	2%	1%
Jamaica	0%	1%	4%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%
Mexico	3%	10%	27%	14%	22%	7%	8%	29%	6%	7%
Nicaragua	2%	1%	2%	2%	3%	1%	2%	1%	2%	1%
Panama	3%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	5%	2%
Paraguay	1%	1%	3%	0%	1%	1%	0%	1%	4%	1%
Peru	6%	5%	7%	4%	11%	8%	6%	5%	9%	10%
Suriname	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
Trinidad and Tobago	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
Uruguay	2%	1%	1%	4%	16%	4%	2%	4%	3%	1%
Venezuela	9%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	13%	0%	2%
Regional	1%	0%	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	2%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	10.1	9.5	5.3	7.9	4.5	6.8	6.0	7.1	6.4	9.0

Share of Total IDB Lending by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
<i>Competitiveness</i>										
Energy	8%	4%	8%	4%	3%	3%	2%	16%	16%	15%
Transportation & Communication	8%	7%	8%	5%	10%	4%	10%	8%	11%	23%
Agriculture & Fisheries	1%	1%	3%	9%	3%	1%	1%	1%	1%	1%
Industry, Mining & Tourism	11%	13%	6%	13%	11%	2%	0%	1%	0%	0%
Multisector Credit and Preinvestment						1%	17%	0%	0%	12%
Science & Technology	0%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	1%	5%	0%
Trade Financing						1%	1%	5%	4%	3%
Support for Private Sector						7%				
Productive Infrastructure								3%	5%	6%
Multisector Infrastructure							2%			
Capital Markets						0%	2%	3%	7%	4%
Capital Market Development										
<i>Social Sector Reform</i>										
Social Investment	11%	26%	12%	23%	42%	52%	42%	35%	16%	7%
Water & Sanitation	8%	5%	3%	2%	3%	2%	1%	5%	6%	5%
Urban Development	7%	2%	13%	2%	6%	5%	3%	1%	1%	6%
Education	3%	4%	5%	9%	3%	4%	1%	4%	1%	4%
Health	1%	5%	0%	1%	0%	6%	2%	2%	2%	3%
Environment	1%	1%	3%	1%	3%	0%	1%	2%	1%	7%
Microenterprise	2%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
<i>Reform & Modernization of the State</i>										
Public Sector Planning & Reform						1%				
Reform & Modernization of State	39%	25%	36%	31%	15%					
Export Financing	0%	0%	0%	0%	0%					
Reform & Public Sector Support							11%	1%	0%	1%
Financial Sector Reform						8%	2%	12%	13%	2%
Fiscal Reform						2%	1%	1%	3%	0%
E-Government							0%	0%	0%	0%
Decentralization Policies						1%	1%	1%	6%	1%
Modernization & Admin. of Justice						0%	0%	0%	1%	1%
Modernization of Legislatures						0%				
Planning & State Reform							0%	0%	0%	0%
Parliamentary Modernization							0%	0%	0%	0%
Civil Society							0%	0%	0%	0%
Strengthening of Civil Society						0%				
Trade Policy Development						0%		0%		
Trade Policy Support							0%		0%	0%
<i>Others</i>										
Others	0%	3%	0%	0%						
Preinvestment & Other					0%					
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:\$)	10.1	9.5	5.3	7.9	4.5	6.8	6.0	7.1	6.4	9.0

Note: Lending figures include those of loans, technical cooperation operations, small projects and Multilateral Investment Fund (MIF) operations authorized by the Bank.
(出所: Annual Report)

付録2 主要国際機関等の金融に関する取り組み

欧州復興開発銀行 (EBRD)

Share of EBRD Commitments by Region

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Central Europe & the Baltic States	38%	35%	39%	44%	32%	31%	23%	16%	14%	10%
South-eastern Europe	14%	12%	14%	19%	22%	26%	25%	28%	19%	18%
Western CIS & the Caucasus	12%	15%	19%	6%	7%	5%	14%	22%	23%	20%
Russia	23%	8%	21%	22%	33%	30%	30%	26%	38%	41%
Central Asia	9%	18%	7%	9%	6%	8%	8%	8%	6%	11%
Regional	4%	12%								
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:€)*	2.4	2.2	2.7	3.7	3.9	3.7	4.1	5.3	4.9	5.6

Note: 1998 は, billions of ECU

Share of EBRD Financing Committed by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Commerce, tourism	5%									
Property, tourism & shipping		5%	3%	4%	2%	4%	5%	4%	4%	8%
Finance, business	39%									
Agribusiness		10%	13%	8%	11%	9%	10%	11%	9%	9%
Agriculture, forestry, fishing	2%									
General industry			15%	17%	10%					
Natural resources		8%	8%	5%	7%	6%	11%	5%	0%	4%
Transport, storage	9%									
Transport		15%	8%	11%	14%	14%	10%	16%	11%	11%
Power and energy utilities		7%	10%	10%	6%	8%	7%	12%	8%	7%
Energy efficiency		2%	1%	2%	2%	1%	1%			
Energy/power generation	10%									
Telecommunications, informatics and media		8%	5%	8%	6%	6%		3%	3%	2%
Telecommunications	8%						6%			
Extractive industries	8%									
Financial Institutions		34%	29%	30%	30%	33%	36%	33%	45%	38%
Infrastructure (Municipal infrastructure & transport)		7%								
Municipal and environmental infrastructure			8%	5%	12%	5%	2%	7%	6%	6%
Manufacturing	15%					14%	12%	9%	14%	15%
Community/social services	4%									
Other Sectors		4%								
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Amount of Total Lending (billion:€)*	2.4	2.2	2.7	3.7	3.9	3.7	4.1	4.3	4.9	5.6

Note: 1998 は, billions of ECU

(出所: Annual Report)

TA (Technical Assistance)*

アジア開発銀行 (ADB)

ADB Technical Assistance by Sector

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Agriculture & Natural Resources	18%	13%	23%	16%	13%	14%	11%	16%	21%	5%
Education							8%	5%	5%	2%
Energy	4%	11%	5%	5%	8%	7%	6%	8%	15%	10%
Finance	20%	8%	6%	6%	10%	5%	5%	4%	4%	1%
Health, Nutrition and Social Protection							2%	2%	1%	2%
Industry & Trade							4%	1%	1%	
Law, Economic Management and Public							17%	9%	6%	12%
Industry & Nonfuel Minerals	0%	3%	1%	2%	2%	1%				
Social Infrastructure	22%	29%	24%	19%	14%	28%				
Transport & Communications	17%	17%	22%	26%	23%	26%	26%	21%	16%	39%
Water Supply, Sanitation and Waste							4%	11%	10%	10%
Multisector	3%	8%	5%	8%	5%	7%	17%	25%	20%	18%
Others	16%	11%	14%	18%	25%	12%				
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Total Amount (billion:\$)	0.330	0.340	0.382	0.297	0.400	0.385	0.335	0.302	0.320	0.379

(出所: Annual Report)

EBRD Technical Cooperation Commitments by Sector

欧州復興開発銀行 (EBRD)	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
Energy		8%	15%	6%						
Energy/power generation	8%									
Finance, business	43%	59%	44%	60%						
CEALs, Co-financing lines and RVFs***	14%									
Transport, storage	11%	7%	7%	7%						
Telecommunications	0%	2%	2%	1%						
Community/social services	11%	4%	7%	7%						
Manufacturing	11%	18%	21%	13%						
Extractive industries	0%	1%	0%	0%						
Agriculture, forestry, fishing	2%	0%	1%	1%						
Commerce, tourism	-	0%	-	0%						
Construction	0%	1%	3%	5%						
Non-classifiable establishments		-								
Total	100%	100%	100%	100%						
Total Amount (billion:€)**	0.080	0.089	0.068	0.128	0.102	0.073	0.081	0.078	0.074	0.098

Note: *セクター別のウェイト情報が確認できた ADB 及び EBRD

** 1998 は, billions of ECU

*** Central European Agency Lines, Regional Venture

(出所: Annual Report, EBRD Dornor Reoport)

付録3 基本チェック項目

経済指標	
1人当たり GNI M2/GDP	
金融担当省庁	通貨・資本移動
金融制度担当省庁 金融政策（狭義）担当省庁 金融機関監督省庁（中央銀行を含む） 為替政策担当省庁 資本移動規制担当省庁 政府内担当省庁と中央銀行との関係 証券市場監督機関	外貨換算の仕組み （固定相場制・変動相場制、ドルペックの有無等） 資本移動規制 ODA 資金額 対内直接投資額 対内証券投資額
金融機関	
金融機関の種類 （預金受入機関）	（公的金融機関）
国営商業銀行 民間商業銀行 外国銀行 信用組合 マイクロ・ファイナンス機関 その他銀行	開発金融機関 貿易金融機関 中小企業金融機関 農村・農業金融機関 住宅金融機関 その他の社会政策金融機関
	（その他の金融機関）
	証券会社 生命保険会社 損害保険会社 リース 年金基金 ベンチャーキャピタル等各種ファンド その他
金融機関の概要 金融機関数、支店・事務所数、資産・負債・資本の金額、受入預金金額、貸出金額、貸出企業規模、貸出企業数、預金金利・貸出金利	
金融機関の健全性 自己資本比率（自己資本／総資産、自己資本／リスク資産）、不良債権比率（不良債権／総資産）、資産査定方法、早期警戒体制の有無	
金融機関のセーフティネット 預金保険制度の有無、信用保証制度の有無、産業再生機構の有無	
金融市場	
短期金融市場 株式市場	市場の種類・参加者・市場規模・金利・取引期間・担保の有無 取引所の有無、上場株式数・銘柄・株価・時価総額、株式公開数、外国株式の上場の有無、流通市場規模
債券市場	発行債券の種類、国債・社債等の発行体・発行本数・発行金額・発行金利・発行期間、流通市場規模
外国為替市場	市場規模、取引通貨、取引業者
商品市場	市場の有無、取引商品の種類、市場規模、取引業者
クレジット市場	市場の有無、取引商品の種類、市場規模、取引業者
デリバティブ市場	市場の有無、取引商品の種類、市場規模、取引業者
金融関連インフラ	
金融関連法制	金融商品取引法、中央銀行法、銀行監督法、公的金融機関設立法、証券取引法、商法、企業法、税法、破産関連法制等
会計制度・監査制度	会計基準の有無、会計基準の国際会計基準との関係、監査制度の有無、会計士制度の有無、会計士協会の有無
金融情報・統計	格付等金融信用情報の有無、金融関連統計の有無、金融関連情報伝達方法

引用・参考文献・Web サイト

1 引用・参照文献

- ・ アジア経済研究所 朽木昭文・野上裕生・山形辰史編(1997)
『テキストブック開発経済学』有斐閣
- ・ 泉田洋一 (2003)『農村開発金融論 アジアの経験と経済発展』東京大学出版会
- ・ 岡部光明・光安孝将 (2005)『金融部門の深化と経済発展』慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 総合政策学ワーキングペーパーシリーズ No.69
- ・ 奥田英信・三重野文晴・生島靖久 (2006)『開発金融論』日本評論社
- ・ 池尾和人 (2003)『比較金融システム論から学ぶ』大和レビュー2003 年秋季号
- ・ 外務省編 (2005)『2005 年版 ODA 政府開発援助白書
～ミレニアム開発目標(MDGS)に対する日本の取組～』国立印刷局
- ・ 国際協力銀行 (2005)『年次報告書 2005』
- ・ ————— (2005)『円借款活動レポート 2005』
- ・ 国際協力事業団・国際協力総合研修所 (2001)
『事業戦略調査研究 金融に関する政策支援型協力基礎研究 報告書』
『同 現状分析編』
- ・ 国際協力機構・国際協力総合研修所 (2004)
『マイクロ・ファイナンスへの JICA の支援事例分析』(吉田秀美・岡本真理子著)
- ・ 国際協力機構(2005)『2005JICA 国際協力機構年報』
- ・ 国際協力機構・日本経済研究所 (2006)『金融分野課題に対する基本的考え方策定のための調査 調査報告書』
- ・ 酒井良清・鹿野嘉昭著(2000)『金融システム』有斐閣
- ・ 市場強化のための制度整備協力に係る委員会・経済ソフトインフラ分科会・
国際協力事業団 (2003)『途上国への制度整備協力の方向性 (経済ソフトインフラ)』
- ・ 世界銀行(2005)『世界開発報告 投資環境の改善 2005』
シュプリンガー・フェアラー東京
- ・ ————— (2005)『世界銀行年次報告 2005 一年を振り返って』
- ・ 中尾武彦 (2005)「我が国の ODA と国際的な援助潮流～特に国際金融の視点から～」
『財務省広報 ファイナンス』
(通巻 470 号 平成 17 年 1 月 10 日発行、通巻 472 号 平成 17 年 3 月 10 日発行)
- ・ USAID/EGAT (2003) ”Financial Sector Strategy”
- ・ World Bank/IMF(2005) Financial Sector Assessment A Handbook

2 Web サイト

国際協力機構 ナレッジサイト

http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf

ADB

<http://www.adb.org/>

- <http://www.adb.org/financialSector/>
(financial sector)
- <http://www.adb.org/financialSector/banking-system.asp>
(banking system)
- http://www.adb.org/PrivateSector/Finance/fin_sector.asp
(support for financial sector)
- <http://www.adb.org/Microfinance/default.asp>
(microfinance)
- http://www.adb.org/FinancialSector/bondmarket_development.asp
(Asian bond markets)
- <http://www.adb.org/Documents/CSPs/default.asp>
(country strategy & program)
- CGAP <http://www.cgap.org/>
(overview of microfinance)
- <http://www.cgap.org/p/site/c/about/>
(microfinance)
- GTZ <http://www.gtz.de/en/>
<http://www.gtz.de/en/themen/wirtschaft-beschaeftigung/finanzsysteme/872.htm>
(financial system)
- <http://www.gtz.de/en/themen/wirtschaft-beschaeftigung/finanzsysteme/6011.htm>
(financial sector approach)
- <http://www.gtz.de/en/themen/wirtschaft-beschaeftigung/finanzsysteme/6021.htm>
(further related websites)
- <http://www.gtz.de/en/themen/wirtschaft-beschaeftigung/finanzsysteme/2994.htm>
(microcredit)
- <http://www.yearofmicrocredit.org/>
(International Year of Microcredit 2005)
- IFAD <http://www.ifad.org/>
<http://www.ifad.org/operations/policy/cosop.htm>
(countries strategic opportunities paper)
- http://www.ifad.org/pub/other/rural_e.pdf
(rural finance for the poor)
- IMF <http://www.imf.org/>
<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/surv.htm>
(IMF surveillance)
- <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/prsp.htm>
(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)
- <http://www.imf.org/external/np/prsp/prsp.asp>
(PRSP country papers)
- <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/tech.htm>

- (IMF technical assistance)
<http://www.imf.org/external/np/fsap/fsap.asp>
 (FSAP: Financial Sector Assessment Program)
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/fsa/eng/index.htm>
 (Financial Sector Assessment Handbook)
http://www.imf.org/external/pubs/cat/scr1_sp.cfm?s_year=2006&e_year=2006&brty_pe=title
 (IMF country reports)
<http://www.imf.org/external/np/exr/glossary/showTerm.asp#58>
 (glossary of financial terms)
- UNDP <http://www.undp.org/>
<http://www.unCDF.org/english/microfinance/microstart/programme.php>
 (microstart program)
- USAID <http://www.usaid.gov/>
http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/eg/financial_markets.html
 (financial sector)
http://www.usaid.gov/our_work/economic_growth_and_trade/eg/fin_mkts_reports.htm
 (financial sector report search)
- World Bank <http://www.worldbank.org/>
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/0,,contentMDK:20120705~menuPK:41386~pagePK:41367~piPK:51533~theSitePK:40941,00.html>
 (Poverty Reduction Strategy Papers)
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/0,,pagePK:180619~theSitePK:136917,00.html#v>
 (activities by country)
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/0,,contentMDK:20120746~menuPK:51557~pagePK:41367~piPK:51533~theSitePK:40941,00.html>
 (Country Assistance Strategies)
<http://web.worldbank.org/external/projects/main?pagePK=217672&piPK=95916&theSitePK=40941&menuPK=223665&category=majsector§or=FX> (financial sector project database)
http://publications.worldbank.org/ecommerce/catalog/category_3932
 (publication by country)
http://publications.worldbank.org/ecommerce/catalog/category_3843
 (publication search in banking, finance and investment)

用語・略語解説

用語	英語表記	解説
金融関連用語		
資産負債総合管理	ALM: Asset Liability Management	経済・金融環境の予測をもとに、銀行が取り得るリスクの許容限度を想定したうえ、資産と負債の両面からリスク（流動性リスク、マーケットリスク、信用リスク等）を総合的に管理する経営手法
証券化	asset securitization	資産・債権から得られる価値の受益権を有価証券の形態で売買できるように変換すること
資産自己査定	asset self-assessment	金融機関が自ら、保有資産を回収の危険度に応じて分類すること
バランスシート規定	balance sheet regulation	金融機関の資産・負債・資本に関して、自己資本比率等、様々な比率を設定し、その遵守を義務づける規制
コール市場	call money market	金融機関相互間でごく短期の資金の貸借取引が行われる市場
資本市場	capital market	企業の設立、設備投資などに必要な長期資金の供給・調達が行われる市場。長期貸付市場と証券市場を指す場合もあるが、株式市場と債券市場を中心とした証券市場を指すことが多い。
審査・信用分析	credit analysis	企業やプロジェクトに対する信用供与の妥当性を調査し判断すること
信用情報	credit information	企業や個人の金融取引の信用力に関する各種の情報
クレジット市場	credit market	信用リスクを取引する市場
信用格付	credit rating	債務者の信用力を債務の履行能力を元にランク付けすること
信用リスク	credit risk	提供した資金が返済を受けられなくなるリスク
預金保険	deposit insurance	金融機関が破綻した場合に預金者に保険金を払い保護する制度
預金受入金融機関	depository (deposit-taking) financial institutions	民間商業銀行を代表とする資金調達に預金の受入をする金融機関
デリバティブ	Derivatives	先物 (futures)、スワップ (swap)、オプション (option) などの、本来の資産を元に、そこから派生した取引商品
開発金融機関	Development finance institutions	政府の開発政策に沿って優先順位の高い分野に金融を行う（政府系）機関
直接金融	direct finance	資金提供者と資金需要者との間の資金のフローに金融機関が介在せずに、直接的資金フローが発生する金融の形態
金融仲介	financial intermediation	資金を提供する主体から必要とする主体に仲介すること
間接金融	indirect finance	資金提供者と資金需要者との間の資金のフローに金融機関が介在する金融の形態
インフォーマル金融	informal finance	親戚や縁故者からの借入などの、制度的に確立している金融制度の枠外で行なわれる金融
インターバンク市場	inter-bank money markets	銀行を中心とする金融機関が参加する短期の資金融通市場（コール資金、手形割引等）
マイクロ・ファイナンス	Microfinance	貧困者層に対して提供される融資、預金その他の基本的な金融サービス
マネーロンダリング	money laundering	出所が不正な資金をあたかも問題の無いように装った資金に変換すること
国際開発金融機関	multilateral development finance institutions	世界銀行やIMF等の多国間が出資する開発金融機関
借款	ODA Loans	金利や融資期間などの返済条件が市場条件より緩い貸付
オープン市場	open money market	非金融機関も自由に参加できる短期の金融市場（現先市場、CD、CP、政府短期証券等）

用語	英語表記	解説
プライベート・エクイティ・ファンド	private equity fund	未公開株式への投資を専門的に行うファンド
プルーデシヤル政策	prudential policy	金融システムの安定性を維持するためにとられる各種の政策の総称
セーフティネット	safety net	一部の金融機関の破綻が金融システム全体の不安定化を招かないようにする仕組み
証券市場	securities market	売買の対象が株式や債券のような証券である市場。証券（株式や債券）を発行して投資家に購入してもらい、（発行市場）、発行した証券を売買する市場（流通市場）
決済システム	settlement system	資金、手形、外国為替などの決済を円滑に行う仕組み
短期金融市場	short-term money market	短期の資金貸借が行われる金融市場でインターバンク市場とオープン市場からなる
ベンチャーキャピタル	venture capital	実績の乏しい企業・プロジェクトへの投資を専門的に行うファンド
国際開発金融機関		
世界銀行	World Bank	全世界を対象として開発資金のファイナンスを供与する
国際通貨基金	International Monetary Fund: IMF	加盟国の為替政策の監視（サーベイランス）や、国際収支が著しく悪化した加盟国に対して融資を実施している
アジア開発銀行	Asian Development Bank: ADB	アジア・太平洋地域をカバーする地域国際開発金融機関
アフリカ開発銀行	African Development Bank: AFDB	アフリカ地域をカバーする地域国際開発金融機関
欧州復興開発銀行	European Bank for Reconstruction and Development: EBRD	中東欧および中央アジアをカバーする地域国際開発金融機関
米州開発銀行	Inter-American Development Bank: IDB	中南米およびカリブ海をカバーする地域国際開発金融機関
国際機関		
国際農業開発基金	International Fund for Agricultural Development: IFAD	開発途上国における貧困民支援の為に、農業や地方における持続可能な代替生活基盤の振興を支援
国連開発計画	United Nations Development Programme: UNDP	世界の開発と援助のための国際連合総会の補助機関。開発途上国の経済・社会発展のために、プロジェクト策定や管理を主に行なっている。
ドナー国機関		
米国国際開発庁	USAID	アメリカの国務省傘下の国際援助実施機関
ドイツ技術協力公社	GTZ	ドイツの国際技術協力公社